

① 平成 30 年第 3 回定例会

(9 月 11 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成30年第3回益城町議会定例会目次

○9月11日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について	3
日程第4 報告第9号 平成29年度公営企業資金不足比率の報告について	5
日程第5 議案第68号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）	5
日程第6 議案第69号 平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	5
日程第7 議案第70号 平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	5
日程第8 議案第71号 平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）	5
日程第9 議案第72号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）	5
日程第10 議案第73号 平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）	5
日程第11 議案第74号 平成29年度益城町一般会計決算認定について	5
日程第12 議案第75号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	5
日程第13 議案第76号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	5
日程第14 議案第77号 平成29年度益城町介護保険特別会計決算認定について	5
日程第15 議案第78号 平成29年度益城町公共下水道特別会計決算認定について	5
日程第16 議案第79号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について	5
日程第17 議案第80号 平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について	5
日程第18 議案第81号 益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について	5
日程第19 議案第82号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第20 議案第83号 益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第21 議案第84号 町道の路線認定について	5

日程第22 議案第85号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について……………	5
散会……………	20

○9月12日（第2日）

出席議員……………	21
欠席議員……………	21
職務のため出席した事務局職員の職・氏名……………	21
説明のため出席した者の職・氏名……………	21
開議……………	22
日程第1 総括質疑……………	22
散会……………	51

○9月13日（第3日）

出席議員……………	52
欠席議員……………	52
職務のため出席した事務局職員の職・氏名……………	52
説明のため出席した者の職・氏名……………	52
開議……………	53
日程第1 一般質問……………	53
4番 松本昭一議員……………	53

1 町の財政見通しについて

- (1) 今後の財政見通しについて
- (2) 今後の地方債の償還見込みについて町としてどのような対策を講じていく予定か伺う。
- (3) 町としても財源確保について積極的に取り組むべきだと思うが、どのような対策を立てて取り組んでいくのか伺う。

2 益城町社会福祉協議会との連携について

益城町社会福祉協議会の会長に就かれた町長として、現状認識と今後の町としての支援、関与について伺う。

3 被災者支援について

社会福祉協議会等とも連携を図り、新たな見守り支援の取り組みを進めていかなければならないと考えるが、仮設住宅での見守りの縮小も図りながら、新たな仕組みづくりが必要ではないかと思う。どのように取り組んでいくのか伺う。

1 学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進について

- (1) 文科省から依頼のあった「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査」において、安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校は何校あったか。
- (2) この中には法定点検の対象外の施設はあったか。また、これらの安全点検をどうするのか。
- (3) 安全性に問題のあるブロック塀等の工事着手までの間、安全確保をどうするか。
- (4) 「学校防災マニュアル」に基づき改めて通学路を確認すべきと考えるが、どうなっているか。
- (5) 安全性に問題のある通学路をどうするか。
- (6) 通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えるがどうか。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度について

- (1) 本町におけるひとり親家庭はどれ位なのか。
- (2) 本町におけるひとり親家庭の医療費助成制度の実態はどうなのか。
- (3) 本町以外の市町村での助成制度はどうなっているのか。

3 災害公営住宅について

- (1) 7月末で本申込みが終わったと聞いているがその実情はどうなっているのか。
- (2) 今後の設置状況はどうなっているか。
- (3) 現在、仮設住宅に住んでおられる町民の方々もその数が減っていると思うが、実情はどうなっているのか。
- (4) 仮設住宅の集約も考えていかなければならないが町の方針は。

4 防災・減災について

- (1) 災害対策本部の設置場所について、この別館2階大会議室になっており、使用できない場合は町保健福祉センター多目的室としているが、この庁舎の耐震限度はどれ位なのか。また町保健福祉センターの耐震限度はどれ位か。
- (2) 保健福祉センターにマンホールトイレを設置することはできないものか。

(3) 防災士になる為には、5～6万円かかるが、その費用の補助は考えておられるのか。

(4) 本町の指定避難所として16カ所指定されている。その中で6カ所の小中学校が指定されているが、体育館における非構造部材の現状はどうなっているのか。

9番 宮崎金次議員 …………… 69

1 熊本地震からの復旧状況について

地震からの復旧期の最終年度となっているが、町の復旧の進捗度合いについて2つの面から伺いたい。

(1) 現在までの災害復旧費（繰越・今年度予算）の使用実績（%）について。

(2) 現在までに災害復旧費として計上されていない町道・里道・よう壁・小河川・農道等の復旧について今後どの様にするか。

2 中井手及び妙見川の内水氾濫対策について

熊本地震により安永・福富地区の地盤が沈下し、平成28年度に発生した豪雨により内水氾濫が発生。多くの床下浸水や駐車場の車が被害を受けた。

その後町の応急的な堤防の補修や河川水量把握のための計測器の設置、更に排出ポンプ等を設置していただき、今のところ内水による被害は発生していないが、該当地域の住民は不安な思いで生活をしている。

そこで今後この安永の中井手地区と福富妙見川の内水氾濫対策をどのように進めようと考えておられるか、伺いたい。

2番 下田利久雄議員 …………… 80

1 木山橋南側住宅移転問題について

先に一般質問しました木山橋南側の住宅移転問題、その後の経過と今後の対応について

2 東海大学農学部移転問題について

東海大学農学部が益城町に移転することになり、町としての誘致活動の状況と今後の活動は。

10番 坂本 貢議員 …………… 82

1 畜産団地の現状と今後について

畜産団地は使用者と撤退について円満に解決しているが、跡地についてどのように考えているか。

2 赤井川、木山川の河川の修復、補強状況について

(1) 地震後、改修が進んでいるが、現状はどうか。

(2) 特に、赤井部落の安全は確保できているか。

13番 石田秀敏議員 85

1 教育問題

飯野小学校児童数増加に伴う今後の対応

2 仮設住宅入居者対策

(1) 入居制限について

(2) 仮設統廃合について

散会 88

○9月19日(第4日)

出席議員 89

欠席議員 89

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 89

説明のため出席した者の職・氏名 90

開議 90

日程第1 常任委員長報告 90

日程第2 議案第86号 工事請負契約の締結について 101

日程第3 議案第87号 工事請負契約の締結について 101

日程第4 議案第88号 工事請負契約の締結について 102

日程第5 議案第89号 公有財産の取得について 103

日程第6 議案第90号 公有財産の取得について 104

日程第7 議案第91号 公有財産の取得について 104

日程第8 議案第92号 公有財産の取得について 105

日程第9 議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について 106

日程第10 益福第2623号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 106

日程第11 益福第2624号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 107

日程第12 議員派遣の件 108

日程第13 閉会中の継続調査の件 109

閉会 109

平成30年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年9月11日午前10時00分招集
2. 平成30年9月11日午前10時00分開会
3. 平成30年9月11日午前11時25分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について
 - 日程第4 報告第9号 平成29年度公営企業資金不足比率の報告について
 - 日程第5 議案第68号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第6 議案第69号 平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第7 議案第70号 平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議案第71号 平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第9 議案第72号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第10 議案第73号 平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第74号 平成29年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第12 議案第75号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第13 議案第76号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第14 議案第77号 平成29年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第15 議案第78号 平成29年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
 - 日程第16 議案第79号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第80号 平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第18 議案第81号 益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第19 議案第82号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第20 議案第83号 益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第21 議案第84号 町道の路線認定について
 - 日程第22 議案第85号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |

11番 寺本英孝君 12番 坂田みはる君 13番 石田秀敏君
14番 中村健二君 15番 竹上公也君 16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君 18番 稲田忠則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	塘田仁君	総務課審議員	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君
代表監査委員	濱田義紀君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員17名です。

これより、平成30年第3回益城町議会定例会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、10番坂本貢議員、16番渡辺誠男議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は9日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、報告2件と、本定例会に提案されました議案の説明及び決算審査の報告を行います。あす12日は総括質疑、13日は一般質問、14日は各常任委員会、15、16、17日は休会、18日は各常任委員会現場視察、19日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第3 報告第8号 平成29年度健全化判断比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第8号「平成29年度健全化判断比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成30年度第3回益城町議会定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議員の皆様方におかれましては、日夜、地域のために活動していただいております、心から感謝を申し上げます。

また、傍聴席には、早朝からわざわざお越しいただきまして、ありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

さて、9月6日、北海道におきまして震度7の地震が発生し、厚真町などで42名のとうとい命が奪われ、家屋の倒壊や土砂崩れが発生するなど、甚大な被害が出ております。心からお悔やみ申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

熊本地震発生当時、益城町は日本全国の多くの皆様からさまざまな支援や励ましの言葉をいただきました。今後、震度7の地震を2回経験しました町として、被災地に何が必要とされているか、町として支援できることは何かなど、国や熊本県などを通じて情報収集をしっかりと行い、支援を行ってまいります。

益城町におきましても、災害に備えるため、9月の1日、状況予測型の防災訓練を実施してお

ります。今回の訓練は、熊本地震で得ました課題を反映した実践的な訓練で、災害対策本部長の私を含め、幹部職員の災害対応のスキルアップにつながったものと感じております。災害は、いつか必ずどこかで起きるものを常に念頭に置き、今後も職員参集訓練や総合防災訓練を実施してまいります。

さて、震災から2年4カ月が過ぎました。杉堂地区の大規模造成、盛土滑動崩落防止事業、四賢婦人記念館建設、第五保育所建設、益城町総合体育館建設などの安全祈願祭が相次いで行われ、ハード面の復旧は少しずつではありますが進んでおります。また、災害公営住宅の本申し込みも終了し、今後も町民の皆さん方の生活再建を第一に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、7月28日土曜日、町民の有志による「まっごスマイル！益城」夏祭りが、役場仮設庁舎において開設されました。大変暑い中での開催でしたが、若者を中心に約1万人の町民の皆様が来場され、大変にぎわっておりました。開催に当たり御尽力いただきました多くの関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

9月15日には、益城町夏祭り実行委員会主催により、皆の夏祭りがグランメッセ内において開催されます。町民総踊りも復活し、多くのアーティストの出演やキャラクターショーなど、盛りだくさんの内容となっております。さらに、9月21日に、津森のふるさとを守る会主催により、彼岸花まつりが、10月7日には保健福祉センターにおいて、健康フェスタが開催されます。多くの皆様の参加をお待ちしております。

それでは、今回提案しております案件は、報告2件、予算関係6件、決算関係7件、条例など2件、合計20件となっております。

早速でございますが、報告事項から提案をさせていただきます。

最初に、報告第8号、平成29年度健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、議会への報告等が義務化されております。よって、今回報告するものです。

健全化判断比率は、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の四つの判断比率があり、益城町の平成29年度決算における健全化判断比率はごらんとおりで、昨年と比較しますと、実質公債費比率が0.3ポイント悪化、将来負担比率が復興基金の積み立て等により負担比率なしとなり、昨年の30.2%から改善しており、全体としましては、早期健全化基準を大きく下回っている状況にあります。

しかし、今後、熊本地震からの復旧・復興事業に係る公債費等の増加が見込まれますので、計画的な財政運営に進めていきたいと思っております。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 報告第8号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第8号「平成29年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第4 報告第9号 平成29年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第9号「平成29年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ、訂正をお願いします。先ほど冒頭、条例など2件と申し上げましたが、5件の誤りですので、修正をお願いしておきます。

それでは、報告第9号、平成29年度公営企業資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会への報告等が義務化されております。よって、報告第8号と同様、今回報告するものでございます。

公営企業に該当する1、水道事業会計、2、公共下水道特別会計、3、農業集落排水事業特別会計の三つの会計があり、いずれも資金不足率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。また、監査委員からも、全ての会計において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないとの審査意見書をいただいております。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 報告第9号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第9号「平成29年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

-
- 日程第5 議案第68号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第69号 平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第7 議案第70号 平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8 議案第71号 平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第72号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第73号 平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第74号 平成29年度益城町一般会計決算認定について
日程第12 議案第75号 平成29年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第13 議案第76号 平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第14 議案第77号 平成29年度益城町介護保険特別会計決算認定について
日程第15 議案第78号 平成29年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
日程第16 議案第79号 平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
日程第17 議案第80号 平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第18 議案第81号 益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について
日程第19 議案第82号 益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第83号 益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第84号 町道の路線認定について

日程第22 議案第85号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第5、議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から日程第22、議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの18議案を一括議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から日程第22、議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの18議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）から議案第73号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）につきましてまでの6議案について御説明申し上げます。

議案第68号、一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ164億2,259万3,000円増額しまして、歳入歳出総額491億781万4,000円とするものです。

第2表の、債務負担行為補正で、益城中央被災市街地復興土地区画整理用地先行買収事業ほか、2事業を追加。第3表の地方債補正では、一つの事業債を追加し、11の事業債を変更しております。

歳入歳出補正予算の主なものでは、536戸の災害公営住宅購入費を含む災害公営住宅費に158億3,361万2,000円を増額しております。災害公営住宅の整備につきましては、被災者の恒久的な住まいを確保する重要な取り組みでありますので、できるだけ早期に整備できるよう努めていきたいと思っております。

また、役場仮設庁舎におきまして、慢性的な会議室不足等となっているため、会議室、書庫等賃借料に6,372万円、さらに教室不足が見込まれる飯野小学校の増築設計委託料に330万円、その他、道路・河川等の災害復旧費、任期つき職員の増加による人件費を増額計上しております。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第69号、国民健康保険特別会計補正予算では1億5,603万3,000円の増額補正、議案第70号、後期高齢者医療特別会計補正予算では911万7,000円の増額補正、議案第71号、介護保険特別会計補正予算では3億2,341万8,000円の増額補正。また、議案第72号、公共下水道特別会計補正予算では3,191万3,000円の増額補正を行っております。さらには、議案第73号、水道事業会計補正予算では、収益的収入及び支出を1,093万5,000円減額補正、資本的収入及び支出の収入を1,340万4,000円、支出を83万2,000円の増額補正を行っております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。議案の第68号か

ら議案第73号まで、六つの議案について説明をさせていただきます。

まず、議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第2号）のほうを見ていただきたいと思います。

1 ページをあけてください。

議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ164億2,259万3,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ491億781万4,000円とするというふうにしております。

第2条のほうで、債務負担行為の補正、それから、第3表で地方債の補正をしております。

5 ページをあけていただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正です。まず、1、追加で、益城中央被災市街地復興土地地区画整理用地先行買収事業、期間として平成31年度から35年度まで、限度額が3億5,800万円。都市計画道路用地先行買収事業、平成31年度で限度額が7,000万円、益城町文化会館災害復旧事業が平成31年度で9億6,300万円としております。

6 ページをあけていただきたいと思います。

第3表で、地方債の補正です。まず、追加が一つの事業で、町営住宅災害復旧事業債が5,010万円の追加をしております。

2の変更につきましては、臨時財政対策債を含む11事業について、変更をしております。

臨時財政対策債が減額の補正、発行可能額の決定による減額の補正、その他の変更につきましては、全て事業費の変更等に伴う増額の補正というふうになっております。

次が、歳入歳出予算で、10ページをあけていただきたいと思います。

2の歳入、11款の地方特例交付金、補正額が635万3,000円で交付決定に伴う増額をしております。

12款の地方交付税1億2,402万円の増額で、普通交付税の決定に伴う増額をしております。

16款国庫支出金1項の国庫負担金4目の災害復旧費国庫負担金7,501万8,000円の増額で、河川の災害復旧費に伴う負担金の増額をしております。

11ページが、1目の総務費国庫補助金149万8,000円は地方創生交付金で、地震の記録等のデジタル化に伴う補助金で2分の1の交付金となっております。

7目の土木費国庫金については117億9,758万4,000円で、住宅費補助金は災害公営住宅整備に係る補助金4分の3の補助となっております。

9目教育費補助金1,254万3,000円は、小中学校の就学援助費補助金被災児童生徒分で、補助率は3分の2です。

10目の災害復旧費補助金は155万5,000円で、農業用施設の補助金となっております。

17款県支出金2項の県補助金1目の総務費補助金で1,844万3,000円は復興基金の交付金で、地域コミュニティ施設事業等、四つの事業に対する交付金となります。

5目農林水産業費県補助金は、農業農村整備推進交付金事業の補助金となっております。

12ページをお願いいたします。

18款財産収入、利子及び配当金で48万円については、空港ビルディングの配当金の確定によるものです。繰越金のほうが2億9,596万3,000円の減額をしております。

22款諸収入5項の雑入4目の過年度収入2億7,410万円、総合運動公園災害復旧の過年度の国庫補助金、それから、子どもの教育・保育給付費過年度の国県の負担金の増額補正となっております。

5目の雑入4,168万1,000円、後期高齢の特別会計、介護保険の特別会計の繰出金に対する29年度の精算金の増額分というところです。

13ページの23款町債につきましては、第2表と同じ内容になっております。

14ページをお願いいたします。

3の歳出です。2款の総務費1項総務管理費1目一般管理費1,383万1,000円の増額になります。1の報酬、町民表彰等の委員さんの報酬、それから、8の報償費、謝礼については、町民表彰関係の費用ということです。2節、3節、4、6節については、職員給与関係の分となっております。職員給与関係につきましては、一般会計全体で3,211万2,000円の増額をしております。任期つき職員等の採用の増加に伴うものというふうになっております。

15ページです。4目の企画費300万2,000円の増額です。13の委託料においては、復興将来像イメージ図の作成業務の委託料、12カ所の作成を予定しております。

6目防災費41万1,000円につきましては、災害派遣員等用の消耗品、携帯電話代等になっております。

16ページ、7目諸費330万円、修繕料については、防犯灯の修繕料、有線放送、広報掲示板等の補助金等を増額しています。

次が、17ページで、3目の徴収費71万3,000円、収納消込関係のシステムの改修委託料で増額しています。

3項の戸籍住民基本台帳費1目の戸籍住民基本台帳費につきましては、時間外手当等の職員の人件費になっております。

18ページをお願いいたします。

3款民生費1目の社会福祉総務費766万8,000円の増額で、19の負担金において復興ボランティア連携推進事業200万円の復興基金を活用した事業の増額、それから、23節では598万2,000円は、過年度の国県支出金の精算に伴う返還金の増額をしております。

19ページで、2項の児童福祉費1目の児童福祉総務費で79万6,000円、修繕料で53万円みゆきハウスの基礎解体2カ所分を計上しております。

3目児童福祉施設費484万8,000円、7賃金で産休代替保育士の賃金が204万円、2人の産休の代替賃金となっております。15の工事請負費313万2,000円でトイレ改修工事費、第五保育所以外の一から四までの保育所のトイレの改修費。それから、排水設備工事費については、第三保育所の下水道引き込み工事費というふうになっております。

20ページをお願いいたします。

3項災害救助費1目の災害救助費では489万6,000円の増額補正で、13の委託料において仮設住

宅の点検業務の委託料のほうを計上しております。2目仮設住宅運営費164万3,000円では入居時の清掃費、それから、シロアリ駆除等の増額をしておるところです。

21ページ、4款衛生費1目の保健衛生総務費については、28の繰出金において国保特別会計の事務費の繰出金を17万5,000円の増額をしております。8目の保健福祉センター運営費36万2,000円は修繕料です。

6款農林水産業費2目の農業総務費26万9,000円は、職員の人件費。

5目農地費387万円については、22ページをお願いいたします。19の負担金において農業農村整備推進交付金、揚水機場の更新、それから、特定農業用管水路特別対策事業の負担金、農業用水路等の負担金になっております。2項の林業費1目の林業振興費86万4,000円は、臨時職員賃金で20日の6カ月分、林地台帳整理、私有林の地主把握あたりのところで計上しておるところです。

7款商工費2目の商工振興費100万円、商店街にぎわい復興支援事業100万円というところで、復興基金を財源としております。

24ページをお願いいたします。

8款土木費5目の地域再生事業費536万1,000円、農免道線の設計委託料、道路用地の購入費というところで計上しております。

4項の都市計画費1目の都市計画総務費で1,433万2,000円については、25ページのほうで、旅費においては普通旅費428万円、これは用地交渉の旅費としております。28繰出金で公共下水道特別会計の繰出金の計上です。

次、26ページをお願いいたします。

2目の災害公営住宅費補正額が158億3,361万2,000円で、17の財産購入費で災害公営住宅の用地購入費。それから、住宅の購入費。住宅については536戸分、用地については集落部と木山の区画整理地内の用地分となっております。

9款消防費2目の消防施設費277万8,000円、水道メーターの加入金と救助工作車用の備品というふうになっております。

27ページ、10款教育費2項小学校費1目の学校管理費で475万4,000円の増額。修繕料についてはブロック塀の撤去、それから、委託料につきましても、飯野小学校の特別支援学級の改修工事の設計業務委託料。それから、飯野小学校の増築工事設計に伴う設計の委託料330万円、普通教室一つに特別教室3教室の増築を予定をしております。

2目の教育振興費1,140万1,000円、要・準要保護の援助費は被災児童の援助費というふうになっております。

28ページをお願いいたします。

3項中学校費1目の学校管理費172万5,000円、修繕料等は木山中学校のブロック塀の撤去等。

2目の教育振興費1,138万円は被災生徒の要援護費というふうになっております。

29ページ、6項社会教育費1目の社会教育総務費で1,445万9,000円。19の負担金において地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金で、復興基金の財源を充てております。

2目公民館費190万円、下水15の工事請負費で下水道引き込みの工事については、津森分館を予定しているところです。

30ページをお願いいたします。

5目の四賢婦人記念館運営費補正額が2,000万円の増額。四賢婦人記念館の新築に伴いまして、展示の計画・設計・設置委託料。それから、展示ケース等の備品購入費となっております。

9目の交流情報センター運営費227万7,000円。これは13の委託料で震災分校デジタル化業務委託料ということで、事業費の半分を交付金で充てております。

次に、32ページをお願いいたします。

11款災害復旧費1目の農林農業用施設災害復旧費1,579万1,000円。修繕料につきましては、飯野地区の用水ポンプ。それから、委託料は災害復旧の設計業務の委託料。22の補償費については、堂園の用水路の移転に伴う補償費というふうになっております。

33ページ、2項土木施設災害復旧費の1目の道路橋梁災害復旧費1億2,621万2,000円。11の修繕料は町道・里道の修繕料。それから、19の負担金については、支障物の移転に伴う負担金というところです。

2目の河川災害復旧費1億2,120万円、修繕料は水路の修繕料。それから、15の工事請負については、河川の災害復旧費の工事費ということで8,570万円を予定をしております。

3目の公園災害復旧費は4,400万円で、工事請負費のほうを増額をしております。

34ページで、4目の住宅災害復旧費5,023万3,000円、広崎団地、辻団地、市ノ後団地の災害復旧費の計上です。

6目宅地災害復旧費487万円、修繕料等になっております。

3項厚生労働施設災害復旧費1目の民生施設災害復旧費で271万9,000円、14の使用料関係で仮設園舎リース料、第五保育所の工事が延びたことに伴うリースの延長の分の増額になっております。

4項の文教施設災害復旧費1目の公立学校施設災害復旧工事費50万3,000円は、益城中学校の倉庫の借り上げ料、3目社会体育施設災害復旧費47万1,000円は津森グラウンドの支障物の撤去費というようになっております。

36ページをお願いいたします。

5項その他公共施設・公用施設災害復旧費において補正額が7,042万8,000円、14の使用料関係で仮設庁舎会議室・書庫等の賃借料6,372万円、会議室等の不足による建て増しの分ということになります。工事請負費については、旧役場庁舎の応急復旧分の工事費ということになっております。

以上が、議案第68号、一般会計の補正予算の内容になります。

次に、議案第69号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算になります。

1ページをお願いいたします。

平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1億5,603万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ42億5,900万3,000円と

しております。

6 ページをお願いいたします。歳入です。

10 款繰入金で一般会計からの繰入金17万4,000円を増額をしております。総務費事務費の繰入金になっております。繰越金が1億5,585万9,000円、平成29年度決算に伴う増額補正というところ

7 ページで、歳出です。

2 款総務費 1 目の一般管理費27万円、国庫のシステム改修費になっております。都道府県化に伴うものというところ

9 款諸支出金 3 目の償還金1億1,788万9,000円を増額です。療養給付費等の国への返還金、それから、出産育児の返還金、療養給付費等の社会診療報酬基金への支払金への返還金、29年度の事業費の確定に伴う返還金になっております。

最後は、予備費で3,787万4,000円を増額をしております。

以上が、国民健康保険特別会計の補正予算になります。

次に、議案第70号、平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計予算の補正です。

1 ページをお願いいたします。

平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）においては、歳入歳出予算の補正で歳入歳出それぞれ911万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億7,924万9,000円としております。

6 ページをお願いいたします。歳入です。

6 款の繰越金です。911万7,000円を増額で、平成29年度決算に伴う増額となっております。

7 ページのほうで歳出になっております。

4 款諸支出金 3 目の償還金35万8,000円、事務費繰入金の精算返還金というところで一般会計への平成29年度精算に伴う返還金となっております。

10 款の予備費は875万9,000円を増額をしております。

議案70号については、以上になります。

次に、議案第71号、平成30年度介護保険特別会計の補正予算になります。

1 ページをお願いいたします。

平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出それぞれ3億2,341万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ37億1,993万6,000円としております。

6 ページをお願いいたします。歳入です。

4 款国庫支出金 1 目の調整交付金で5,000円、地域支援事業調整交付金。それから、2 目の地域支援事業交付金で2万円の増額補正。

それから、5 款の支払基金交付金で2万7,000円。

それから、6 款の県支出金で1万2,000円を増額。

それから、7 ページのほうで、繰入金で一般会計からの繰入金を1万2,000円を増額をしております。こちらの増額につきましては、歳出でやっています事業に伴う財源という形で補正をし

ているところです。

11款繰越金については、3億2,334万2,000円の増額で、平成29年度決算に伴う増額をしております。

8ページからが歳出になります。

5款の地域支援事業費1目の高額総合事業サービス費10万円の増額です。介護予防高額利用の増に伴うものというところです。

それから、9款が諸支出金で2目の償還金2億6,883万7,000円の増額です。29年度の精算に伴う国県社会保険診療報酬支払金、それから一般会計への返還金という形で償還金として計上をしております。

9ページが予備費で、5,448万1,000円の増額をしております。

以上が議案第71号となります。

次に、議案第72号、平成30年度公共下水道特別会計補正予算になります。

1ページをお願いいたします。

平成30年度益城町公共下水道特別会計補正（第2号）の歳入歳出予算の補正については、歳入歳出それぞれ3,191万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億393万5,000円というふうにしております。

第2表の第2条のほうで、地方債の補正をしておるところです。

4ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正です。1、変更で、下水道の災害復旧事業債のほうを1億630万円から1億1,630万円、1,000万円の増額をしております。

次に、7ページをお願いいたします。歳入です。

5款の繰入金1目の一般会計からの繰入金で270万円の増額、それから、繰越金については1,921万3,000円の増額、29年度決算に伴うものです。

8の町債につきましては、第2表のとおりとなっております。

次が8ページになります。8ページからが歳出です。

事業費の1目の公共下水道費、2,077万7,000円の増額です。2節、3節、4節、6節につきましては増額しておりますが、任期つき職員の採用による増額補正となっております。

8報償費については150万円で、一括納付の報償金の増加に伴う増額補正です。22の補償関係につきましては上水道の補償費ということで、29年度工事に伴う水道の特別会計に伴う補償になっております。

2の施設費90万6,000円は、書類整理用の棚の備品購入です。

9ページで、災害復旧費の1目のその他公共施設・公用施設災害復旧費1,000万円については、小池・赤井地区の管路の復旧業務の設計業務の委託料となっております。

4款の予備費については、23万円の増額をしております。

以上が議案第72号になります。

次に、議案第73号、平成30年度益城町水道会計補正予算になります。

1 ページをお願いいたします。

議案第73号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）です。

収益的収入及び支出、第2条になりますが、平成30年度益城町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出額のうち、支出の予定額を次のとおり補正するというようにしております。詳細な内容については、4ページで説明をさせていただきます。

次に、資本的収入及び支出です。第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,580万9,000円を1億325万7,000円に、当過年度損益勘定留保資金1億1,582万9,000円を1億325万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというふうにしております。

概要については、また、5ページのほうで説明をさせていただきたいと思います。

まず、4ページをあけていただきたいと思います。

収益的収入及び支出の支出になります。21款益城町水道事業費用1項の営業費用4目の総係費19万2,000円の増額については、給水袋の400枚の購入費となっております。

5の減価償却費1,162万7,000円の減額については、構築物・機械・車両等の有価固定資産の減価償却費となっております。平成29年度の確定によるものというところです。

次に、3項の特別損失6目水道施設災害復旧費50万円については、仮設配管賃借料というところで災害復旧工事の延長によるものということになります。

次に、5ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の、まず収入です。31款益城町水道事業資本的収入6項の補助金1目の補助金です。1,340万4,000円、他会計補助金としております。平成29年度小谷地区の工事に伴う補償金で下水道工事に伴う補償金で、下水道の特別会計からの補償金ということです。41款益城町水道事業資本的支出、1項の建設改良費5目の災害復旧事業費83万2,000円、水道センターの事務所の耐震診断委託料というふうになっております。

以上で議案の説明を終わりたいと思います。

○議長（稲田忠則君） ここで、暫時休憩いたします。10時55分から再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第74号から議案第80号まで、決算認定の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、続きまして、議案第74号、平成29年度益城町一般会計決算認定についてから議案第80号、平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまで御説明をいたします。

それでは、議案第74号について。まず、平成29年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1

ページをお願いします。

議案第74号、平成29年度益城町一般会計決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度益城町一般会計決算について認定を求める。平成30年9月11日提出、益城町長西村博則。

2ページをお願いいたします。

益城町一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、2ページから7ページにかけて記載をしてあるとおりでございます。

6ページの歳入の合計、収入済額は298億8,651万3,733円となっています。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較の合計額を、一番下に記載しておりますので御参照ください。

8ページをごらんください。8ページから113ページまでが歳出となっております。内容につきましては、ここに記載をしているとおりでございます。

12ページの歳出の合計、支出済額は291億2,260万4,067円。以下、予算現額、翌年度繰り越し額、不用額、予算現額と支出済額の合計金額を列記しております。

14ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は7億6,390万9,666円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、106ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額298億8,651万4,000円、歳出総額291億2,260万4,000円、歳入歳出差引額7億6,391万円、繰越明許費繰越額6億5,917万6,000円、事故繰越し繰越額1億69万7,000円、実質収支額403万7,000円となっております。以上でございます。

続きまして、議案第75号について説明を申し上げます。

133ページをお願いします。

議案第75号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度益城町国民健康保険特別会計決算について認定を求める。平成30年9月11日提出、益城町長西村博則。

134ページをお願いいたします。

益城町国民健康保険特別会計決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

歳入につきましては、134ページから135ページにかけて記載をしているとおりでございます。

歳入の合計につきましては、134ページをお願いいたします。

歳入合計、収入済額49億7,276万43円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較となっております。

136ページをお願いします。歳出につきましても、ここに記載をしているとおりでございます。歳出合計は138ページをお願いいたします。

歳出の合計、支出済額47億5,690万137円、以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額

との比較を記載しております。

次のページをお願いします。歳入歳出差引残額 2 億 5,585 万 9,906 円となっております。

歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますのでごらんいただきたいと思います。

次に、156 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額 49 億 7,276 万円、歳出総額 47 億 1,690 万円、歳入歳出差引額 2 億 5,586 万円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

続きまして、議案第 76 号について説明申し上げます。

161 ページをお願いします。

議案第 76 号、平成 29 年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度益城町後期高齢者医療特別会計決算について認定を求める。平成 30 年 9 月 11 日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。

益城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。

歳入につきましては、ここに記載をしておりでございます。歳入合計、収入済額 2 億 9,182 万 5,015 円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較を記載しております。

次のページをお願いします。

歳出につきましてもここに記載をしておりでございます。

歳出合計、支出済額 2 億 7,990 万 7,804 円。以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額との比較について、ここに記載をしておりでございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出差引残額 1,191 万 7,211 円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思います。

172 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額 2 億 9,182 万 5,000 円、歳出総額 2 億 7,990 万 8,000 円、歳入歳出差引額 1,191 万 7,000 円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

続きまして、議案第 77 号につきまして御説明申し上げます。

175 ページをお願いいたします。

議案第 77 号、平成 29 年度益城町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 29 年度益城町介護保険特別会計決算について認定を求める。平成 30 年 9 月 11 日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。

益城町介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。

歳入につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。下の方をごらんください。歳入合計、収入済額 34 億 1,049 万 9,884 円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予

算現額と収入済額との比較はここに金額が記載してあるとおりでございます。

歳出につきましては、178ページから181ページに記載をしているとおりでございます。

歳出の合計、支出済額30億3,715万6,888円。以下、予算現額、不用額そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

182ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額 3 億7,334万2,996円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、184ページから記載をしてあるとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

200ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書について。歳入総額34億1,050万円、歳出総額30億3,715万7,000円、歳入歳出差引額 3 億7,334万3,000円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

次に、議案第78号について御説明申し上げます。

207ページをお願いします。

議案第78号、平成29年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度益城町公共下水道特別会計決算について認定を求める。平成30年9月11日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。

益城町公共下水道特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出につきまして御説明をいたします。

歳入について、歳入合計、収入済額は26億5,287万4,936円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較はここに記載しているとおりでございます。

210ページをお願いします。

歳出につきまして、歳出合計支出済額26億2,348万5,098円、以下、予算現額、翌年度繰越額、不用額そして予算現額と支出済額との比較でございます。

212ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額2,938万9,838円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、214ページから記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、224ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額26億5,287万円5,000円、歳出総額26億2,348万5,000円、歳入歳出差引額2,939万円、繰越明許費繰越額908万3,000円、事故繰越し繰越額 9 万4,000円、実質収支額2,021万3,000円となっております。以上でございます。

次に、議案第79号について御説明申し上げます。

227ページをお願いします。

議案第79号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計決算について認定を求める。平成30年9月11日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。

益城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず、歳入ですが、歳入の合計、収入済額が1億1,337万5,883円。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較につきましてここに書いてあるとおりでございます。

230ページ、歳出でございます。歳出の合計、支出済額1億1,266万8,911円。以下、予算現額、不用額、予算現額と支出済額との比較となっております。

232ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額70万6,972円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、234ページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

242ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。歳入総額1億1,337万6,000円、歳出総額1億1,266万9,000円、歳入歳出差引額70万7,000円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

議案第80号について御説明申し上げます。

水道事業会計の決算書をごらんください。

議案第80号、平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算について認定を求める。平成30年9月11日提出、益城町長西村博則。

2ページをお開きください。

平成29年度水道事業決算書収益的収入及び支出について決算額を申し上げます。収入の決算額は4億8,440万8,116円、支出の決算額4億6,943万3,199円となっております。内訳はここに記載をしておりますのでございます。

3ページをごらんください。

資本的収入及び支出の決算額を申し上げます。収入の決算額は5億6,464万2,528円、支出の決算額は7億7,570万7,524円、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億1,106万4,996円は、過年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

4ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高7億702万1,740円となっております。年度末の現金預金でございます。

5ページをごらんください。

経営成績を判断する損益計算書でございます。下から3行目、当年度純損失は830万3,974円となっておりますが、前年の2億1,466万円の損失からは回復傾向にあります。

7ページが欠損金処理計算書（案）でございます。

損益計算書で当年度純損失830万3,974円を建設改良積立金から補填しようとするもので、ここが議決事項のところでございます。

なお、各詳細につきましては、18ページ以降に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。以上でございます。

なお、計数等について言い間違いがあったかもしれませんが、各計数等は各予算書及び決算書に記載してあるとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 引き続き、濱田義家代表監査委員に、平成29年度決算審査の報告を求めます。

濱田代表監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査委員の濱田でございます。平成29年度の決算審査の結果を御報告申し上げます。

決算審査は7月10日から25日まで、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算、水道事業会計決算の状況につきまして、関係各課に資料の提出と説明を求め、宮崎監査委員と私で慎重に審査いたしました。

その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令等に準拠し作成されており、それらを会計課所管の関係諸帳簿、その他書類と照合した結果、計数などに誤りはなく、正確であると認められました。

平成29年度は平成28年度熊本地震からの復帰の2年目として、昨年引き続き一般会計において例年の約3倍、特別会計ではほぼ例年同様となりました。その執行状況については、前年度指摘した町営住宅使用料の収納状況などの改善が見られたことと、熊本地震からの経費の執行率がやや低調なことを除き、適法・適正に執行等をされていると認めます。

しかし、特に次の点については改善をお願いしたいと思います。平成29年度の水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の予算現額約700億円に対し、支出済額は約399億円で執行率は約57%となっており、明許繰越額及び事故繰越額の総計が約245億円、不用額が約56億円となっております。

このように執行率が低調であった原因としては、国や県からの年度途中で補正予算が示されたこと、入札における不調・不落、町職員や施工業者の人材、材料不足などが原因であると思われませんが、その原因を究明するとともに、その対策を講じてなお一層、先行的・計画的な執行に努めていただきたいと思います。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況については、今のところ良好な状態にあるものの、今後さらに厳しくなりつつあると思われれます。将来負担比率については、県からの熊本地震復興基金17億円により、今年度は「なし」となっていますが、その基金を除くと約21%となっております。今後、復興事業が本格化することを考えると、債務を抑えるよう心がける必要もあります。

なお、審査結果の詳細につきましては、決算審査意見書としてお配りしておりますので、御高覧いただければと思っております。以上、決算審査結果報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

次に、議案第81号「益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について」から議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第81号、益城町健康センター設置条例を廃止する条例の制定につい

て、御説明を申し上げます。本条例は益城町健康管理センターの解体も終了し、閉鎖することに伴い条例を廃止するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第82号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

まず、本条例の第1条の改正は、現在整備中であります災害公営住宅、福原地区10戸、田原地区16戸、砥川地区10戸の合計36戸分についての、来年1月からの入居予定に伴うもので、年内完成予定の砥川第1団地、畑中団地及び田原第2団地の3団地を町営住宅として追加するものです。

また、第10条の改正につきましては、収納対策強化の観点から保証人の明確化を図るため、「保証人」という文言を「連帯保証人」に改めるものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第83号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例の一部改正は、先ほどの議案第82号と同様の理由により、収納対策強化の観点から保証人の明確化を図るため、「保証人」という文言を「連帯保証人」に改めるものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第84号、町道の路線認定について、御説明いたします。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定することとする。平成30年9月11日提出、益城町長西村博則。

提案理由のとおり、町道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定によりまして、議会の議決を経る必要があることから、今回提案するものです。

次のページにありますよう、町道の路線認定は2路線です。

路線ナンバー411下辻住宅線は、起点を自衛隊送信所の東側農道、終点を県道益城菊陽線とした延長488メートルの道路です。路線ナンバー412下辻住宅支線は、起点を益城幼稚園の南側の町有道路、終点をグランメッセ木山線とした延長147メートルの道路です。

今回、この道路に隣接します農地におきまして、災害公営住宅を建設する計画に基づいて、町道の路線認定をしようとするものでございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第85号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、御説明申し上げます。

広域連合議会議員の定数につきましては、市長区分、町村長区分、市議会議員区分、町村議会議員区分から各8名が選出され、現在32名で運営されておりますが、今後、全ての構成市町村の住民の意見が制度に反映できるよう各市町村から1名の選出とし、議員定数を構成市町村数の45名へ変更するものです。

あわせて、議員選出の方法につきましては、各市町村議会で町長または議員のうちから1名を選挙し、任期につきましてもそれぞれの町長または議員の任期までとするものです。

当該規約の一部変更に伴う協議のため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、県内45市町村議会での同文議決となります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第68号から議案第85号までの18議案についての提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午前11時25分

平成30年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年9月11日午前10時00分招集
2. 平成30年9月12日午前10時00分開議
3. 平成30年9月12日午後2時17分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（16名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	9番 宮崎金次君	10番 坂本貢君
11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君	14番 中村健二君
15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君
18番 稲田忠則君		

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	塘田仁君	総務課審議員	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君

復興整備課審議員	米 満 博 海 君	危機管理課長	金 原 雅 紀 君
学校教育課長	福 岡 廣 徳 君	生涯学習課長	吉 川 博 文 君
水道課長	森 本 光 博 君	下水道課長	水 上 眞 一 君
代表監査委員	濱 田 義 紀 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、13番石田議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

なお、質疑に先立ちまして申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられますようお願いいたします。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、議案第73号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの6議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） おはようございます。昨日の案件に対して2点ほど質疑させていただきます。

議案68号、11款5項1目14節、36ページ。仮設庁舎、このリース代として、6,544万円という金額であります。この庁舎は何年リースで契約しているのか。それと、建物自体は平屋なのか、2階建てなのか。総平米何平米ぐらいか。で、会議室が不足ということですが、会議室は何部屋この中に計画されてあるか。そこを教えてくださいと思います。

それからもう一つ。順番を間違えた。議案第68号。ちょっと順番が、ページは間違えましたが、17款2項1目1節。

（「ページ」と呼ぶ者あり）

ページ。11ページ。総務費補助金1,844万3,000円。この交付金は、四つの事業に使うと言われておりましたが、残りの三つの事業は何と何と何か。このところを教えてくださいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。

5番榮議員の御質問にお答えさせていただきます。御質問は、議案68号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）中の一番最後のページ、36ページでございます11款災害復旧費の14節

使用料及び賃借料の中の仮設庁舎会議室及び倉庫等の賃借料についての、関連しての質問でございます。

まずは、リースの期間はということでございますけど、38カ月、3年2カ月という形になります。あと、建物の階数ということでございますけど、2階建てです。一応予定はですね。1階が倉庫、で、2階に会議室を予定をしております。面積につきましては、延べ床面積で、約362平方メートル。今の南館の半分よりちょっと大きいぐらいの大きさになると思います。会議室の数でございますけど、今のところは、大会議室、中会議室、小会議室の3部屋を予定をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。5番議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第68号、11ページとなります。17款県支出金2項の県補助金1目総務費県補助金1節の総務費補助金の熊本地震復興基金交付金の4事業は何かという質問になるかと思えます。

歳出のほうでいきますと、ページが18ページ。民生費の1目の社会福祉総務費の19節負担金の中の200万円、復興支援ボランティア連携推進事業200万円全額を復興基金で予定をしております。

それから20ページ。民生費の2目の仮設住宅運営費の中の歳出としては、164万3,000円に対して、復興基金は134万3,000円出ております。事業としては、仮設住宅入居時の清掃費、これは全額復興基金。それから、木造仮設住宅防腐防蟻処理60万円、これが2分の1の復興基金を充当しているところです。

それから、23ページ。7款商工費の中の2目商工業振興費。100万円の予算に対しまして、復興基金も全額100万円を予定しております。商店街にぎわい復興支援事業というところです。

最後、四つ目が29ページ、10款教育費の1目社会教育総務費、節の19の負担金の1,410万円、地域コミュニティ施設等再建支援事業になります。1,410万円全額復興基金を予定をしております。

以上の四つの事業になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 議員。

○5番（榮 正敏君） プレハブの施設も復興していくに当たり、事業を進めていくのに非常にスピード感が必要です。部屋が足りない。何かをするのに足りない。ぜひ早くつくって復興事業の促進に当たってほしいと思います。

それと、復興基金の交付金ですが、これも適正に、大事なお金ですので、区分けして使っていただきたいと思えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上です。

議案第68号、平成30年の益城町一般会計補正予算の中から、5ページお願いしたいと思います。今回の5ページの第2表、債務負担行為補正について。今回の補正されている負担行為補正は、

平成31年度以降の期間に設定されております。どういう意味なのか教えてもらいたい。

あと、3点ほどお願いしたいと思いますが。

今回、追加項目でございます益城中央被災市街地復興土地区画事業、それと都市計画道路用地先行買収事業、益城町文化会館災害復旧事業については、土地開発公社が土地を買うというふうに聞いておりますけれども、どうお考えでいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

とりあえず2点については以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。15番竹上議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第68号、一般会計補正予算書中のページ5ページ、第2表債務負担行為補正についての御質問だと思います。

追加で三つの事業を挙げております。

一つ目が、区画整理の先行買収事業、それから、都市計画道路の用地の先行買収事業、それから、文化会館の復旧事業という形で挙げております。

期間としては31年度から35年度まで、残りの二つについては、31年度ということになっております。

期間としては、区画整理、それから、都市計画道路の先行買収につきましては、来年度以降、債務保証という形で、土地開発公社で買っていきることになりますけれども、一般会計のほうとしては、来年度以降、歳入歳出予算に計上して、一般会計で買い上げていくというような形になっております。

それから、文化会館につきましては、31年度に国の補助金のほうが予算化される見通しというところで、当初は30年度に予算化されるというところで、当初予算のほうに計上しておりましたけれども、今年度は、国の補正のほうにつかないだろうというところですね、31年度の予算補助金の交付申請をやっていくというところです。しかし、文化会館につきましては今年度から工事を発注したいというところもありますので、この債務負担行為をもとに30年度に入札をやって、31年度にかけて工事をやっていくというふうな状況になっております。

それから、区画整理関係につきましては、土地開発公社で、事業先行買収をやりますので、その債務保証という形で、この債務負担行為の設定をさせていただいているというところです。

都市計画道路用地につきましても、土地開発公社で買収を予定しておりますので、土地開発公社で、この債務保証をもとに、土地開発公社のほうで先行買収をやって、都市計画道路も恐らく31年度では都市計画道路の事業認可があり、31年度では用地工事の予算もつくだろうというところですね、31年度での一般会計での対応を予定しているというところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 2回目の質問をいたします。

31年度まで、文化会館事業、本年度から工事を行うということでございます。数年にわたって工事ができるように、負担行為にしているということはわかります。便宜的に予算を計上できる

というふうになっておりますので、それはいいんですが、今後ですね、いわゆる今回の議会で債務負担行為の補正が議決された場合において、本事業においてはですね、執行部のほうで実施されていくということになると思いますけれども、今後議会とは離れたところで実施されることになるわけでございますが、実質議会のほうに報告されるのか、そのつど、どうだろうか。全然私たちの耳にも入らないということになりはしないかということで、少し心配しているところではあります。その辺をちょっと御説明願いたい。

それとですね、益城文化会館の災害復旧事業については、土地開発公社からは資金を出すのに、土地開発公社の目的ということではない。少しは、済みません、言い方が少しまづかったですね。資金を出すのは、土地開発公社の目的からしておかしいのではないかというふうに思われるわけなんです。なぜその文化会館の復旧工事まで土地開発公社に依頼しなきゃいけないのかという思いでございます。通常ならば、一般会計で組んで復旧工事ということになるのが通常ではないかと思うんですが、その辺のことをちょっと教えてくださいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 15番竹上議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

公社で買うようになると、議員さん方への報告はどうなのかというお尋ねだったかと思えます。

一応、今後ですね、債務負担行為の議決をいただいた場合には、土地開発公社のほうで、資金の借入れを行い、そして、理事会のほうを開催してですね。土地のほうを購入していくという形になります。

購入の状況等につきましては、今までは公社のほうでの、そういう土地の購入とかもあっておりませんでしたので、年に1回ですね、決算の状況の報告という形で6月議会のほうに議会のほうには報告をさせていただいているような状況です。土地開発公社の状況につきましてはですね。

今回は、年に1回の報告ということではなくて、金額も相当な額になりますので、ある程度時期を見てですね、状況を見ながら特別委員会当たりで報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、文化会館の件ですけれども、先行買収の区画整備事業、それから都市計画道路の先行買収については、二つについては、土地開発公社の債務保証という形になっております。

文化会館の災害復旧事業につきましては、土地開発公社については、全く関係がないというような事業で、予算の計上をして、30年、31年度にまたがる入札を行うための債務負担行為という形で計上させていただいているところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 議会のほうへの報告は、状況を見ながらやっていきたいということですが、ぜひ土地開発公社の状況あたりもですね、金額がでっかいんでね、さっき言われたように、やはり、教えてもらいたい。じゃなければ、何をやってるかさっぱりわからんという状況に陥りますのでお伺いしたい。

それから、文化会館については、これは、また別口ということでもございました。ですから、その点は安心いたしております。

できるだけですね、間違いのないような形で、してもらいたいというように思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） おはようございます。9 番宮崎でございます。

私のほうからは、3 点ほど質問をさせていただきます。

まず、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）の中の8 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の23款。この町債を見ますと、今回の補正で約44億。これを加えますと、今年度約119 億円が債務となっております。平成29年度の決算で、年度末約222億、今年度の返済を、公債費を大体10億円と見積もっても、町は今回の補正予算を追加をさせると、約330億円の大きな債務を抱えることとなります。町の通常の一般予算が、大体100から110億。これの約3 倍の債務を抱えるということになります。

もちろん、国からの交付税等の措置があるにしましても、町単独の負担は大ざっぱに見てどれくらい、何億円くらい、何十億円くらいが町の独自で返していかなきゃいかん金額かと、これについて、まず質問をさせていただきます。1 番目です。

2 番目に、5 ページの第2表債務負担行為の補正についてであります。

これまで、我々が土地開発公社を有効に使っていただきたいということで、町が先行的に土地を購入し、企業等の誘致を図るべきだと、こういうふうに申し上げてきましたが、今回はまた違った形で土地開発公社の使い方が示されました。

そこで、今回、この土地開発公社を使った区画整理事業は、まず、町の発案でなされたのか。それとも、県からこうやってくれと、こう言われてやっているのか。まず、これを第1 番目にお聞きしたいと思います。

次、3 点目の質問ですが、26ページ、8 款土木費、第5 項目住宅費の中の2 目災害公営住宅費17節公有財産購入費の中で、木山地区の災害公営住宅用地が1 億200万。災害公営住宅536戸分の購入費は157億3,011万が計上されております。大体、現在の見積もりでは、災害公営住宅用地の購入費が熊日にきょう書いてあったんですが、約21億円。それから、災害公営住宅の住宅の購入費、これが約209億円。合わせて、災害公営全般で、約230億円ぐらいかかると、こういうふうに見積もられております。そして、その中で、町の持ち出しは、大体、約、購入費の中の4分の1 ということで、73億円となっております。

そこで、質問なんですが、災害公営住宅全戸建ち上がって皆さん方から賃料を納めてもらうとした場合、幾らぐらいの年間に家賃の収入は町にあるのか。これについて教えていただきたいと思ひます。それが3 点目です。

以上3 点よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9 番宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、1 点目の町債に対する町の負担はどうなっているのかというふうな御質問かと思ひます。

議案第68号の8ページのほうですね、23款町債、計で119億2,600万程度の金額になっております。それから、さきほど宮崎議員が言われましたように、29年度末ですね、222億円ぐらいの年度末の起債の残高というふうになっております。

それプラスですね、29年度から30年度に繰り越しました繰越明許費、それから、事故繰り越し、それを合わせますと、この30年度の予算、それから、29年度末繰り越し予算を合わせますと、412億円程度ですね、全部借り入れた場合、30年度に繰り越しの予算、それから、今年度の予算を全部借り入れた場合には、412億円程度の残高になってしまうというような状況です。

この残高返済の状況につきましては、この金額に対する返済の状況はちょっと確認をしておりますけれども、29年度末の222億円の返済でいきますと、29年度における公債費については、大体約9億5,000万円ぐらいの返済でしたけれども、平成32年度には、約17億円ぐらいですね、返済になって、相当町の負担が増えていくというような状況です。

そのうち、普通交付税で措置されるもの当たりが、差し引かれますけれども、その額についても詳細な金額については、今ちょっと手元に資料がございませんので、わからないという状況です。

しかし、今借り入れをやっておりますものにつきましては、ほとんどが災害復旧関係の事業になりますので、補助の事業の災害復旧の補助事業で借り入れる起債につきましては、普通交付税の交付税措置が95%、それから、単独の災害復旧事業につきましては、最高で85.5%の交付税措置が見込まれますので、町の負担としてはですね、相当軽減をされる状況にあるかと思えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） おはようございます。土木審議監の持田でございます。

9番宮崎議員の2点目の質問に対してお答えさせていただきます。

今現在、行われております益城中央被災市街地復興土地区画整理事業ですが、こちらについて、町の発案で行っている事業なのか。それとも、県の提案なのかという御質問でしたので。

これにつきましてはですね、町の発案でございます。と申しますのは、益城町の復興計画に、木山地区を都市拠点として位置づけるということが明記されておまして、そのための手法としてですね、被災を受けた一帯の区画整理事業を町のほうで発案をいたしました。通常、区画整理事業は市町村事業となりますが、今回のような大規模な災害を受けました場合は、被災市街地の復興の推進に関する特別措置法というのがございまして、いろいろな執行体制の観点から、県が施行主体となれるという規定がございまして、これによって、県と協議をして、実施主体、施行主体としては、今県で行ってもらっていると、そういう状況でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。9番宮崎議員の3点目の質問。

議案第68号、益城町一般会計補正予算中、ページ26ページ、8款5項2目17節公有財産購入費、今回、公営住宅の用地購入並びに建物の購入費ということで、合計約158億円ほどの予算を計上させていただいております。

この関係で、公営住宅ができ上がったときの家賃収入はどれくらいになるのかということのお尋ねでございますけれども、家賃の収入につきましては、建設当初は、恐らく100%に近い入居率になるであろうというふうに予測をしておりますけれども、10年後、20年後の入居率がどれくらいになるのかというような予測が非常に難しい部分もありまして、不確定な要素が非常に多ございますので、概算額になりますけれども、公営住宅に申し込みをしていただいた方々の年齢構成、それから、所得区分等を勘案し、家賃収入の見込みを作成をしております。

我々が作成しました家賃収入の見込みでいきますと、年間で、約1億7,000万、純然たる家賃収入としましては、年間で約1億7,000万程度の家賃収入を見込んでおります。

戸あたりで大まかに換算しますと、一戸当たり月額で大体2万1,000円から2万2,000円程度の金額になるかというふうな試算をさせていただいております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 質問に対する1回目の回答ありがとうございました。

その回答を受けてですね。さらに質問を続けさせていただきますが、まず1番目の、歳入歳出の補正予算款別事項の細目の町債のところからですけども、今29年度の町債222億円、これの返済の進め方って言いますか、実際の内訳については、大体出てまいりました。大体年間17億円ぐらいは公債費に充てなきゃいかん。つまり、222億円で17億円。ですから、それからさきほど、私330億円と言うとったんですが、412億円ということでございますから、これの倍、一般的に考えるなら、34億円ぐらいが公債費に当たると、こういう形になるのかなと思っております。

で、もちろん国からの地方交付税、これがかなりの分野を占めると言うんですけども。ただ、一番心配するのは、町単独で、どれくらい返還するのかと。これがやっぱり一番心配事であります。この額によってはですね、事業の振り方も、新規事業なんかもちろんのこと、いろんなやつがトラブルと、このように思いますので、2回目の質問は、この412億円。これを返済していくのに、例えば25年ローンで返していくと言った場合、町は1年間に幾らぐらい返還していくのか。これを教えていただきたいと思えます。町単独ではなくて、町全部がですね、地方交付税も含めて、国からの支援をいただきながら、幾ら返していくのか。これを教えていただければありがたいと。もうこれは大ざっぱで結構です。

それから、2番目の債務負担行為の話ですけども、一応、土木審議監から回答いただきましたが、確かに県と町と、町は町の役割でおやりになると。これは当然のことだろうと思うんですけども。ただ、我々が今回出てきてるのはですね、従来土地開発公社であれば、道路用地とか、公園用地とか、または町の町有地になるところを先行的に買収する。こういう形でのですね、土地開発公社の使い方であれば、あんまり心配はしないんですけども、今回は区画整理の、特にいろんな土地を買ってる。そして、それをどっかに1カ所に集める。換地によって集める。こういう話が若干聞こえてまいりますので、非常にこれは難しいなど、また心配だなと。

この基金が焦げつきはしないかと。後で非常に不良債権ばかりあって、町は非常に大変になるんじゃないかと。こういうのを心配するわけです。ですから、2回目の質問は、これは具体的に、換地の計画。どこを買う。これあたりは、今具体的に上がってるのかどうか。これをお聞か

せしていただきたいと思います。

区画整理の中で、ドカッとしたやつはたいい我々も地図は見ました。ですから、本当はそれだけではなくて、やっぱり具体的な話がないと、土地開発公社の金を使うというのは、非常にちょっと我々は心配であります。

それから、3点目の大体家賃1年間に1億7,000万ぐらいと、こういうことでございました。では、2回目の質問は、この1億7,000万ぐらいは町に家賃の収入として上がった場合、町の債務は単独で払うのは、約73億円です。これをどういう形で払っていくのか。つまり、25年ローンで考えた場合、画一的に、元金の返済に約3億円、利息が5,000万、3億5,000万ぐらいがですね、毎年必要になってくるような気がするわけです。私がドバッと考えて。それが1億7,000万の収入で、果たしてどういう形になるのか。ここのところについて、もし、何か今まで考えられていることがあれば。教えていただきたいと思います。

以上3点、2回目の質問、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

起債の残高が412億円になるけど、その返済はどうかという御質問だったかと思います。30年度末の412億円の返済の見込みについては、ちょっと持っておりませんので、金額としてはわからないというふうな状況です。

それから、さきほど29年度末222億円の返済で、約17億円ぐらいになると、それを単純に計算すると、34億円ぐらいになるかなというお話でした。一応、29年度末で返済が17億円というのは、最大で17億円になって、当然、元金当たり減ってきますので、それ以降はですね、どんどん減っていくというふうな、29年度末で言えばですね、そういう状況になっているというところですので、17億円がずっと続いていくという状況にはないという状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 9番宮崎議員の2回目の質問に対してお答えさせていただきます。

これまでの土地開発公社の使い方、これにつきましては、例えば、道路とか町有地、そういったところについての先行買収を行うような使い方だったんですが、今回、区画整理地内の先行買収ということで、今までと使い方が違いますので、将来的に焦げつきとか起こらないか大変心配されていると。ついては、まずどのような土地を買いに行くかという御質問だったと思います。

こちらについてはですね、土地区画整理事業が、本来は、減歩と換地によって土地を集約する事業ですので、そういった換地を前提にですね、区画整理地内の土地を買収しても構わないという御希望の方の土地を買いに行きます。これは、今現在、県のほうでも、公共用地に充てる先行買収を行っておりますが、これも同じような考えで先行買収をしております。ですので、どこそこということではなく、そういった御希望のある土地と、例えば、区画整理の中心部でも端のほうでも、御希望があれば、所要の面積を買わせていただくというのが、今の方針です。

で、もう少し詳しく御説明しますと、何でこういう買い方をするのかという話で、実は土地開発公社、それから先行買収について定めている法律で、公有地の拡大の推進に関する法律という

のがございます。これは、通常は一般会計で土地を買いに行くんですが、もろもろの事情で先行買収をするときには、土地開発公社を活用して買いに行けるというのを規定をしている法律です。

この中でですね、今宮崎議員がおっしゃったように、道路とか町有地の先行買収ができるんですが、土地区画整理事業の地内ですね、手が上がった土地、買収の御希望がされている土地、これについては買い取りができる旨の規定もございまして、その趣旨が、やはり、土地区画整理事業になりますと、もともと換地で寄せますので、その他の土地について、どこをどう買収するのかっていうのを市はどうしても先行的に買収することになりますので、それを行うために、こういった法律で、土地開発公社に買収をしていいという規定があります。これに基づきまして、今回もですね、大体、28ヘクタールのうち、5万平米ぐらいの方が売却の希望がありますので、その方の中から町のほうで先行買収の土地を、議決いただければ買いに行くということにしております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。宮崎議員、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

1回目の答えさせていただいた家賃収入と、それから起債額との償還の関係についてのお尋ねでございますけども、まず、起債の償還ですね。これ、最初のこれ、利息のみの償還で5年間、あとの25年は元利と利息の償還ということで、一応30年をベースにですね、試算を一応させていただいたところでございます。

まず、歳出面におきましては、建物本体の4分の1が町負担。それから、土地取得にかかる費用、これは全て町の負担ということで、合わせますと、72億5,000万程度の起債額ということになります。これにかかります償還額、さきほど申し上げました30年で、押しなべて計算しますと、年間で約3億1,000万程度の歳出ということになります。また、加えまして、歳出面におきましては、住宅の、災害公営住宅、まあ既存の公営住宅もありますけども、年間の維持管理費、これにつきましては、年間約7,000万程度、通常の維持管理の年間約7,000万程度を見込んでおります。これにつきましては、将来的には指定管理も触れていかなくはないだろうということで、そのあたりにまで見込んだ費用としております。

起債償還額、それから、今申し上げました維持管理費合わせますと、年間で約3億8,000万の歳出ということで、試算をさせていただいております。

一方歳入です。歳入におきましては、さきほど申しましたように、不確定な要素が非常に多くですね、概算額ということになりますけども、御了承いただきたいと思っております。さきほど申し上げました年間の家賃収入、これが年間で約1億7,000万程度を見込んでおると。加えまして、歳入におきましては、家賃に対して国からの一部助成制度というものがございます。この補助につきましては、30年間、押しなべて年間で約、概算なんですけども、2億3,000万程度を見込んでおります。合計しますと、年間で歳入が約4億円ということで、試算をさせていただいているところでございます。

以上の試算によりまして、歳出におけるところの起債償還、維持管理費等につきましては、さ

きほど申し上げました家賃収入、それから、振替の一部助成が4億円ということで、歳入、歳出、補っていけるというふうな試算をしております。年間でわずかですけれども、若干剰余金というのも予想されますけれども、これにつきましては、当然10年後、20年後ですね、住宅環境によっても大規模な改修等というのが予想されますので、その辺に備えていきたいというふうに考えております。

いずれにしましても、被災された方々の住宅再建、生活再建というのは、喫緊の課題であり、スピード感を持って取り組んでいかなければならないというふうに考えておりますので、議員各位の御協力と御指導方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の質問に対する答弁ありがとうございました。いよいよこれが3回目です。

まず、今回も3点質問させていただきます。

まず、1番目の歳入歳出補正予算事項別明細書の中の町債の分ですけれども、町の町債、現在時点で約412億円、こういう話が出ました。この412億円の中で、井で町が独自に支払わなければならない金額、これをわかる範囲で教えてください。これが1点目です。

それから、2点目の債務負担行為の、要は、公営住宅の話なんですけれども、今回、債務負担行為の中で、3項目上がって、2項目め、つまり、道路のための先行買収、これについては、私はもう土地開発公社を使うのは問題もないのかなと、自分では思っています。それから、3項目めは公社を使わないということでございますので、これはまたちょっと意識がちょっと違うかなと。

ただ、どうしても区画整理の中で、希望される人の土地を買う。そして、その買った土地を今度は集める。そして、使用の目的に応じてまちづくりをする。これは非常に机の上では簡単なようなんですけれども、実際問題としては、非常に厳しいんじゃないかと。だけど、やれるんだったら、それはやらなきゃいかんと思いますけれども。そのとき、どうしてもやっぱ心配するのは、土地の焦げつき、もしくは資金の焦げつき。で、最後に、集めた土地を町が買い上げる。ここまで行かないと完結をしない。そういう場合、本当にそれができるんだろうかということで、これは繰り返しになるかもしれませんが、こういう換地、それから、それを購入する、買いたい人は購入する。それが具体的な計画があるのか。これをどういう形で、もしないとすれば、どういう形で作っていくのか。これについて、最後の質問とさせていただきます。それによってですね、本当に、土地開発公社の資金を使っていいのかどうかという判断になるのかなと、私は思っています。

それから、3番目の災害公営住宅の話なんですけど、今課長から非常に細かい見積もりをいただきまして、非常にありがとうございます。大体、歳入と歳出、これも一応概算で出て、何とか赤字にはならない。ただ、国からの補助金ですね、本当にこれぐらい出るのかなというのがちょっと心配なところがありますけれども。まあそこは心配してもしょうがないんで、非常に細かい計算をさせていただいてありがとうございました。大体、もしそういう形でいくとするならば、災害公営住宅は町の負担には大きくのしかからないのかなというふうに安心をいたしました。

以上1番目と2番目について、もう一度、最後の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9番宮崎議員の3回目の御質問に答えさせていただきます。

30年度末の起債残高412億円に対する町の実質負担は幾らかというふうな御質問だったと思います。

実質負担につきましては、実際に、計算あたりをですね、やってみないとなかなかわからないというような状況で、まだ、そこまでできておりませんので、額としてはちょっとわからないというような状況です。一応、起債、地震前ですね、については、起債残高が100億円ぐらいあったかと思えます。それに対するそのうちの臨時財政対策債、これは100%の交付税措置があるもの。これが半分以上はあったという形になりますので、それ以外の起債が50億円弱ぐらいの起債になっているというところなんです。それにつきましても、交付税措置がないというのは、ほとんどありませんでしたので、20%から30%ほどの交付税措置が見込めるのがほとんどではなかったかなと思います。

それから、今、それ以外、100億引きますと312億ぐらい増えております。312億のうち、さきほどから話があっております公営住宅の分、73億円は交付税措置がありませんので、交付税措置がない73億円については、実質負担にのしかかってくると。しかし、家賃補助当たりで賄うことができるというような状況になっております。

それ以外の、312億円から73億円を引いたところの、239億円ですね。これにつきましては、災害復旧の起債になるかと思えますので、ほとんどが95%の交付税措置だったり、単独であったとしても、最高で85.5%の交付税措置がありますので、負担としてはですね、1割から15%ぐらいの以内にはですね、収まるような230億円の負担としてもですね、それぐらいで収まるような金額になるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 9番宮崎議員の3回目の質問に対してお答えさせていただきます。

今回の土地開発公社を利用して、区画整理地内の土地を買うことにつきまして、やり方が買った後、それを寄せる換地をして、なおかつ、その後それでまちづくりをやっていくと。非常に大変な事業ですので、このことの途中で、こういった土地が焦げつかないか、そういうことが心配ですので、具体的な、例えば換地の計画ですとか、そういうのはどういふふうにお考えなのかという御質問だったと思います。

まず、今回この議案を御承認いただければ、土地開発公社のほうの理事会を経て、土地を買いにまいります。こちらについてはですね、既に、売却の希望の方を買いに行きますので、通常の用地交渉とは違い、かなりスムーズにいくのではないかと考えております。それを集める換地につきましても、今後ですね、7日の日に県の都市計画審議会がございまして、事業計画の意見書について御審議を願いますので、もうまもなく予定どおり、事業認可になるのではないかと考えておりますので、それが行われればですね、今申し上げた換地ですね、仮換地の設計というのはいよいよ進むことになります。これについて、やはり議員おっしゃるように、万全の準備をとら

ねばなりませんので、今行っておりますのは、もろもろのその法定外の説明会ですね。いろんな、例えば、換地の制度についてわからないとか、減歩についてわからないとか、そういった今後のスケジュールとか、そういうのを説明してくれという御要望が多々ありますので、そういったことを説明する説明会をしております。

もう一つ具体的な換地につきましては、個人個人さんのいろんな思いが大事になりますので、こちらも法定にはありませんが、アンケート調査を全地権者の方に向けさせていただきまして、大体今それが8割程度回収をしておりますので、これは県と町でしております。そういったものに基づいて、今後、個人さんの御意見、意向を把握しながらですね、それを換地計画のほうに生かしていくというようなことで、換地計画をスムーズに進めてまいりたいと考えております。

ともう一つ、質問にはなかったかもしれませんが、今回、土地開発公社で買収をしていただく土地については、最終的には、町のほうで買い戻しをして、都市拠点を形成するためのにぎわいの場のための土地等に活用することを予定しております。

肝はやはり、このにぎわいをどうつくるのかということで、この事業完結しますので、これにつきましては、議会の代表、商工会、地元、それから学識等に入っていたいただいた区画整理の協議会をつくるとともに、もう一つ木山のまち協の親会ですね。こちらのほうで、盛んにこういった議論を今していただいているところでございます。

実は、そういった議論に基づいてですね、こういったにぎわいの土地を買いに行くべきという提案をいただきましたので、今回こういった議案を挙げさせておりますので、今後もですね、そういった全町民の方の意見、それから、教えもおかりしながらですね、そういったにぎわいの場についても、こういった協議会とか、まち協の親会、その他の機会を通じてですね、機運、それから具体策を醸成していきながら、換地後のそういった施策につなげていきたいと考えているところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。ちょっと2点ほどお尋ねしたいと思います。

同僚議員のほうから、今質問がありました、債務負担行為の補正のところですね、ちょっと質問をしたいと思います。

これですね、債務負担行為ですから、31年度、来年度からもしっかりとこの事業を継続していくよという意味でここに表示してあるんだと思いますけども、そういう意図だと思います。

これですね、益城中央被災地市街地復興土地区画整理事業のほうで、5年間で、3億5,800万。毎年幾らずつ組んでいかれるのか、それはわかりませんがね。残った分はまた債務負担行為ですけども、これ、区画整理事業と言うなら、12月ぐらいには事業認可がおきる予定ではないんですかね。で、12月なら事業認可がおきると言って、ということは、もうその事業を始めていくわけですね。それなのに、それを先行取得と言うのか、土地を集積していくために、換地のために買うから、先行取得と言うのかもしれませんけども。これ、どうせまた、開発公社が買ったら、町が買い上げにやいかんのですから、これも町が直接買うというのは。だから、開発公

社を使う理由ですね。ただ、もし、これがなかなか進まないという場合に、土地がさっき言われたように、上がってしまうといった場合のために、開発公社を使うのですかね。開発公社を使う理由ですね。その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

この後のほうの、都市計画道路用地、これはですね、やっぱ土地開発公社使っとかんと、これが時間がどれくらいかかるかっていうのは今のところ検討がつかんわけですからですね、しばらくの間は寝せにゃんならうから。そういうのは開発公社で買うのはもう十分わかりますが、ですから、この区画整理事業で、開発公社を使う理由、さきほどる説明されたんで、幾らか理解する分はありますけども、できればもう一回、しっかりとその辺を説明をお願いしたいと思います。

それから。

(自席より発言する者あり)

済みません。議案68号、益城町一般会計補正予算のですね、ページ34ページです。ページ34ページのですね、2項の土木施設災害復旧費の4目住宅災害復旧費ですが、ここで、広崎、辻団地、市ノ後団地、3団地の災害復旧工事が提示されておりますが、地震からもう2年半過ぎてですね。これ、復旧工事は今回初めてですかね。何か今までしとるとかな初めてかな。この工事の内容ですね、やっぱり、皆さんの生活の場ですから、ここまでちょっと時間がかかったのは何でかな。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。以上2点です。

○議長(稲田忠則君) 持田土木審議監。

○土木審議監(持田 浩君) 14番中村議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

今回、土地の買収においてですね、土地開発公社を使う理由の土地区画整理事業の認可がそろそろという時期ですので、土地開発公社を使うのではなく、町のほうの一般会計で買いに行っただろうかという御質問だったと思います。

これに対してですね、実は、区画整理事業そのものにつきましては、今回都市拠点をつくるというのが目的になりますが、土地区画整理事業はそのための手法という位置づけにしております。あくまでも、区画整理事業の目的は、公共施設、道路とか公園の造成、改善と、それから宅地の利用増進にあります。

で、実は、この宅地を利用してですね、にぎわいの場をつくっていくという、要は、区画整理事業はそういった基盤までをつくる事業になりますので、今回区画整理事業が手を出せますのは、そういった基盤の整理までということになります。要は、基盤をどうするのかというのが今回の買収になるんですが、現在、にぎわいにつきましては、さきほど御説明をしましたように、いろんな協議会とか親会のほうで、とにかく、まず基盤は必要だ。それを区画整理事業の中でやるべきだという御提案を受けておりますので、まずはそれを整えたいと思っております。

整えた上で、さきほど宮崎議員からの御質問にありましたが、必ず、これをにぎわいの場につなげていくための措置を、別に講ぜねばならないというふうに考えております。

その中で、区画整理事業が進みますが、にぎわいの場については、まだこれからということになりますので、そういった土地を、もし現時点で買収をせずにですね、換地に応じてくださいと

いうお話を地権者の方にしても、これは御自身の土地になりますので、なかなか換地には応じてもらえず、区画整理事業自体が困難な状況になりますので、先行買収をしなければならない。

実は、そういうことがありますので、さきほど申し上げました公拡法ですね、公共用地の拡大の推進に関する法律の中で、土地区画整理事業地内で、そういった買い取りを希望される方がいる場合は、これはそういった方たちについては、届け出の義務化という規定がありまして、それに基づいて届け出のあった土地については、地方公共団体等が買い取りの協議を行う。これも義務規定がございますので、こういった事情につきましては、そういった先行買収をですね、スムーズにやるのがこういった基盤整備、それから基盤を整えた上での、もろもろの土地利用ですね、こういったものが円滑に進むというのがこの法の趣旨になりますので、そういった意味合いではですね、今回もそういったにぎわいの土地の造成のために我々が土地を探しておる。で、区画整理地内にそういったことで、買い取りを御希望されている方がいますので、まさしく、公拡法に合致する項目になりますので、土地開発公社を利用して、現時点で土地を買いに行くということを考えているところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の御質問にお答えします。

議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、ページ数は34ページになります。こちらのほうの11款2項4目の15節住宅災害復旧費の工事費のこの件ですけども、まず、発注が非常に遅いのではないかと御指摘ですけども、こちらの件につきましては、3団地とでもですね、平成29年の7月20日に一回入札を行っておりますが、まだ建築関係とか、非常に業者さんがいないということで一回不調になっております。その件もございまして、失礼しました。平成30年、ことしの2月にですね、実際対応してくれる業者さんを調査しまして、3社見積りにより、今回計上を行っております。実際、その後の、議員さんの皆様方御存じのようにですね、物価当たりが高騰して、作業員の方の非常に値段が高くなっているということで、今回、こちらの工事につきましては、現在発注分の増額という形になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 工事内容。

○復旧事業課長（増田充浩君） 工事内容ですね。工事内容はですね、建物室内のですね、配管、それから、建物の外構、そのあたりが破損しておりますので、そちらのほうを調査しております。実際、今現場に入っております、個別各住宅のですね、中を地権者の方、入居者の方たちのもと、調査をやっているような状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問をいたします。

まず、区画整理のことで、開発公社を使う理由というのは、重々わかりました。やっぱりですね、ただ、これが事業認可がおりてですよ。12月くらいにのりとする。そうしたら、区画整理事業に入ったわけですね、これですね。それでも先行取得と言うのか。そういうとこですよ、さっき言われたように換地するために集積したりするから仕事は基盤整理って言うか、そこまでするのが区画整理の基本でしょうから、それをやって、そのために集めるのを先行取得と言える

のか。事業が始まって。普通事業が始まる前に、だから本年度はいいですよ。今買いよるのは、もちろん先行取得でしょ。ですけれども、事業認可を受けている間にこれは計画31年度からですた
いね。区画整理事業に入るわけだから、それでも先行取得としての扱いができるのかどうかとい
うことですね。できれば、そりゃもちろん、開発公社使ったほうが、この事業でも長くかか
るでしょうから、このままでいいと思いますけど、その辺をちょっともう一度お伺いしたいと思
います。

それから、団地の方ですね、配管とか外構とかいうことで、住んでる方にいろいろ迷惑とか不
自由かけたらんならですね、少し遅れても仕方ないかと。いろいろ業者さんが不足でですね、も
うちょっと大きい仕事ならすぐおっとでしようけど、小さい仕事になっとなかなかなかったのか
なと思いますけども、できるだけスムーズに進むようによろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 14番中村議員の御質問に対してお答えいたします。

事業認可が近々。で、事業認可になりますと、区画整理事業が正式な着手になりますので、着
手後も果たしてこれが先行買収という位置づけができるのかという御質問だったと思います。

実は、事業認可になれば、告示を経て、正式な事業着手になりますので、いろんな制限がかか
ってくるとともに、仮換地の設定とか、そういうのが正式に始まります。

土地区画整理事業はさきほども少し御説明をしましたが、あくまでも、基盤、宅地の利用増進
と、それから、公共施設、道路、公園等の整備改善が目的となりますので、そのために、この仮
換地、減歩というのをを行うこととなります。

で、今回の先行買収につきましては、そういった基盤を利用して、将来にぎわいの場をつくる
ための事業用地を先行して買収するということとなりますので、そういった意味では、そういつ
たにぎわいの場をつくる事業に観点を寄せて、先行買収ということで考えております。

で、そういった先行買収をさせていただいた土地を区画整理事業のスキームにのっけて、減歩
と換地でしかるべきところ、現在は木山の交差点付近等を予定しておりますが、そういったとこ
ろに寄せていただくのが区画整理事業ということで整理をしているところでございます。以上
になります。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時25分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

私の質問はいっぱいあるんですけども、簡単な質問ですので、簡潔にお答えください。

まず、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、ページ数でいきます。15ページ。4目企画費の中の13節委託料で、復興将来像イメージ図作成等業務ということで、230万円計上されてあります。きのうの説明では、12カ所程度をイメージ図ってということで言ってらっしゃいましたけども、これは、いつごろまでにできるのか。その時期をお知らせください。

次に、16ページ。諸費の11節需用費、修繕費で、たしかきのうは防犯灯っていうふうに150万円計上に上がったと思うんですよ。これはどこの防犯灯なのか。

それから、19節の負担金補助金及び交付金で、有線放送施設・広報掲示板整備補助金として180万計上されておりますけども、この広報掲示板というのは、これは、幾つあるのかお知らせください。

続きまして、18ページ。1目の社会福祉総務費の19節負担金補助金及び交付金で、復興支援ボランティア連携推進事業で、200万円計上されておりますけども、具体的に、これ復興支援ボランティア連携事業とは、具体的にどういったものなのか御説明お願いいたします。

それから、20ページ。2款民生費3項災害救助費の2目の仮設住宅運営費の12節の役務費の中で、仮設住宅入居時清掃費で104万3,000円、それから、木造建設住宅防腐防蟻処理で60万円。この仮設住宅入居時清掃費ってというのは、これは大体、何件分の清掃費なのか。それと、木造仮設住宅ですけど、これはたしか、福富の木造仮設だと思うんですけども、その一応、場所を確認いたします。

それから、23ページ。2目の商工業振興費の中の19節負担金補助金及び交付金の商店街にぎわい復興支援事業100万円計上されておりますけども、この商店街にぎわい事業ってというのは、これはどこの商店街のことでしょうか。これの具体的なところを明示していただきたいと思います。

それから、25ページ。都市計画総務費の普通旅費で428万円が計上されております。これは、きのうの説明だと、用地交渉用として、428万が計上されてますけども、これは金額が多すぎるんじゃないかと思っておりますけども、これも具体的な項目でお知らせ願いたいと思います。

それから、27ページ。学校管理費11節の需用費ですね。修繕費64万2,000円計上されております。これ、ブロック塀のたしか修繕費だと思うんですけど、これは具体的にどこなのか教えてください。

それから、28ページ。教育費の学校管理費11節の需用費。これも消耗品費が4万8,000円、修繕料として162万5,000円計上されております。これは、たしか木山中学校のブロック塀の撤去費だと思うんですけども、これもちょっと具体的に御説明お願いいたします。

それから、29ページ。社会教育総務費、負担金補助金及び交付金の地域コミュニティ施設等再建支援補助金、これも復興基金から1,410万円ということですけども、この地域コミュニティ施設等再建支援補助金とは具体的にどこのことなのか教えていただきたいと思います。

それから、31ページ。交流情報センター運営費で、13節の委託料、震災文庫デジタル化業務委託料として、299万7,000円ということが計上されてますけども、これをどこに委託するのか決まっているのか、決まっていないのか、教えてください。

それから、32ページ。災害復旧費1目の農業施設用災害復旧費の中の11節需用費で、修繕料と

して900万円。これはたしか飯田地区の揚水ポンプの修繕費だと思うんですけども、これはもう具体的に相見積もりとか考えられているのか、それとも、業者決定しているのか。その点をお聞きしたいと思います。

それから、33ページ。道路橋梁災害復旧費の1節の報酬、非常勤職員報酬で79万2,000円。これはマイクロバスの運転とのことでしたけども、道路橋梁災害復旧費の中で、マイクロバスの運転というのが、これ書いてありますが、どうしてここに計上されているのか、お聞きしたいと思います。

それから、同じ33ページの11節の需用費の修繕料として、1億2,000万円が計上されておりますが、これは、何カ所、どれぐらいの場所なのか。これも分かればできれば教えていただきたいと思えます。

同じく河川災害復旧費の11節の需用費3,000万円。具体的にどこの修繕費なのか教えていただきたいと思えます。

それと、同じ33ページの公園災害復旧費の公園災害復旧工事で、4,400万円。これはどこの公園なのか、お知らせください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 7番吉村議員の質問にお答えいたします。

議案第68号、一般会計補正予算書中、15ページですね。2款総務費の4目の企画費13委託料の230万円、復興将来像イメージ図作成業務委託というところで、いつまでに完成するのかということですので、今から予算が上げていただければ、今から契約をしてですね、作成になっていきますので、年度いっぱいかかるかというふうに思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 金原危機管理課長。

○危機管理課長（金原雅紀君） 危機管理課長の金原です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第68号、一般会計補正予算の中の16ページ、諸費の中の11節需用費、修繕料についての御質問ですけれども、これにつきましては、町管理の防犯灯の修繕を予定しておりますけれども、当初ですね、修繕の予算を上げておりましたけれども、不足してまいりまして、現在までの実績から計算しまして、あと50基分ほどの修繕が出てくるだろうということで、どこという場所ではありまして、町内一円の修繕料ということになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。7番吉村議員の一般会計補正予算の16ページ、諸費の中の19節負担金補助金及び交付金の中の有線放送・広報掲示板の補助の件についてお答えさせていただきます。

当初、こちらのほうについては、300万円を組んでおりました。しかし、ご覧のとおり生活再建等、家のほうが建ちだしまして、それに伴いまして、有線放送関係の工事のほうが増えております。現在としては、もう残金がほとんど21万ほどしかないというような状況になっております。それに伴いまして、一応、今後の予定としてですね、今のところ、目安として6件分、6件のと

ということで30万なんですけど、180万ということで、目安として今上げておるところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課の姫野です。吉村議員の御質問にお答えいたします。

補正予算書中ですね、18ページ、3、1、1の19節復興支援ボランティア連携推進事業につきましてはですね、こちらは熊本県の復興基金事業の基本事業の分で、被災地域の方々と災害ボランティア団体が連携して、迅速、効果的な被災者支援を進めるため、被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動費を助成するというのが、この事業の内容です。

で、一団体当たり、上限が1,000万円で、今2団体の相談を受けておりますので、その分を計上しております。

続きまして、20ページ、災害救助費の仮設住宅運営費の中の役務費ですね。仮設住宅入居時清掃費の何件分かというお話ですけど、こちらはですね。41件分です。それと、木造仮設住宅防腐防蟻処理の役務費ですけど、こちらは木造ですので、福富仮設住宅ということになります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君） 産業振興課長の安田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

補正予算の23ページをお開きください。7款商工費1項商工費2目商工振興費の19節商店街にぎわい復興支援事業の場所についてのお尋ねですが、この事業は復興基金の商店街にぎわい復興支援事業、補助率10分の10でございますが、その事業を活用して、熊本地震で被災しました益城町に、元気づけをとということで、場所は安永地区で開催します。昨年に続きまして、2回目の開催となります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。7番吉村議員の御質問にお答えします。

たしか6項目めぐらいただったと思います。議案第68号、益城町一般会計補正予算書（第2号）中、25ページの都市計画総務費の中の旅費9節ですね。その中の普通旅費ということで、428万円ほどの計上させていただいております。

この中身についてということでございますが、中身については、ことしの3月の議会で、都市の防災事業、都市防災事業ですね、それから、小規模住宅地改良事業、そういう防災に関する事業費の補正をいただきました。その後、地権者をですね、洗い出して、どれくらいいるかというようなことを洗い出して、次に用地交渉に行くわけなんですけども、大体地権者の数が約400名ほどいらっしゃいます。で、電話で済む内容と済まない内容がございまして、やはり契約ということになりますと、現地に赴くということになります。その中で、県内ですと、日帰りも可能でございますが、大体関西、関東、それから、福岡あたりもいらっしゃいまして、その数をですね、

大体申し上げますと、そういう避難地、避難所、その関連のですね、用地交渉の件数といたしまして、関西方面が大体20件、関東方面が44件でございまして、電話で済む内容と済まない内容によってではございますが、基本的には、重要な案件に関しましては、もう現地にということで、その分の旅費を計上させていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。7番吉村議員の質問に答えさせていただきます。

一般会計補正予算書の27ページ、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の11節の需用費、修繕料64万2,000円の内訳でございますが、飯野小学校のブロックの撤去及び改修ということで44万2,000円、それから、寄附をいただきました広安西小学校のスクールバスの車検代として20万円、合計の64万2,000円でございます。

次に、28ページ、同じく10款教育の3項中学校費1目学校管理費の11節需用費の中の修繕料でございますが、これはどちらも木山中学校でございますが、木山中のブロック塀の改修につきまして44万8,200円、それから、校内の放送施設の改修に117万6,000円の合計162万5,000円でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川博文君） 生涯学習課長の吉川です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第68号、一般会計補正予算の29ページ、19節負担金及び交付金の地域コミュニティ施設等再建支援補助金に関して、対象箇所はどこかという御質問にお答えいたします。

今、御相談にあがっているところが、下陳の千光寺、小池秋永の前田水神社、惣領2町内惣領薬師寺堂、安永3町内観音堂になっております。

続きまして、31ページの交流センター運営費13委託料、震災文庫デジタル化業務委託料につきまして御質問あっておりますが、まだ、業者等は決まっておりません。今回の補正予算で可決された後に、選考したいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

平成30年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中の、ページ数で申し上げますと、32ページから33ページにかけてでございます。

まず、御質問がありました32ページの11款1項1目農業用施設災害復旧費の11節需用費ですけども、こちら900万円の修繕料の内訳ですけども、こちら、飯田地区に新川という町がございますけども、ここから揚水ポンプで水田に使う水をためる施設がございます。こちらのほうですね、イイダのほうのポンプがですね、壊れておりまして、こちらの見込みが約600万。

それから、さきほど申しましたけども、新川から飯田までの間に管が配管されておりますけども、こちらのほうが1カ所当たり30万円で10カ所ぐらい、これは調査などしてませんけども、10

カ所の見込みで300万、合計900万円を計上させていただいております。

次は、33ページになります。11款2項1目道路橋梁災害復旧費1節報酬費ですけれども、こちらのほうは、木山川にかかっております第2平田橋、こちらのほうも、熊本地震により被災を受けておりまして、こちらのほうの下部工の修繕というのが出てきます。下部工の工事ですけれども。この場合、木山中学校と益城中央小学校の児童がおるわけですけれども、こちらの小学生ですね、こちらのほうの送迎してくださいという地元の要望もありまして、このため、復旧事業課のほう、うちのほうの工事の関係ですので、うちのほうで報酬という形で非常勤の方の報酬はマイクロバス運転手を、これ上げさせていただいております。

それから、11節の需用費ですけれども、こちら、場所はどこかということですが、こちらにつきましては、町内一円という部分、町債をまだ持ってきておりませんので、町内一円と考えていただいております。

えーとですね、こちらにつきましては、町有道路とか、里道修繕ということで、200万の全部で60カ所を想定しております。

次が、2項河川災害復旧費11節需用費3,000万円の修繕ですけれども、こちらのほうにつきましては、水路ですね、水路の修繕ということで、200万円を15カ所ということで計上させていただいております。

それから、3項公園災害復旧費のうちの15節、4,400万円はこれは何だろうかということですが、こちらのほうは、8月27日の復興特別委員会のほうで説明させていただきましたけれども、陸上競技場内における舗装、それから、給排水施設等の災害復旧費でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の質問です。

ページ数18ページの社会福祉総務費19節の負担金補助金及び交付金の復興支援ボランティア連携推進事業についてですけれども、具体的にもう一回説明をしていただけませんか。

それから、23ページの商工費の商工振興費の商店街にぎわい復興支援事業の100万ですけれども、安永地区で2回目の何かというお答えだったんですけど、具体的にもう少し、安永地区に商店街あったのかなという気もするんで、どこのことなのか教えてもらえればと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） それでは、吉村議員の2回目の質問にお答えいたします。

まずですね、ちょっとさっき、質問を私が間違っただけで、1団体当たりの上限額が100万円になりますので、100万円掛けるの2団体ということで、200万の計上です。

あと、詳しくということですが、これは繰り返しになりますけど、被災地域の方々と災害ボランティア団体が連携して、迅速、効果的な被災者支援を進めるため、被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費を助成するということですので、それは活動団体によってですね、それぞれの事業の中身が違ってきますので、中身については、ちょっとこれからという話になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 安田産業振興課長。

○産業振興課長（安田弘人君） 産業振興課長の安田でございます。7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

安永地区に商店街あるのかという御質問ですけれども、昨年度は葬祭公社の復旧に伴いまして開催しまして、今回は、やまもとやがやがて復旧しますので、そのオープンにつきまして皆さん集まって、にぎわいをしようということで開催をするものでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようでしたら、これで議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第73号「平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）」までの6議案に対する質疑を終わります。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、議案第74号「平成29年度益城町一般会計決算認定について」から議案第80号「平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） こんにちは。1番の上村です。

議案74号、平成29年度益城町一般会計予算書から、2点ほど質問させてください。

まずですね、ページのほうで、10ページ、11ページ。11款の災害復旧費2項土木施設災害復旧費、これの中のですね、不用額ということで、26億6,945万8,005円ということで、非常に不用額のほうが大きくなっております。

項目別のほうで見るとですね、96ページ、97ページになります。2項1目、2項か。そこで、不用額26億6,945万8,005円ということで、項目別でですね、13節、ちょっと非常に金額は大きいものだけ、あれなんですけど、13節の委託料、そして、15節の工事請負費ということで、13節委託料のほうで、11億5,313万6,243円、設計費用の委託料ほかということで、あと、15節の工事請負費のほうで、4億2,281万5,353円。これは災害復旧工事費請負費ということなんですけど、不用額って言うと、これにも書いてあるんですけど、予算現額から支出済み額及び翌年度繰越額を差し引いた残額になります。で、この残額というのがですね、金額が大きいもので、何になるのか。例えば、競争入札を行った結果、年度の当初に予定した金額を下回る金額で契約したことによるものなのか、あとは、事業の効率化、改善等、それによって生じたものなのか。それとも、工事自体がなくなったものなのか、ちょっと金額的に大きいもので、その辺をですね、ちょっと

教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 1番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第74号、平成29年度益城町一般特別会計、歳入歳出決算書のうちの歳出の分ですね。97ページになります。こちらの、災害復旧費2項土木施設災害復旧1目道路橋梁災害復旧のうち、13節の委託費と15節の工事請負費の残額が大きいという話ですけども、まず、委託料ですけども、委託料につきましては、益城町のほうで、熊本県に対して、橋梁委託を発注しておりました。こちらのほうはですね、2件のところが落札ということで、落札が少なかったということで、委託費を落としております。ちょっと。町、熊本県に対して、益城町が橋梁の委託をお願いしております。建設委託のほうを。そちらのほうがですね、入札を行ったところ、2札しか応札がなかったということで、こちらのほうの委託費を落としているような状況です。よろしいですか。えーと、益城町から熊本県の協定を結びまして、委託費っていう形でやっておりましたけども、こちらのほうが落札が2件しかなかったということで、主な原因として、そちらの不用額っていう形になります。

それから、15節ですけども、15節が4億2,281万5,353円残っているということですけども、こちらのほう、補助事業もございまして、単独の工事費もございまして。こちらのほうが、不調とか、そういうものがございまして、その関係で残額が多くなっているような状況でございまして。以上でございまして。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございます。委託料についてはですね、内容が理解できました。

あとは、工事請負費についてなんですけど、不調ということだったんですけど、もう不調が生じたから、それについてはあとはやらないということなんですか。繰り越しっていうことではないんですよね。

最後にそれだけちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 上村議員の2回目の御質問にお答えいたします。残額の4億2,281万5,353円。これ、繰り越しじゃないかということですけども、繰越額は左のほうに明許繰越額ということで、3億4,190万9,729円繰り越しております。こちらのほうは、不用額はさきほど申しましたけど、入札まで行かなかったものとか、あとは単独費ですね、基本的には単独費っていうのは繰り越さないということで、やっておりますので、こちらのほうの残額ということになります。以上でございまして。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

平成29年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の中で、お聞きいたします。ページ数は79ペ

ージです。

住宅費、住宅管理費、13節の委託料。ここでしか、ちょっとわからないんですけども、この平成29年度一般・特別会計予算書をいただいておりますけども、この中で、住宅管理費の中で、委託料で、住宅明け渡し訴訟委託料30万円っていうのは、これ、29年度、28年度、27年度、26年度、4年間私が知る限りでは、この30万円が計上されて、1回もなされていないんじゃないかと思うんですけども、その辺の事情をお知らせください。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。7番吉村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、過去数年にわたりまして、住宅の明け渡し訴訟に関する費用の予算が計上されてきております。現実的には、訴訟まで至っていないというのは、もう事実でございます。公営住宅における家賃の収納対策ということにつきましては、重要な課題であり、過去においても収納率向上に向けては、鋭意取り組んできたところではございます。しかしながら、訴訟まで至っていないということにつきましては、これはおわびをするしかないというふうに思っております。

本年度におきましては、当初予算に計上させていただいて、現在2件の明け渡しの訴訟に入っております。今月中には、口頭弁論を終え、口頭弁論後、約2週間後には結審をする予定でございます。

加えまして、さきの6月議会におきまして、議員さんの御提案によりまして、町長の専決処分事項の指定ということで、町営住宅の明け渡し請求に関する訴訟及び和解等についての御提案をいただき、決定をいたしていただいておりますので、事務がですね、大変スムーズに行われてきているということにつきましては、感謝を申し上げたいというふうに考えております。

いずれにしましても、今後も、収納対策強化に向けましては、滞納者に対しましては、毅然とした態度で臨み、収納率の向上につなげていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の質問に入りますけども、議会で何度も収納率が悪いということで、滞納者がどれくらいいるのか、滞納金は幾らなのかというのをもう一回明確に出していただきたいと思います。これは、後で審議するであろう条例の改正にもかかわることですので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 吉村議員、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

滞納者の数、それから、金額についてのお尋ねでございますけども、滞納者のちょっと数についてはですね、今ちょっと手元に、申しわけございません、資料を持ちませんので、また、＜聞き取り不能＞等で御報告をさせていただきたいと思っておりますけども、滞納額につきましては、29年度末で、現年分、それから過年度分での滞納額が8,872万5,900円というような金額になっており

ます。

28年度末についてはですね、1億円を超えるような金額となっておりますけれども、29年度中におきまして931万1,900円、過年度分について約1,000万弱ですけども、収納を上げております。過去5カ年間の平均ですと、420万ほどの収納だったんですけども、29年度においては、930万ほどの収納実績を上げているということで、今後もですね、さきほど申しあげましたように、訴訟等もですね、視野に入れながら、滞納者に対する抑止力も働かせながらですね、収納対策の向上に向けて、取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに質問ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。3点ほど質問したいと思います。

1点目は、議案第74号、平成29年度一般会計決算書の今の住宅のケースで。これ、763万960円の不納欠損が出てくる、この理由について、ちょっと教えてもらいたいと思います。どういう理由だった、どういう内容だったのか、死亡されたとか、いろいろそういうのがあると思いますが。

（「ページ」と呼ぶ者あり）

ページ。ページは22ページ。23.1項の使用料1目の土木使用料2節の住宅使用料で、763万960円の不納欠損が出ておりますが、この住宅使用料についてはですね、今回、河内課長もかわられて長くならないと。その前も課長がかわってこられるものですから、毎回毎回、これ、今回同僚議員のほうからも言ったように、もうずっと以前から、毎回毎回、収納率を上げろ、上げろということで、訴訟の中の弁護士費用もつけたりとか、いろいろやってきたんですが、なかなか上がらないということで、今回は2件の明け渡し訴訟をしてるということだったんですね。やっと動き出したかなという感じですけども。して、今回は28年度が1億148万4,040円で、1億円を超えた。今回どうなるのかなと思ってたら、収納率もかなり過年度分かなんかの大きいやつが徴収できたのかなと思いますけども、それで、この不納欠損がなくても、収入未済額が1億円はいつてるなと思います。この不納欠損の理由ですね。それと、いつもいつも収納率アップということで、頑張っておられるのはわかりますけども。それと、この930万1,100円という過年度分のがとれたということなんでしょけれど、これは、かなり一人当たり幾らぐらいのやつがとれたのか、かなり大きいのがとれたんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺がわかればちょっと教えてください。

それから、同じ決算書の中のページ43ページ。ページ43。43かな。43ページ。

40ページですね。4目の企画費の19節負担金補助及び交付金の中ですね、地方バス運行等特別対策補助金についてですが、これが本年度は1億2,326万2,601円と、かなり高価になっておりますが、これは当然、地震の後、いろいろ路線もかわったろうし、便数も増えたらうし、走行距離も長いということなんでしょけれど、金額的にはですね、地震前の27年度は4,532万、それから28年度が5,939万ということで、ちょうど倍以上になってるものですから、どれぐらいの運行本数の増加とかですね、そういうのがわかれば、路線の増加とかその辺がわかれば、ちょっと教えてもらいたいと思うんですが。

えーと、それから、これは、同僚議員がされたから。

今の2点についてお願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、その前にですね、さきほど吉村議員、お尋ねをいただいた滞納者ですね、数どれくらいなのかということのお尋ねですけれども、ちょっと手元に資料見つけまして、ことしの6月現在で、79件という数でございます。

済みません。中村さんの御質問にお答えさせていただきます。

決算書中ですね、公営住宅関係の不納欠損763万3,960円、これについてのお尋ねでございますけれども、まずこの不納欠損をさせていただいたというのが、2件でございます。1件が426万1,860円、もう1件が337万2,100円、2件の合計で763万3,960円ということで、長期ですね、滞納があられた方なんですけれども、民法上5年を経過している分については時効援用というものがございまして、これ長期の滞納ということで、時効の援用を出していただいたんですけども、それをもってですね、もう退去していただくと。ずっと今後も、ずっと滞納が続いてきて今後ももう支払いの意思が見られないということで、このさきほど申し上げました金額を不納欠損にしておりますけれども、速やかにその後退去をしていただいておりますというような手続をとっております。

それから、もう1点。29年度中の過年度分での収納、931万1,900円ということですが、何件ぐらいだったのかということでのお尋ねですけれども、件数につきましては、済みません。正確な数が、ちょっと今手元に持ってませんが、およそ20件程度の収納ということで。

金額、大小さまざまございますけれども、よろしいですか。済みません。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 14番中村議員の御質問に答えさせていただきます。

議案第74号、一般会計の決算書中のページ43ページです。一番上の19節の負担金関係の支出済み額が1億2,326万2,601円というふうになっております。

その中で、地方バス運行の負担金につきましては、7,606万7,000円の支出をしているというところなんです。議員からお話があったように、それ以前は、地震前はですね。4,000万程度の負担だったけれども、倍ぐらいに増えてるというような状況になっているところでもあります。

路線が増えておりますのが、テクノの災害仮設住宅からの便がですね、二路線増えておりますので、その負担が4,000万近くになっているというような状況にあります。

財源としては、歳入のほうで、県の支出金として、29年度では510万3,000円の補助金をいただいております。7,600万程度の支出ですので、7,100万程度が町の負担というふうになっているような状況になります。その7,100万に対しましては、特別交付税で措置をされておまして、一応8割はですね、特別交付税で見えていただいけるというような状況にあります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問をいたします。

住宅のさきほど言われた2件の明け渡し訴訟というのは、この2件なのかな。426万と337万の長期滞納者の明け渡しかな。

○公営住宅課長（河内正明君） 明け渡しとは別です。

○14番（中村健二君） 別、ああ。これも、一応出てもらうような形をとるよということですね。わかりました。

毎回毎回出てくるものですから、やっぱりですね、訴訟も初めてでしょうけども、せっかく弁護士あたり、費用あたりも、しっかり予算も今年度も組んであると思いますので、頑張って収納率を上げていただきたいと思います。

それから、バスのほうは、テクノ仮設2路線で、四千何百万ということで、はい、大体わかりました。多分、そういうふうにしてですね、テクノ仮設とか、仮設を回って、小学生あたりが結構利用してるんですけどね、学校に行くために。多分そういう、路線と言っても距離的にも結構伸びてるんで、かなと思ってですね。それから、ちょっとあんまり3倍ばっかなってるものから、そんだけ多くなるのかなとちょっと。

それから、もう1点、さっきちょっと聞かれたんですが、さっき、ページ96ページの2項の土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費13節委託料で、委託料というのは、設計の委託料ですね。11億5,313万6,243円の不用額、ほかに1点、ほかに3億、4億と不用額がいっぱい出ておりますが、さきほど委託分が2件しか落札がなかったんではないかということだったんですが、これはもう設計の委託料だから、設計委託料が11億ということは、工事費としては、100億、200億の大きな工事費用になると思うんですが、あとの残された不落になったといった、落札がなかった事業についてはどうなったのかな。もう不用額で引かれるということは、もうその事業はしないということなのか。その辺をちょっとお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

さきほど上村議員からも御質問ありましたが、11款災害復旧費2項土木施設災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費の13節委託費です。ページ数でいきますと97ページの件だと思います。

さきほど県へのお願いしておりました建設の委託ですけども、こちらのほうが不調で終わると、2件しかなかったということですけども、残りにつきましてはですね、また今年度、県のほうに委託しておまして、今後とも13橋については、県のほうでお願いするような進行と言いますか、そういう形で進めております。よろしいでしょうか、はい。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようでしたら、これで議案第74号「平成29年度益城町一般会計決算認定について」から議案第80号「平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第81号「益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について」から議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの5議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

議案第82号、同じく議案第83号について、条例変更している条例の改正案が出ておりますけれども、現在、町営住宅また公営住宅に関して、県内の他自治体ではどれくらい条例変更している自治体があるのか。まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅の河内です。7番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第82号、議案第83号、条例の改正関係ですが、保証人を連帯保証人に改めるという部分での近隣自治体等の状況についてというお尋ねでございますけれども、周辺ですね、自治体のほうに聞き取りの調査を実施しております。まず熊本県熊本市、それから御船町、嘉島町、美里町、大津町、西原村、近隣自治体等の調査につきましては、今申し上げました自治体については連帯保証人という形で条例が制定をされております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の質問です。この場合ですね、保証人を連帯保証人に改めると書いてありますけれども、この保証人と連帯保証人では、全く権利が違うんですね。普通の保証人の場合は、催告の抗弁権、検索の抗弁権、分別の利益の三つが認められておりますが、連帯保証人にはこの三つがありません。私も調べてまいりましたけれども、県の住宅課のほうに聞きましたら、県はもう全て連帯保証人にしていると。熊本市も調べましたところ、連帯保証人になってますと。ただ益城町の場合は、連帯保証人にしてなかったということで、今回災害公営住宅等を新設するに当たって、今回保証人を連帯保証人にするというふうにしてあります。県は仮設住宅に住んでらっしゃる方々は当然連帯保証人等も設定できない方がいらっしゃるということで、民間賃貸住宅に関しては、夢ネットはちどりっていう、熊本市と指定し、同日県庁で協定を結んで、保証人がいない人でも被災者向けの入居支援制度をつくっております。ただ、公営住宅に関しては、この制度はないということでした。

で、熊本市に聞いたところ、ただ熊本市の場合には、災害公営住宅に入居する仮設住宅に住んでおられる方は連帯保証人を設定することは難しいであろうということで、一定の猶予期間を設けて、入居されることは可能という形をとっていらっしゃるということでした。

我が町において、今から災害公営住宅に入られる方がたくさんいらっしゃるわけですので、そういった方たちに対して、連帯保証人をつくることはできないという方に対して、どのようなセーフティネットをつくっておこうとしているのかお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 吉村議員 2 回目の御質問にお答えさせていただきます。

これから災害公営住宅への入居ということに関しまして、やむを得ず連帯保証人がかけられない方についての対応はどうするのかということをございますけども、熊本市さん、教わりになったということですけども、本町もですね、どのようにですね、やむを得ない事情等によりまして、もうどうしても保証人が見つからないという場合には、入居不可とか、入居取り消しというような措置は考えておりません。かわって、身元引受人を立てていただくというようなことを検討していただくというようなことや、入居した後においても、引き続き連帯保証人を探していただくというようなことは、当然お願いしていきたいというふうに考えておりますけれども、災害公営住宅の入居に当たって、連帯保証人がどうしても立てられないという方については、個別に相談をさせていただき、今申し上げましたようなことですね、対応していきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7 番（吉村建文君） 3 回目となります。

ですから、今回、条例を制定するに当たって、保証人を連帯保証人に改めるということを明確に打ち出すわけですので、また、これはさきほど同僚議員が言われたように、未収という部分からすると、連帯保証人にすれば、もう必ずこれは法的にも出さなくちゃいけなくなってくるので、必要だと思います。

で、今、課長が言われたように、災害公営住宅に入居する、今現在仮設住宅におられる方で、そういった連帯保証人をつけることができない方に関しては猶予を持って入居はさせるっていうことをございますので、その辺は明確にしておいていただきたいと思ひますし、また、町での対応がですね、現場の対応がそういった形で、周知徹底なされることを祈りたいと思ひております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番宮崎金次議員。

○9 番（宮崎金次君） 9 番宮崎でございます。私は議案第81号及び議案第83号について、2 件質問をさせていただきます。

まず、議案第81号の益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてでございますけれども、今回条例の廃止につきましては、よく理解はできますけれども、よく考えてみますと、町の健康管理センターは、ここ数年、全く使用されていない状況だったのではないかと思います。

つまり、平成25年の3月に、益城町健康福祉センターが開設されております。その際、従来の健康管理センターの業務は、その健康福祉センターのほうに引き継がれたと思うんです。で、この段階で、この健康管理センターは本来は条例を廃止すべきではなかったか、こういうふうに思うんですが、これについて質問をいたします。

次に、議案第83号でございますが、益城町活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。家賃の収納を確実にするため、改正の趣旨、これはよくわかります。ただ、疑問

なのは2点ございます。

まず1点目は、本条例を受けた益城町活性化住宅条例施行規則の中では、既に連帯保証人という言葉を使ってあります。つまり、条例を受けてつくる条例の施行規則の中では、連帯保証人と書いてある。これは一体どういうことかというのをちょっと質問をします。

それから、もう1点が今回は益城町活性化住宅条例の改正だけだと思われませんが、同様の益城町営住宅条例、これの第10条では、保証人という言葉を使ってあります。これは改正しない方がいいのか。従来の町営住宅とそれから災害復興住宅、これは別に考えると、こういう考えなのか、ここらあたりについて質問をいたします。以上2問の、2番目は2点、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 後藤健康づくり推進課長。

○健康づくり推進課長（後藤奈保子君） 健康づくり推進課の後藤でございます。よろしくお願ひいたします。

9番宮崎議員の益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定についてのことで、本来はもっと前に廃止しておくべきものではなかったかという御質問でございました。

はい。宮崎議員のおっしゃるとおり、本来はもっと早くにやっておくべきものだったと思っております。健康管理センターは昭和53年から健康相談や住民健診等の業務を行っておりましたが、平成25年に現在の保健福祉センターが建設され、同年5月から健康づくり推進課が移動し、健診業務等を行っております。

健康管理センターは、建物改修を行い、社会福祉協議会が使用しておりましたが、平成28年の熊本地震により使用できなくなりました。本来はもっと前に廃止条例を出しておくべきものだったとは思いますが、補助金返還等の有無の確認等もやっております、そのままになっておりました。今回、7月に建物の解体が終了し、閉鎖することとなりましたので、健康管理センター設置条例を廃止することといたしました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅の河内です。9番宮崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、議案第83号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定についてということで、今回保証人を連帯保証人に改めるということでの提案をさせていただいております。議員御指摘のとおりですね、施行規則においては、もう連帯保証人ということで明記をされているところでございます。これにつきましては、保証人という大枠の中には主債務者として連帯して債務を負うという連帯保証人。この保証人の大枠の中には、その連帯保証人も含まれるという解釈のもとですね、実務的には連帯保証人を立てて運用してきていたところでございます。今般、議員も御指摘ありましたように、680戸ほどの災害公営住宅を建設し、町営住宅維持管理＜聞き取り不能＞で、1,000戸余りの維持管理をしていくこととなりますので、収納対策の強化、それから、やはり、実務に合わせてですね、連帯保証人をとっていくということで、今回改正をお願いをしたところでございます。

2点目の御質問の町営住宅条例、議案第82号について、連帯保証人に改めなくてもいいのかわ

ということですが、ちょっと議案が見づらかったのかもしれませんが、まず第1条の中で、今回災害公営住宅建設の3団地を加えまして、その下に第10条にですね、保証人を連帯保証人に改めるということで、町営住宅条例についても、あわせて保証人は連帯保証人に改めるということで、改正のほうをお諮りしております。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 質問に対する答弁ありがとうございました。健康管理センターにつきましてもですね、いろんな地震等があつてですね、なかなかあれだったんだろうと思いますけども、よくわかりました。

それから、次の第83号の益城町活性化についてもですね、大体そういうことで、よく理解ができました。なお、益城町営住宅の条例については、私ちょっと見落としまして、大変失礼をいたしました。

私の質問についてはよく理解できました。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようでしたら、これで議案第81号「益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について」から議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの5議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの18議案につきましては、皆さん方のお手元に配付してありますとおり、常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの18議案につきましては、お手元に配付の常任委員会付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時17分

平成30年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年9月11日午前10時00分招集
2. 平成30年9月13日午前10時00分開議
3. 平成30年9月13日午後3時25分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 4番 松本昭一議員
- 7番 吉村建文議員
- 9番 宮崎金次議員
- 2番 下田利久雄議員
- 10番 坂本 貢議員
- 13番 石田秀敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本 貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 石田秀敏君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	塘田仁君	総務課審議員	富永清徳君

企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は6名です。質問の順番を申し上げます。

1番目に松本昭一議員、2番目に吉村建文議員、3番目に宮崎金次議員、4番目に下田利久雄議員、5番目に坂本貢議員、6番目に石田秀敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、松本昭一議員の質問を許します。

4番松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） おはようございます。4番松本でございます。

きょうは一般質問の機会を与您にいただきまして、ありがとうございます。また、傍聴席には、早朝より大変お忙しい中、傍聴においでいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震、その前の台風21号、西日本豪雨など自然災害により被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

私の質問は、1、町の財政見直しについて。

2、益城町社会福祉協議会との連携について。

3、被災者支援について。

以上、三つの質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

まず、一つ目の質問として、町の財政見直しについて、3点質問いたします。

1点目は、今後の財政見直しについてであります。昨年9月に、町の中期財政見通しが示されました。その際、熊本地震からの復旧・復興に係る総事業費は約1,454億円、町の実質負担は230億円程度となり、それらの事業を全て実施するとした場合、平成33年度には財政調整用基金が枯

渴し、平成33年度以降、平成35年度までの間に、毎年6億から10億の財源不足が生じるとの見込みが示されました。

財政見通しが示されて1年が経過し、復旧・復興事業が進捗する中で事業費が見直され、その財源としての国庫補助金や起債償還に係る地方交付税等、財源、財政措置等の見直しが行われてきたものと思います。また、税金等、町の自主財源の見通しの変更など、歳入歳出両面での見直しが必要となっているものと思いますが、それらの見直しによって、どのような財政見直しとなるのか、お答え願います。

2点目として、今後の地方債の償還見込みについて質問いたします。

熊本地震前の本町の地方債の償還額は例年8億円程度であったと思います。復旧・復興に係る地方債の償還が始まることにより、平成29年度は9億8,000万円となり、さらに今後、元利償還が本格化することから、償還額は年々増加していくことと思われま。

先般、マスコミ情報で、地方債の償還のピーク時には、益城町では、現在より年間7億円増加する見込みとの報道がありました。

そこで、今後、地方債の償還額はいつごろピークを迎え、ピーク時にはどの程度の額が見込まれるのか、お答え願います。あわせて、地方債の償還に対して交付税措置等はどの程度見込まれ、さらに、町としてどのような対策を講じていく予定か、お答え願います。

3点目に、財源確保について質問いたします。

現在の復旧・復興事業を進めるに当たって、町の財政規模からすると、国や県からの支援を求めなければ財政的に成り立っていないとの思いがあります。その典型的なこととして、木山区の土地区画整理事業があるものと思います。県に事業主体となってもらい、さらに、町の負担も地方負担額の1割という温かい支援策を講じていただいて初めて事業を進めることができたと思うものです。

さらに、全体的な財源不足に対しては、町長の国等への要望活動によって、国庫補助金のかさ上げや手厚い特別交付税措置等、国県からの強力な支援をいただいていると思っております。しかしながら、ただ単に国や県に頼るだけでなく、町としても財源確保について積極的に取り組むべきではないでしょうか。

また、毎年の決算報告において収入未済額が多額に上っていることから、決算審査において、積極的に対策を講じるよう指摘されているところです。

そこで、未収金対策も含めて、どのような対策を立てて、独自の財源確保に取り組んでいくこととしておられるのか、お答え願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆様、おはようございます。平成30年第3回益城町議会定例会も3日目を迎えております。本日は一般質問ということで、6名の議員の皆様の御質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、傍聴席には、早朝からわざわざお越しいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは、4番松本議員の一つ目の御質問の1点目、今後の財政見通しについてお答えをさせていただきます。

昨年9月に、熊本地震からの復旧・復興事業を全て実施する場合の町の財政見通しにつきまして、平成35年度までの中期的な試算を実施したところです。今回は平成29年度決算をベースに、その後の状況変化、具体的には、災害復旧事業等の進捗状況、事業費の見直し、財源、財政措置等の見直しなどを踏まえ、平成37年度までの財政見通しについて試算を実施しました。復旧・復興事業にかかる総事業費は約1,271億円、そのうち町の実質的な負担は約153億円を見込んでおります。義務的経費等の通常経費にこの事業費を含めました財政見通しの試算を行った結果、平成30年度以降、37年度までの間に毎年2億から10億円、合計53億円の財源不足が生じる見込みとなっております。財源不足への対応策としまして、事務事業の見直しや財政調整用基金を充てたとしましても、平成34年度以降、37年度までの間に毎年4億から7億円、合計22億円の財源不足が生じることが見込まれます。

今回の見通しと、前回の見通しを比較しますと、前回の見通しでは、平成30年度以降、財源不足が生じ、毎年の財源不足額の合計が平成35年度までで57億円、財政調整用基金は平成33年に枯渇するとの見込みでしたが、今回は財政調整用基金の枯渇する年度が1年先に伸びて、財源不足額の合計が40億円となり、前回より17億円の減となっております。

このように財政見通しが幾分改善しました理由としましては、事業費の見直しだけでなく、地震以降、国や県に対し、復旧・復興事業の負担軽減を粘り強く要望し、土地区画整理事業の県施行による1割負担の実現、国の補正予算や特別交付税等の地方財政措置による負担軽減の成果であると考えております。

次に、松本議員一つ目の御質問の2点目、今後の地方債の償還見込みについて、町としてどのような対策を講じていく予定なのかについてお答えをいたします。

復旧・復興事業に係る地方債の償還額につきましては、試算の結果、平成43年度にピークを迎え、償還額は約29億円を見込んでおります。この約29億円の償還額に対しまして約21億円の普通交付税措置が見込まれますため、町の実質負担は約8億円と試算をしております。毎年の地方債の償還に係る町の実質負担につきましては、事務事業の徹底した見直しや効率的な予算の執行等の歳出削減にしっかりと取り組むとともに、まちづくり事業等につきましては、起債充当率や交付税措置の有利な国の補正予算を活用し、負担の軽減を図ってまいります。さらに、国や県に対し町の負担軽減の要望を継続して行い、地方債の償還額のピークを何とか乗り越え、着実な財政運営が可能となるよう努力をしております。

4番、松本議員の一つ目の御質問の3点目、町としても財源確保について積極的に取り組むべきだと思うが、どのような対策を立てて取り組んでいくのかについてお答えをいたします。

財源確保策としましては、まずは町税や住宅使用料等の未収金対策にしっかりと取り組んでまいります。昨年11月、町では町税等収納対策本部を立ち上げました。対策本部内に収納対策チームを設置し、町税等における赤色封筒による督促や、公営住宅における弁護士名での督促、住宅明け渡し訴訟等の新たな取り組みにより収納率が向上するなど、着実に成果を上げております。

今年度は昨年度の取り組みの成果を踏まえ、効果が高かった赤色封筒による催告等の取り組みを他の未収金項目においても取り入れることにより、さらなる収納率向上を目指します。

また、新たな歳入確保策としまして、ふるさと納税等の寄附金増の取り組み、具体的には、学校給食センター建設に特化した寄附や企業版ふるさと納税を実施し、歳入の確保に努めております。

また、今後の歳入確保策としまして、負担金や使用料等の見直しにつきまして、特に国の基準を下回る料金等は、近隣町村の状況と比較しながら、今後、料金改定を検討してまいります。さらに、企業誘致や定住促進等による税収増の対策や公の施設のネーミングライツ売却等、その他の歳入確保策に取り組むなど、今後も財源確保に努力をしてまいります。

議員がおっしゃるとおり、国や県に対し、財政支援を要望するに当たり、町みずからが歳入確保と歳出削減に最大限取り組む姿勢が必要です。まずは、私をはじめ町職員が経費削減等の財政意識をしっかりと持つとともに、町民の皆様方にも、町の財政状況等を丁寧に説明し、御理解と御協力を求めることもあろうかと思っております。

いずれにしましても、持続可能な財政運営なくして町の復興は実現しません。できることは全てやるという決意のもと取り組んでまいりますので、議員の皆様のお理解と御協力を今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） これからも、国や県に対し、復旧・復興事業の負担軽減を粘り強く要望していただきたいと思っております。また、行政も議会も経費削減等の財政意識をしっかりと持って取り組んでいかなければならないと思っております。

次に、益城町社会福祉協議会との連携について質問いたします。

社会福祉協議会は、地域福祉の要として、行政が手の届かないようなきめ細やかな地域福祉施策に取り組んでいただいております。

熊本地震対応も、多くの被災町民への支援が必要となったことから、役場敷地内にあった事務所を被災でなくしながらも仮設の施設で支援活動を続けられ、大きな役割を果たしていただきました。特に、全国から駆けつけていただいたボランティアの活動拠点として、ボランティアセンターを設置し、町民からの要請によく応えていただきました。

社会福祉協議会はこのように、被災者支援とともに、これまで築いてこられた地域福祉活動の中核を担ってもらっています。しかし、その財政基盤は脆弱であり、ほとんどを町からの事業の委託や補助金等に頼っているのではないのでしょうか。

さらに、熊本地震による事務所の移転や既存の補助事業の停滞などにより、持っていた基金を取り崩して財源を補っている状況にあるなど、財政は非常に憂慮するような状況になっているようです。しっかりとした基盤が保てなければ、地域福祉の継続性も保たれなくなり、ひいては、地域福祉活動の崩壊にもつながりかねません。

一方、シルバー人材センター事業などを通して独自財源の確保にも取り組んでいるようですが、熊本地震に関連する業務量の増大もあり、マンパワーも不足していると聞き、町民のニーズに応

えきれていないのではないかと考えております。

これから被災者が仮設住宅やみなし仮設住宅から地域に戻ってきたり、災害公営住宅等に入居される中で、生活再建に向け、さらに地域福祉の重要性が求められることから、社会福祉協議会が持つ福祉団体等との太いパイプを生かしながら、町の福祉行政も社会福祉協議会との連携をさらに大きくして、町民が求める地域福祉施策を実現していかなければなりません。

そこで、益城町社会福祉協議会の会長につかれた町長として、現状認識と今後の町としての支援、関与についてお答え願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の2番目の御質問、益城町社会福祉協議会との連携についてにお答えをします。

地域福祉を推進するためには、町の福祉行政と社会福祉協議会がこれまで培った活動経験や福祉関係団体等との太いパイプを活かし、互いに連携して地域の福祉課題の解決に取り組んでいかなければなりません。そのためには、町としても積極的にかかわりを深め、継続した支援が必要だと考えております。

私は今年5月に町の社会福祉協議会会長に就任してすぐに幹部職員へのヒアリングや実態調査等を行いました。その結果、財政面、組織、人材面などにおいてさまざまな課題があり、一刻も早く改善に向けた取り組みが必要であると認識し、速やかに社会福祉協議会へ指示したところです。

また、本年4月より空席となっていました社会福祉協議会の事務局長に、町の重要ポストを経験し、財政面にも詳しく、リーダーシップ能力にすぐれた職員を8月1日から派遣をしております。今後は事務局長を中心に、財政面をはじめとする社会福祉協議会内部のさまざまな課題の解決に向けて取り組むとともに、事業の掘り起こし等を図っていきたいと考えております。

町としましても、積極的にシルバー人材センターや地域支え合いセンター等、社会福祉協議会の組織や事業内容等を町民に知っていただく必要があると認識しており、社会福祉協議会が発行する社協だよりのほか、町の広報紙等も活用し、社会福祉協議会の取り組み等を周知し、地域福祉の面で重要な役割を担っていることを伝えていきたいと考えております。

震災から2年5カ月になろうとしていますが、被災した町民の皆様が仮設住宅から地元に戻って、自宅再建を図ったり、災害公営住宅等で生活していく上で、震災前の地域でのコミュニティーや、災害公営住宅での新たなコミュニティーを形成するといった過程におきまして、地域で孤立しないよう見守り体制を強化し、地域福祉を支えるという面で、社会福祉協議会の果たす役割が非常に重要であると考えております。同時に、町と社会福祉協議会が一体となって、地域のまちづくりや熊本地震によって被災した人の生活再建等の問題を一つ一つ解決できるよう取り組んでいかなければならないと考えております。

今後、被災者の生活再建において、どのような支援が必要となるのか、また、できるのか。社会福祉協議会としての役割を十分果たすとともに、町としても支えていきたいと考えております。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） 町と社会福祉協議会が一体となり、地域のまちづくりや熊本地震によって被災した人の生活再建等の問題を一つ一つ解決できるように取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。次に、被災者支援について質問いたします。

益城町では、現在、震災からの復旧・復興に向けて着実に前に進んでいるものと思っております。給食センターや災害公営住宅、第五保育所などの建物等が着工されるなど、形として目に見えてきているように感じるものです。

県においても、この益城町の復興のために、県道熊本高森線の4車線化事業、木山地区の土地区画整理事業の推進を図るために、益城復興事務所を開設していただきました。

こういったハード面の復旧・復興が着実に進む中で、今、町にとって重要な課題となっているのは被災者の生活再建であり、住まい再建であると考えます。被災された皆様は、仮設住宅、みなし仮設住宅から徐々に自宅再建を図られ、震災前にお住まいだったところへの再建が進められています。一方で、資金的な面などにより自宅再建を断念され、災害公営住宅への入居を予定しておられる被災者も少なくありません。被災者全ての皆様が前に向かって進んでいただけるようにしなければなりません。

被災者への住まい再建を支援する施策は、町だけではなく県においても施策を講じていただいているところでありますが、そこには、生活を続けていくための行政が担う生活再建施策、住民同士の支え合い、心のつながりが必要です。行政が担う生活再建のための施策として、これまでの仮設住宅やみなし仮設住宅で見守り活動を支えていただいた団体も、被災者それぞれが自立再建を進めていかれる中で徐々にその役割を縮小していくものと思いますが、最後の最後までしっかりと支えていっていただきたいと思います。

そこで、これまでの被災者支援への取り組み状況について、さらに今後、災害公営住宅の入居も一斉に始まり、新たなコミュニティもつくられることになりましたが、見守り支援をどのように進めていかれるのか、お答え願います。

また、自宅宅地の復旧も終わり、自宅の再建ができて、戻ってこられた世帯もおられる中で、かつては隣同士で住んでいた方々が戻ってこないという現実もあるのではないかと思います。知り合いが近所にいるということでコミュニケーションが図られ、心強く思っておられたことと思いますが、このような現実の中で、特に高齢者の中には孤立されるという心配もあるわけで、このような方々をどう支えていくかということも重要な課題であると思います。どのように対応しているのか、回答願います。

さらに、これまでコミュニティの中で、自治会の役員の皆様や民生委員などの皆様が見守り活動の中心として弱者支援に当たられていたところだと思います。しかし、仮設住宅に入っておられた被災者の皆様が帰ってこられて、これらの皆様をこれまでどおり自治会の役員の皆様だけに見守り活動を担ってもらうことは困難ではないかと思います。

そこで、社会福祉協議会等とも連携を図りながら、新たな見守り支援の取り組みを進めていかなければと思っています。当然、仮設住宅での見直しの縮小も図りながら、新たな仕組みづくり

が必要かと思いますが、どのように取り組んでいこうとお考えなのか、お答え願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の3番目の御質問、仮設住宅での見守りの縮小を図りながら、社会福祉協議会等との連携を図り、新たな仕組みづくりが必要ではないか。どのように取り組んでいくのかという御質問にお答えをします。

平成28年10月に地域支え合いセンターを設立し、社会福祉協議会を中心に、仮設団地、在宅被災者の日常生活の見守り、生活再建の支援をこれまで実施してまいりました。

今後、住まいを再建された方々への支援につきましては、基本的には、地域福祉の担い手である社会福祉協議会を中心に、見守り支援をしてまいりたいと思っております。ただし、仮設住宅から災害公営住宅への移行期には、生活環境が大きく変化することもあり、何らかの見守りの仕組みが必要だと思っているところであります。

現在、新たなメニューとしましてコミュニティー支援の制度化を検討しており、県への要望も行っているところです。また、見守り支援に当たりましてはボランティアの役割も非常に重要であり、地域住民や支援団体等のボランティアが活躍できるような仕組みづくりも検討しているところです。

そのような新たな制度を活用しながら、社会福祉協議会、行政嘱託員、民生・児童委員等と連携して日常生活の見守りを実施してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 松本議員。

○4番（松本昭一君） ただいま町長のほうからお答えがありましたように、コミュニティー支援の制度化や地域住民や支援団体等のボランティアが活躍できるような仕組みづくりをぜひ制度化していただき、丁寧な個別支援や課題解決に当たってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番、公明党の吉村建文でございます。

初めに、9月6日の未明に発生した北海道胆振東部地震でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げます。そして、台風21号により被災され、また、7月に発生した西日本豪雨災害で被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げますとともに、また、6月18日の大阪府北部地震で犠牲になられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

今回の北海道地震では、40名以上の死亡された方々や地震による電気の供給が停止するなど、

インフラの復旧が待たれる所であり、西日本豪雨災害では200名を越す死亡が確認され、今年も異常気象による災害が多発しております。町としても、二度にわたる震度7を経験した熊本地震を貴重な体験として終わらせることなく、今後の災害対応に真摯に向き合っていかなければならないと思っております。

また、本日は朝早くから傍聴にたくさんの方々に来ていただき感謝を申し上げます。本日は4点にわたって一般質問をさせていただきます。

- 1点目、学校施設や通学路におけるブロック等の安全確保の推進について。
- 2点目、ひとり親家庭等医療費助成制度について。
- 3点目、災害公営住宅について。
- 4点目、防災・減災について。

以上、4点について質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

初めに、学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進についてであります。大阪北部を震源とする地震により、女子児童が亡くなる事故が発生したことを受け、文部科学省から都道府県教育委員会などに、7月27日を最終報告とする安全点検等状況調査が依頼されました。また、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切な管理についての通知も発せられています。

そこで、本町における学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保を確認したいと思います。

- 1、文科省から依頼のあった学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査において、安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校は何校あったのか。
- 2、この中には法定点検の対象外の施設はあったのか。これらの安全点検をどうするのか。
- 3、安全性に問題のあるブロック塀等の工事着手までの間、安全確保をどうするのか。
- 4、学校防災マニュアルに基づき、改めて通学路を確保すべきと考えていますが、どうなっているのか。
- 5、安全性に問題のある通学路をどうするのか。
- 6、通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えるかどうか。

以上、6点にわたって質問いたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） おはようございます。7番吉村議員の1番目の質問、学校施設や通学路におけるブロック等の安全確保の推進についてお答えいたします。

まず、第1点目の文部科学省から依頼のあった学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査における安全性に問題のあるブロック塀等を有する学校は何校あったかという御質問でございますけれども、5校でございます。飯野小、津森小、益城中央小、木山中、益城中の5校でございます。

それぞれ状況を具体的に申し上げますと、飯野小は、正門の左右にあるブロック塀と屋外トイ

レの出入り口にある目隠しブロック塀の2カ所でございます。正門の左側のブロック塀につきましては、既に撤去が完了しております。正門右側とトイレの目隠しブロック塀につきましては、今回の補正予算に撤去、改修費用を計上させていただいております。

津森小学校は、校門のブロック塀と、学校と西側町道との境界にある石積み及びブロック塀でございます。こちらにつきましては、平成31年度に改修工事を行う予定でございます。

益城中央小は、プール脇にあるブロック塀1カ所で、既に撤去が完了しております。

木山中学校は、テニスコート一角にあるテニス練習用の壁打ちブロック塀、それからテニスコートトイレの目隠し用ブロック塀、それから屋外トイレの目隠し用ブロック塀の3カ所でございます。そのうち壁打ちブロック塀は既に撤去が完了しております。テニスコートのトイレと屋外トイレの目隠しブロック塀につきましては、今回の補正予算に撤去、改修費用を計上させていただいております。

益城中学校は、南側校舎側の手洗い場にあるブロック塀2カ所でございます。こちらにつきましては、校舎の解体工事とともに、それと同時に解体をする予定にしております。

以上が第1点目の御質問に対する回答でございます。

2点目のこの中には法定点検の対象外の施設はあったか。また、これらの安全点検をどうするかという御質問でございますけれども、学校の施設は全て、建築基準法の第12条に基づいて調査・点検を実施しなければならない施設に該当しますので、この中には法定点検の対象外の施設はございません。また、これらの安全点検につきましては、現在、各小・中学校が学校保健安全法に基づきまして、定期的な安全点検を月1回程度実施しております。また、必要に応じまして、臨時の安全点検も実施しております。

今後は、学校保健安全法に基づく点検はこれまでどおり実施しますとともに、建築基準法第12条に基づく点検を関係各課と協議しながら、検討してまいりたいと考えます。

3点目の安全性に問題のあるブロック塀等の工事着手までの間、安全確保をどうするかについてでございますが、このことにつきましては、ブロック塀の周囲にカラーコーン、カラーテープ、コーンバーを設置したりしまして、また、注意喚起の張り紙等を貼付したりしまして、児童生徒が危険個所に近づかないように先生方にも指導をお願いしているところでございます。

4点目の学校防災マニュアルに基づき、改めて通学路を確認すべきであるが、どうなっているかについてでございますが、このことにつきましては、8月までに学校防災マニュアルに基づき、各学校の通学路の確認を終了しております。各学校には、地震が起きた際に、児童生徒が自分自身の判断で身を守り、迅速に避難できるよう、指導の徹底をお願いしているところでございます。

5点目の、安全性に問題のある通学路をどうするかについてでございますけれども、このことにつきましては、児童生徒の通学路は、実際には町道及び県道を利用している状況でございます。教育委員会が直接維持管理を行っているわけではございません。そこで、益城町通学路交通安全推進会議を組織しまして、御船警察署、上益城地域振興局、町危機管理課、都市建設課、復旧事業課、学校関係者、保護者の代表で会議を開きまして、現状把握と意見交換を実施すると

もに、危険箇所の合同点検などを行いながら通学路の安全性の向上に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、6点目の通学路に面している民間のブロック塀等の撤去費用等を支援すべきと考えるかどうかについてでございますが、このことにつきましては、8月末現在、ブロック塀につきましては相談窓口である復旧事業課へは2件の相談がっております。相談内容としましては、既設のブロック塀が安全かどうかといったことで現地確認もしております。

町としましては、個人所有のブロック塀と申しましても、通学路に面しているものについて、危険性があれば対策をとっていただくことが必要と考えております。

しかしながら、現在、当町におきましては、個人所有のブロック塀改築等に伴う補助はありませんが、このたびの熊本県議会定例会におきまして、民間ブロック塀の撤去を助成する市町村への補助事業費が補正予算として計上をされております。町としましては、この県の補助金と国の社会資本整備総合交付金とをあわせたメニューの創設を考えております。

また、社会資本整備総合交付金につきましては予算枠が限られていますことから、国へ新たな補助メニューの創設を要望しており、町としまして、危険防止への取り組みを進めていきたいと考えています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁を聞いて、一応安心はいたしました。学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全確保の推進については、町当局がしっかり把握をして、その対応を確実にとることが必要であります。民間ブロック塀等の撤去についても、今後、県の補助金と国の社会資本整備総合交付金とをうまくつなぎ合わせて、メニューの創設をお願いしたいと思います。

次に、ひとり親家庭等医療費助成制度について質問させていただきます。

先日、ある御婦人から住民相談を受けました。その方は母子家庭で高校生の息子さんと中学生の息子さん、小学生の娘さんの4人家族で生活をされており、毎日を精一杯過ごされておられます。

まず、ひとり親家庭等医療費助成制度とは、ひとり親家庭等の方に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の方の保健の増進や福祉の向上を目的としています。私も母子家庭で育ったものですが、私の時代にはこのような制度がなかったものですから、相談を受けて初めて知りました。御婦人は、現在の助成制度の運用のあり方に不便を感じられており、改善できないものかとの御意見をお持ちでした。

そこで、1、本町におけるひとり親家庭はどれくらいいらっしゃるのか。

2、本町におけるひとり親家庭の医療費助成制度の実態はどうなっているのか。

3、本町以外での市町村での助成制度はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問、ひとり親家庭等医療費助成制度につい

てお答えをさせていただきます。

ひとり親家庭等医療費助成事業は、県単独事業としまして、昭和57年度から開始しております。内容はひとり親家庭の父または母と子の健康を保持し、その経済的負担を軽減することにより、自立助長と家庭生活の安定を図るため、ひとり親家庭の医療費の保険診療分の3分の2を助成するとなっております。対象者はひとり親家庭の父または母と、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及び父母のない児童となっており、児童扶養手当所得限度額に準じた所得制限があります。

7月31日現在の受給資格者は334名です。給付方法は償還払いで、領収書を添付の上、申請し、審査後、支給をされます。おおむね2カ月後の支給となります。平成29年の助成件数は延べ2,158件、助成額は350万7,673円、平成30年の見込件数は延べ2,836件、見込助成額は477万1,577円となっております、年々増加傾向にあります。

本町以外の市町村の助成制度につきましては、助成基準は本町と変わりません。給付方法につきましては、平成27年の県の調査では、熊本市、水俣市、南小国町が現物給付を採用しております。それ以外は償還払いです。直近の動向を確認しましたが、上益城郡内、菊陽町、大津町でも償還払いを採用しています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ひとり親家庭等医療費助成について、本町の取り組み状況は分かりました。現在、本町において、中学校3年生までの医療費は無料になっていますが、この制度も以前は償還払いになっていましたが、領収書を添付して申請することで、領収書がどこに置いていたのか分からずに申請漏れがあったり、町職員の事務量の軽減にもつながることもあり、その後、現物支給になったと記憶していますが、このひとり親家庭等医療費助成についても支払方法を現物支給にすることはできないもののでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、2回目の御質問にお答えします。

その前に、先ほどですね、開始年度を平成57年度とお答えしましたが、正しくは昭和57年度の誤りですので、よろしく申し上げます。

まず、現物給付による支給ができないかということでございますが、児童扶養手当認定に伴い、ひとり親医療受給資格も認定されますが、町村につきましては、県が児童扶養手当の認定をしており、審査にも時間を要し、2カ月ほども時差が生じます。また毎年8月から12月は、現況届及び所得審査に伴い、医療費の申請も休止しています関係上、現物給付は困難な状況です。

それに加え、現物給付を行う医療機関の窓口で最新の資格情報を判断できないことから、誤って受け付けをした場合、受給者本人、医療機関、保険者、町で調整が必要となり、混乱を来すなどの問題もあります。

これらをクリアできれば、議員おっしゃるように、現物給付を導入することがベストであると考えます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 現状として現物支給が困難なことは理解できますが、町の努力次第では現物支給も可能ではないでしょうか。

熊本市は政令指定都市ですから審査等も独自でできると思いますが、水俣市、南小国町などは、実際、現物支給を採用しています。本町においても、受給資格者は334名もいらっしゃるわけですし、人口増加を目指す町においては、ひとり親家庭等医療費助成についても、現物支給することができることによって、その人口増加に寄与することができると思います。町長にこの問題に対する所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、3回目の御質問にお答えします。

熊本市、水俣市は児童扶養手当の認定を市でできますことから、時差は少ないと思われます。南小国町に関しましては、町内の医療機関で連携できている部分につきましては実施しているということです。

町は8月から現況届を受け付け、県からの審査結果が届くのが12月となります。どうしてもこの間の5カ月が受給資格の確認ができません。また、町外も含め、医療機関との連携も課題となるところです。このような状況を勘案しますと、現状での現物支給の実施は非常に難しいと考えております。御了承いただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、災害公営住宅についてお伺いいたします。

熊本地震から2年5カ月がたちました。本町でも災害公営住宅の建設も始まっており、その完成が待ち望まれています。現在の状況を詳細に町民の方々にお伝えしたいと思っております。

1、7月末で本申し込みが終わったと聞いていますが、その実情はどうなっているのか。

2、今後の建設状況はどうなっているのか。

3、現在、仮設住宅に住んでおられる町民の方々もその数が減っていると思いますが、その実態はどうなっているのか。

4、仮設住宅の集約も考えていかなければならないと思いますが、町の方針はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の3番目の御質問にお答えします。

議員お尋ねのとおり、7月2日から7月末日まで、校区ごとに災害公営住宅の本申し込みの受け付けを実施しました。

仮申し込みをされた786戸の方々を対象に受け付けを実施し、694戸の申し込みがあったところです。本申し込み後、9戸の辞退等があり、現在は685戸となっております。

校区別の内訳は、広安201戸、広安西172戸、木山209戸、飯野48戸、福田31戸、津森24戸となっております。

入居に当たり、町の基本方針としまして、本申し込みをされ、要件を満たしている世帯は災害公営住宅へ入居できること。本申し込みで希望された校区に入居できることとしております。校

区につきましては、小・中学校の関係もありますので、希望の校区へ入居を案内していきます。

今後の建設戸数につきましては、本申し込みの数を建設していくこととなりますので、現時点では最大で685戸ですが、今後、辞退等が出れば、数が減っていくこととなります。

建設予定につきましては、津森、福田、飯野に建設中の36戸が年内完成予定であり、来年1月以降の入居予定です。その他の建設につきましても、全校区、平成31年度中の完成を目標としまして取り組んでいるところであり、前倒しのできる場所は、一日でも早く完成させたいと考えております。

ただ、広安校区、木山校区に建設予定の鉄筋コンクリート5階建てにつきましては、建物の本体工事だけでも約1年間を要するため、平成31年度中の完成が厳しいところもありますが、被災された方々の生活再建には災害公営住宅の建設は必要不可欠であり、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

次に、吉村議員がお尋ねの仮設住宅の入居者の実情につきましてお答えをいたします。

建設型仮設住宅の入居者のピークは、平成29年1月の1,515戸で入居率97%、平成30年8月末には1,074戸で入居率69%と、ピーク時に比べて28%減少しております。

最も多いテクノ仮設団地では、ピークは平成29年1月の507戸で入居率98%、平成30年8月末は339戸で入居率66%と、ピーク時に比べて32%減少しております。

また、みなし仮設の入居者のピークは平成29年5月の1,453戸で、平成30年8月末は876戸と、ピーク時の60%まで減少しております。

今後の全体の入居者の推移予測では、平成31年3月末で建設型仮設住宅に800戸で入居率51%、みなし仮設に650戸でピーク時の45%。平成32年3月末で建設型仮設住宅に600戸で入居率38%、みなし仮設に250戸でピーク時の17%になる見込みです。

次に、仮設住宅の集約についての町の方針についてですが、仮設住宅入居者の退去が進むことに伴い、対応しなければならない課題としまして、残された方々が取り残され感を覚えられること、団地内のコミュニティーの脆弱化、防犯能力の低下などが考えられます。

そこで、町としましては、入居者が安全・安心に暮らせる環境を保てるよう、集約する必要があると考えております。集約に当たりましては、入居者の家族構成や身体的な事情などに配慮しながら集約方針を決定した上で、入居者の思いを十分にお聞きし、時期や順位を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 町の現状については、よく分かりました。震災から2年5カ月が経ち、災害公営住宅も本年末に津森、福田、飯野地区に36戸が完成するところまで来ております。

あと約650戸の建設が待たれるところですが、特に広安校区に建設予定の鉄筋コンクリート5階建てについては、都市再生機構（UR）に建設を依頼しているところですが、前倒しで建設はできないものかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、2回目の御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、被災された町民の方々の生活再建は、町としましても最重要課題の一つであり、災害公営住宅の早期建設を目指しております。御指摘の都市再生機構建設予定分のみならず、建設予定全てにおいて、一日も早い完成を目指して取り組んでまいります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 災害公営住宅についてですけども、もう1件、質問があります。

現在、仮設住宅、また、みなし仮設住宅に住んでおられる方が、当然、ついの住みかとして災害公営住宅に入居されるという形になると思いますが、入居に当たっては、昨日の会議で、保証人が連帯保証人に条例が変更される案が出ております。この条例変更によって、現在、仮設住宅に住んでおられる方々が連帯保証人を確保できないことが考えられますが、町として、このような方々に対するセーフティネットと申しますか、対策はどのようにする予定でありますか。

現在、熊本県においては、民間賃貸住宅等には、はちどりネットという形で、民間の方が代行して保証人の役割をするという部分で対応がなされております。また、先日、熊本市の住宅課に連絡をとったところ、熊本市はどのような対策をとっているのかということで、熊本市は今回の震災で仮設住宅等に住んでいらっしゃる方で、当然、連帯保証人等が確保できない方がおられることは予想されますと。当然、熊本市としても、その方に対しては、ある程度の猶予を持って、仮設からその災害公営住宅に入居することは保証します。ただ、最終的には、連帯保証人を確保していただくようお願いするというを言っておられました。

私たちの町にとっても、現在、仮設住宅に住んでおられる方たちで連帯保証人を確保できない方について、まず、災害公営住宅については、その入居は必ず認めてあげて、後に連帯保証人の確保に努めていただきたいという形のセーフティネット等を考えておられるのか伺いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、3回目の御質問にお答えをさせていただきます。

仮設住宅の方の連帯保証人のセーフティネットを考えているかということで、これは先ほど、熊本市さんあたりもですね、非常に考えられているということで、まず、私たちの一番の目標は、やっぱり町民の皆様方の生活再建というのがありますので、ここあたりもですね、担当課のほうでいろんな課がまたがってきます。こちらのほうもですね、どういったふうにやっていくのか。それと、熊本市あたりの、今までやって来られたところあたりも参考に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、防災、減災についてであります。

今年の夏は異常なほど暑さが厳しいものになりましたけれども、私は平成30年度益城町地域防災計画を読み込みました。その中でいろいろ質問したいことがありましたが、本日は4点にわたって質問をさせていただきます。

1、災害対策本部の設置場所について、この別館2階大会議室になっており、使用できない場

合は町保健センター多目的室としていますが、この庁舎の耐震限度はどれくらいなのか。また、町保健センターの耐震限度はどれくらいなのか。

2、町保健センターにマンホールトイレを設置することは可能でしょうか。

3、防災士になるためには5、6万円かかりますが、その費用の補助は考えておられるのか。

4、本町の指定避難所に16カ所が指定されていますが、その中で6カ所の小・中学校が指定されていますが、体育館における非構造部材の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の4番目の質問、防災、減災についての1点目、災害対策本部の設置場所について、この別館2階は大会議室になっており、使用できない場合は町保健福祉センター多目的室となっているが、この庁舎の耐震限度はどれくらいなのか。また、町保健福祉センターの耐震限度はどれくらいかについてお答えをします。

まず、役場仮設庁舎の耐震性につきましては、建築基準法に則り、構造計算を行っております。具体的には、震度6強の大地震に対して大破・崩壊しないことにより、建築物空間、人命の安全性を確保することを目標性能として設計をされております。次に、町保健福祉センターは平成25年に建築されており、震度6強まで耐え得る構造の新耐震基準が適用されているため、十分な耐震性能が確保されております。

次に、2点目の御質問、保健センターにマンホールトイレを設置することはできないものかについてお答えいたします。

マンホールトイレは、下水道管路にあるマンホールに簡易な便座やパネルを設け、災害時におきまして、迅速にトイレ機能を確認するものです。平成28年熊本地震では、熊本市で避難所となった4カ所の中学校に設置され、最長で35日間使用されております。また、国土交通省も、地方自治体のマンホールトイレの整備に支援をしているところです。

現在、町の保健福祉センターは避難所の指定はしておりませんが、熊本地震直後は、災害対策本部の設置や役場機能の一部を移転したことに加え、多くの避難者を収容いたしております。しかしながら、周辺の下水道管渠の被災やセンター内の排水設備の不具合により、マンホールトイレは設置することができず、仮設トイレを設置し、対応をしたところです。

今後、町としましては、将来的な災害に対応するためにも、下水道管の耐震化はもとより、指定避難所となっている小・中学校等を優先し、年次計画的にマンホールトイレを整備することにより、災害に強いまちづくりを行っていきたいと考えております。

次に3点目の御質問、防災士になるためには5万から6万円かかるが、その費用の補助は考えておられるのかにお答えします。

防災士とは、自助、共助、協働を原則としまして、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人のことで、現在、全国で約15万人の防災士の方が活躍されています。

防災士の資格につきましては、防災士研修講座を受講し、日本防災士機構が実施する防災士資格試験を経て取得するのが一般的ですが、そのためには、議員がおっしゃるように、研修講座受

講料、試験受験料、防災士資格認証登録料等、約6万円程度の費用がかかるようですが、中でも研修講座受講料が高額で、防災士の資格取得を目指す方の大きな負担となっているようです。

そのため、熊本県では、防災士の資格取得を目指す県民の皆様のために、火の国ぼうさい塾を無料で開催しております。講座修了者は防災士資格試験の受験のための講習修了者として認められ、受験料、登録料等1万円程度の負担で資格取得ができます。

本町からも、毎年、火の国ぼうさい塾を受講されており、今年度も8名の申し込みがあり、受講を予定されております。

今後も、自主防災組織で活動されている方や地域防災に貢献したいと考えている方等を推薦し、多くの町民の方々に防災士の資格を取得していただくことにより、地域防災力の向上に努めていきたいと考えております。

議員御質問の費用の補助につきましては、自主防災組織のリーダー等、地域の防災力向上に必要な人材への一部補助を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員の質問の4点目の御質問、本町の指定避難所に16カ所指定されているが、その中で6カ所の小・中学校が指定されているが、体育館における非構造部材の現状はどうなっているのかという質問についてでございますが、まず、指定避難所となっている小・中学校体育館内におきまして、熊本地震により非構造部材が受けた被害の事例を申し上げますと、広安小体育館天井での金属ジョイントの外れ、津森小体育館での天井ボードの落下、外壁ボードの剥がれ、益城中央小体育館での外壁の目地埋めモルタルの破損、木山中学校体育館での照明カバーの外れ、バスケットボールゴールの部材の落下等がございました。

今後は、本年6月議会で、指定避難所となっている小・中学校体育館の非構造部材耐震化点検調査委託予算を承認していただいておりますので、早々に調査を行い、調査結果に基づき、その対策を検討する予定でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） マンホールトイレの設置については、ぜひ、年次計画的に予算を伴って、指定避難所になっている小・中学校を優先して整備していただきたいと思います。

特に、最近の北海道地震、また、台風21号の災害、西日本豪雨など、日本列島が地震活動期に入ったと指摘され、水害も激甚化する中、自然災害は人間の安全保障への脅威となっています。防災、減災対策の強化が特に必要となってきます。

防災士の育成については、熊本市は本年度、地域防災のリーダーを育成するため、市民による防災士の資格取得を後押ししています。校区の代表者の取得にかかる費用を助成することとすることで、来年度までに177カ所ある全指定避難所に防災士を配置できる体制を整えるとのこととあります。また、合志市、菊陽町、それから大津町においても、防災士育成については、その1市2町で非常に連携をとって防災士育成に力を入れていらっしゃるところでございます。本町においても、各校区の連絡協議会が発足した校区を優先し、防災士の資格取得を支援してはいかがでしょうか。

そして、小・中学校の体育館の非構造部材耐震化点検調査に関しては、早急にその対策をなさ

れるよう、要望するところでもあります。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の防災、減災についての2回目の質問にお答えします。

まず、マンホールトイレの設置につきましては、指定避難所となっている小・中学校体育館を優先しまして、年次計画での整備を検討してまいります。

次に、防災士の資格取得費用の補助につきましては、先ほどお答えしましたとおり、自主防災組織のリーダーと地域の防災力向上に必要な人材の補助を検討してまいりたいと考えております。

それと、最後に、小・中学校の体育館の非構造部材耐震化点検調査ということで、これは早急にその対策をなされるようということで御質問があつておりますが、これも早急に対策を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 以上で質問は終わります。ますますの皆様の努力、また、執行について、頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

宮崎金次議員の質問を許します。9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） みなさん、こんにちは。9番宮崎でございます。

今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。また、傍聴席にはお忙しいにもかかわらず、私の保護者の皆さんにおいでいただきまして本当にありがとうございます。

質問に入る前に、執行部の皆さんにまずお礼を申し上げたいと思います。と申しますのは、昨年の12月議会の一般質問だったと思いますが、木山交差点から北側への道路が、非常にお年寄りや子どもたちの通行にとって危険だと思い、町の駐車場に歩道をつくってほしいとお願いをしておりましたところ、先般つくっていただきまして、ここを通行される人たちから非常に安全になったと大変喜ばれております。御配慮に感謝をいたします。

さて、今回の一般質問ですが、この時期に確認しておくべき事項、必要がある事項と思いましたが2点につきまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、熊本地震から2年半、正確には2年5カ月でございますけれども、経過しましたが、現時点での町の復旧状況についてであります。

2点目は、一昨年の集中豪雨により大きな被害が発生した、安永の中井手及び福富の妙見川の内水氾濫対策についてであります。

以上の2点について本日は質問させていただきます。

では、質問席のほうに移動します。

本日も元気いっぱい質問させていただきます。では、まず、熊本地震からの我が町の復旧の状況について質問させていただきます。皆さんも御承知のように、今、町のほぼ全域で、熊本地震で被害を受けた道路、河川、上下水道、擁壁、宅地等の補修や家の再建が盛んに行われています。ちなみに、私の住んでいる安永地区でも至るところで工事が行われ、しばしば通行止めのため、自宅に帰れない時間帯もありました。しかし、地域の皆さんは多少の不便さがあったとしても、なるべく早くもとの生活を取り戻したいという気持ちから、これらの不便さへ苦情の声はほとんど聞こえてきません。それほどに皆さんは一日でも早い復旧、これを願っておられるものだと思います。

さて、益城町が一昨年に策定した益城町復興計画によれば、発災から3年間、つまり平成28年から30年度までを復旧期として、生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤施設、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間と定めております。

そして、その後の4年間を再生期、さらに、その後の3年間を発展期として、10年間の計画がつくられています。つまり、益城町復興計画では、今年度、つまり平成30年度が復旧期の最終年度で、国等からの熊本地震への復旧予算も原則的には今年度までと言われております。

さらに、復旧予算上から見てみますと、先般の平成29年度の決算監査で報告されましたように、平成28年度からの事故繰越が約42億円、明許繰越が205億円、さらに、本年度、平成30年度の災害復旧費が年度当初約101億円、その後、二度にわたる追加補正で、9月補正までで計約137億円となっており、これらを合わせると約384億円が復旧のための予算として計上されていることとなります。

言葉を言いかえて言えば、この384億円の災害復旧費が使われて初めて我が町の復旧がなされるわけで、ここから本格的な復興段階へ進むことになると思います。

そこで、我が町の熊本地震からの復旧の進みぐあいについて、二つの面から質問したいと思います。

まず第1点目は、現在までの災害復旧費、先ほど申しました384億円にならんとする金ですけども、その使用実績について。

2点目に、現在までに災害復旧費として計上されていない町道、里道、擁壁、小河川、農道等の修復についての今後の考え方について、今後どのようにするのか。

以上の2点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の御質問の1点目、災害復旧事業費の予算使用実績についてお答えをいたします。

災害復旧事業につきましては、発災後3年間で事業を完了することが基本となっておりますが、熊本地震におきましては被害が大きかったことから、現年分予算とあわせて、請負業者の不足等により、復旧工事の入札における不調不落の発生などにより事故繰越と明許繰越が発生しております。

それぞれについての契約実績につきまして、件数ベースで具体的に申し上げますと、事故繰越につきましては、復旧事業課が担当しております公共土木施設、宅地、町営住宅の復旧において99%、水道課、下水道課、学校教育課の施設復旧につきまして、契約率100%となっております。

次に、繰越明許につきましては、復旧事業課が77.5%、下水道課100%、生涯学習課予算の各校区の町民グラウンド等100%、学校教育課は給食センター、各小学校災害復旧の契約率はともに50%となっております。また、水道施設は87.5%の契約率となっております。

現年度の8月末時点での契約率は、復旧事業課13%、下水道課50%、生涯学習課33.3%の契約率となっております。

御質問の2点目、現在までに、災害復旧費として計上されていない町道、里道、擁壁、小河川、農道等の復旧について、今後どのようにするかについてお答えをいたします。

熊本地震後、所管課におきまして災害査定を受けるべく現地調査を行ったところではありますが、被害の甚大さやマンパワーの不足によりまして、一部査定困難箇所がございました。特に、農地、農業用施設におきまして、耕作放棄地や雑草の繁茂により被害が確認できていない箇所が散見されております。

これに対しましては、小規模農業用水路、農道の早期復旧支援事業、農地の自力復旧事業の復興基金事業や一般単独災害、小災害の起債事業により復旧を進めてまいりたいと思います。町道、里道、擁壁等につきましては、雑種地の基金事業や各地区のまちづくり協議会より提案されております事業によりまして解消できる案件もあると考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま、町長から答弁をいただきました。災害復旧費の使用実績、これは事故繰越、それから繰り越しについては、非常にですね、思ったよりも多く契約がなされているような感じをいただきました。

ただ、今年度中ではですね、まだ年度途中でございますから、13%、50%、非常にまだまだこれからかなというふうに感じました。

それから、今、この査定に上がっていないところの事業、これについてのですね、取り組みについて2番目にお尋ねしたんですが、いろんな補助事業を通じてですね、これに対して対処していこうと、こういうことでございましたので、私どもが心配するより事業が進んでいるなど。最も心配しておりました国の査定を受けていない事業ですね、復旧事業。これにも一定の配慮がなされてですね、非常に安心をしたところでございます。これはひとえにですね、復旧事業課をはじめ職員みなさんの頑張りだと感謝をいたします。

とは言いましてもですね、我が町の大半の住民の人が希望されているのは、言うまでもなく一日も早くもとの活気あふれる町、そして、もとの生活に近い生活環境を取り戻してほしいということだと思います。それらの皆さんの切実な希望に対して、今、住んでおられる周辺の環境から見て、必ずしも復旧がですね、今、町長から答弁がありましたように、契約ベースでは進んでいるんですが、事業がまだ完成していないと。こういうところから、とても順調に進んでいると感じていない人が多々おられると思います。

そこで、なぜそうなのか。町民の皆様の思いに応えるため、第2回目の質問として、2点伺わせていただきます。

まず1点目は、先ほどの質問で答弁していただきました、それぞれの進捗率を事業の完了であらわした実績率(%)でですね、教えていただきたいと思います。

さらに2点目は、発災から2年半になろうとしておりますが、これまでの復旧事業の、なかなか順調に進まなかったその阻害要因をどのように捉え、そして、今後どのように解決、取り組まれようとしているのか。この2点であります。

繰り返します。1点目は、先ほどの質問で答弁していただいた、それぞれの進捗率を事業の完了で表した実績率で教えていただきたいと思います。

さらに、2点目は、発災から2年半になろうとしておりますが、これまでの復旧事業の阻害要因をどのようにして捉え、今後どのように解決、取り組まれようとしているのか。これについて教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長(稲田忠則君) 西村町長。

○町長(西村博則君) 9番宮崎議員、1点目の2回目の質問、事業の完了であらわした実績率、%はどうかについてお答えをいたします。

所管課ごとの完了実績につきまして、件数ベースで申し上げますと、事故繰越につきましては、復旧事業課が担当をしております。公共土木施設、宅地、町営住宅の復旧におきまして17.4%、水道課75%、下水道課、学校教育課の施設復旧につきましては0%となっております。

次に、繰越明許につきましては、復旧事業課が7.9%、水道課75%、下水道課17.6%、生涯学習課28.6%、学校教育課は給食センターが工事中ということで、完了は0%となっております。現年度はいずれの課もまだ未完了でございます。

2点目の発災から2年半になろうとしているが、これまでの復旧事業の阻害要因をどのように捉え、今後どのように解決、取り組みを行うかについてお答えをいたします。

今回の熊本地震は、震度7の激しい地震が当町を襲いました。当町はもとより、県内のあらゆる施設で地震の被害を受けております。このことが復旧阻害の最大要因と考えております。インフラ復旧におきましては多くのマンパワーが必要となりますが、工事を発注する側も工事を請け負う側も不足しているのが現状です。

町としましては、他自治体への職員派遣のお願いをしているところでありますが、毎年のように甚大な自然災害が発生し、特に技術系の職員が各自治体で不足をしております。これに対処するべく任期付職員の採用等により不足を補っているところです。

工事の発注におきましては、合冊や被害が少なかった管外企業の指名、一般競争による入札を行うなどの対策を講じております。

いずれにしましても、一日も早い復旧を目指し、努力をしております。以上でございます。

○議長(稲田忠則君) 宮崎議員。

○9番(宮崎金次君) ただいま、第2回目の町長からの答弁をいただきました。事業の完了であらわしますと、皆さんお聞きのとおりですね、事故繰越、繰り越し、必ずしもですね、高い数

値にはなっておりません。ものによってはですね、まだ10%台。こういうことでございますので、契約が終わってもまだ工事がですね、工事中、もしくは工事が完了していないと。こういう状況だと思います。

ですから、町民の方から見ると、なかなか復旧が進んでない。こういうふうに感じられる。こういうところでございます。

時間とともにですね、これは解決していくとは思いますが、一日も早い復旧を皆さん望んでおられるものですから、この技術と、それから、それぞれ取り組まれる人に頑張りを期待したいなど、こういうふうに思います。

それから、阻害要因についても、町長から今、述べられましたようなことだろうと思うんですが、やっぱりマンパワーが不足をする、職員が足りない、技術者がいない、いろいろ問題はあると思うんです。でも、それを解決していかないと、復旧・復興は成り立たない。こういうことになりますので、ぜひですね、ここらあたりについては取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

我々もですね、執行部任せじゃなくて、一生懸命共通の認識を持ってですね、援助できるところは援助していくと、こういう形をとりたいなど、こういうふうに思っています。

ではですね、本問題の3回目の質問をさせていただきます。

私が改めて申し上げることでありませんけれども、今年度が、益城町復興計画でいう復旧期の最後の年であります。また、予算的には、一昨年及び昨年からの繰り越し、今年度の予算を合わせて、先ほど言いましたように約384億円。ちなみに、地震前の我が町の一般会計の予算が110億円程度でありましたから、優にその3倍を超える予算を使用することが求められています。

もちろん、今年度の災害復旧予算で、今年度予算中に使用できない場合は、国に認めてもらえれば繰り越しすることができることにはなりますが、先ほどの質問でも申し上げましたように、まだまだ復旧作業の先が見えないものもあります。

このように見た場合、今、町として一番力を入れるべきは、熊本地震からの復旧事業の完遂ではないかと思えます。

もちろん、蒲島知事さんが言われる創造的復興、将来に向けた町の復興事業ももちろん大切ではありますが、今年度から来年度にかけて、この復旧事業が完了しない場合、国や県からの災害復旧費がなくなり、町の持ち出し分が大きくなって、町の復旧事業は著しく困難になるものと思われまます。

そこで、町長への第3回目の質問ですが、今、私が申し上げましたように、時期的、また、予算の執行上から見ても、これからの業務の重点を熊本地震からの復旧が進むように、人と物、さらに、その環境を整えることに力を入れるべきではないかと考えますが、町長の考えをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、1点目の3回目の御質問にお答えします。

復旧期、再生期、発展期ということで、復旧期生活基盤とかですね、今やっているわけでござ

いますが、これについても3年間というのがあるんですが、実は、30年から、今年度から始まるやつもありまして、30年が、31年が明許繰越、事故繰越という形で、あと3年間できるやつもあるんですが、おっしゃるとおり、予算の関係上も出てくるかなということで思っております。

復旧とは、文字どおりもとどおりにするというので、被害の前の状況に戻すということで、これはやっぱり議員がおっしゃられるように、短期的なものかなと。復興となると、再び盛んになることで、震災前よりプラスの状態をつくるということで、これは中長期的なものかなということも思うんですが、やはり同規模の災害が起きたらどうするのかと。こちらについては、やっぱり復興ということで、安心・安全を守る。それから、避難地をつくったり、避難路をつくったりというのも、復興の部分も必要かなということで考えております。

やはり私としては、復旧・復興は両方大切かなということで、先ほど出ましたが、創造的復興というのがあったんですが、私の中では、創造的復旧がこれは必要かなと。地域の実情とかですね、再度被害を防止する復旧が非常に必要かなと。例えば秋津川の河川なんですけど、普通の復旧でしたら、そのまま道路が下がったままということなんですけど、今回パラペットを載せてということで、立てて、災害を防ぐということで、まさに創造的復旧かなということで思っております。

また、のり面に種子を吹きつけたりとかですね、景観に考慮するというのも大事なかなと。

もう一つ、心の復旧も非常に大事なかなということで思っております。ただ、私自身は、真の復興は被災者一人一人の生活再建ができたときがやっぱり復興かなということで思っておりますので、例えば災害公営住宅の建設あたりが進まない、やはり生活再建は進まないということで、やはりこれもスピードが要るのかなということで思っております。

それと、もう一つですね、復旧段階においては、震災直後、6月の大雨のときですね、県外から農業災害で職員が来たんですが、二人来てたと思うんですが、やはり本当に昼夜、そして土日休まずということで、ちょっと休んでくれという話をして休まず、ただひたすらやってくれました。これは、やはり一つはスピード感が要るからということで、期限が決まっているということで、復旧というのはそのように、非常に期限も決まるとということで、非常に大事なものです。それと、一方で、復興の予算執行についても、やはり期限がこれから出てくるということで、やはり両輪でやっていかなければということで思っております。

先ほど宮崎議員のほうからありましたように、まず、人の確保、マンパワーがですね、本当に不足しているということで、今度は北海道の地震とかですね、西日本の大雨がありましたので、新年度においては、やはりここも厳しくなるということで、今、宮崎に行ったり、今月もこれから福岡に行ったりして人の依頼もやってきますが、一方で、やっぱり私たちの職場の中も、やっぱりある程度進んだところは違う課に職員を配分するとかですね、任期付職員の配分をするとか、そこあたりも必要かなと。

それと、もう一つ、入札のほうがですね、不調不落。これが工事の進捗にも非常に大きな影響を与えるということで、これはもう建設業協会ですね、ここも意見交換を密に行うなどして情報収集ですね、これに努めるとともに、発注形態、例えば余裕期間を設けるとかですね。業者が受注しやすくなるような工夫を行って、復旧事業の完了に向けて全力で取り組んでまいります。ど

うぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 今、3回目の質問に対する町長の答弁をいただきました。私の質問は、熊本地震からの復旧を進める人と物、これを力をいれるべきではないかと、こういう質問だったんですが、いろんな観点から、町長の思い、それから町長の考えですね、聞かせていただきました。感心するところ、それからちょっと分かりにくいところ、いろいろございましたけれども、町長からですね、創造的復旧と。非常にいい言葉ですね。創造的復旧という言葉、それから心の復旧。なかなかすばらしい言葉を聞きまして、非常にありがたいなと思っております。

ただ、町民の願いはですね、やっぱり以前のような活気あふれる町の姿に一日も早く戻してほしい。そのための復旧事業の促進、これを切に望んでおられます。その点をよく考慮してですね、いろいろ問題があると思うし、いろんなですね、できないことがあると思うんですが、できる資源を最大限に効果的に活用して、そして、復旧に努めていただきたい。こういうふうに思います。

復旧事業につきましては、この問題につきましては以上で終わらせていただいて、次の質問であります内水氾濫対策に入らせていただきます。

この問題は、熊本地震により安永の中井手地区及び福富の妙見川地区の地盤が沈下し、平成28年に発生した集中豪雨により、床下一部や床上浸水が起り、駐車場にあった車が水につかる等の被害が大きく発生したことによる被害対策であります。

その後、町の応急的な堤防の補修や河川水位把握のための計器等の設置、さらに、排水ポンプ等を設置していただき、一昨年ほどの集中豪雨がなかったということもあって、今のところ、内水氾濫による被害は発生していませんが、該当地域の住民の皆さんはとても不安な思いで生活をしておられます。

そこで、第2問目の第1回の質問として、今後、この中井手地区と妙見川の内水氾濫対策を町としてどのように進めようと考えておられるのか、お伺いをします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2番目の御質問、中井手及び妙見川の内水氾濫対策について、お答えをいたします。

平成28年の浸水被害が多くの上浸水を発生させるなど甚大な被害であったため、町としては、地域住民の方に安心していただくためには、これまで行ってきた応急的な対策に加え、根本的な浸水対策を図っていく必要があるものと認識しております。

具体的には、地震による地盤沈下や被災状況の把握のための調査とともに、10年確率での降雨を想定した場合の浸水シミュレーションを実施したところです。この結果、判明しましたことは、地震による振動と地盤沈下により排水路が損傷し、排水能力が低下していることと、これを復旧しても、自然排水では浸水被害をなくすことができないことが判明しました。

このため、浸水被害の軽減には、まずは排水路の復旧とともに、洪水時の河川の水位が上がった場合に、河川からの流入を防止する川側の内水はけ口へのフラップゲートの設置が必要となります。

しかしながら、排水路の復旧とフラップゲートの設置のみでは、浸水リスクには一定の効果があるものの、さらに軽減を図るためには、大型排水ポンプによる強制排水が必要であるとの結論に至っております。

このため、町としては、一定の効果がある排水路の損傷の復旧と秋津川、妙見川の内水はけ口へのフラップゲートの設置に優先して取り組み、さらには各地区へのポンプ場の設置を計画しております。これらの対策により、ほぼ浸水被害が解消できるとの結果が確認をされております。

次に、対策の実施時期についてお答えをいたします。まず、今年度から、排水路の復旧やフラップゲートの設置に伴う詳細設計並びに工事に取りかかります。次に、来年度以降、ポンプ場設置に伴う詳細設計や用地買収に着手したいと考えております。

今後、着実にこれらの事業に取り組んで整備を完了させたいと考えておりますが、この間も、応急対策として取り組んでいる住民の方への水位情報の配信や小型排水ポンプによる強制排水などを行います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 町長から1回目の答弁をいただきました。町長からの答弁をお聞きして、町の考えというのは大体ですね、どういう取り組み方をするというのは、時期的なやつにつきましてもよく理解はできました。

こういうことで、町のほうに取り組んでいただけるということなのですが、ただ、これからの内水氾濫、この対策を考える上です、私は最も大切、基本的なことは、なぜ、内水氾濫が起き、被害が発生したか。これを明らかにすることだと思います。

もちろん、熊本地震で地盤が沈下し、一昨年集中豪雨で短時間の間に大量の雨を降らせたということが直接の原因であったとは思いますが、昨今の異常気象の多発から見ても、一昨年のような短時間に大量の雨が降るのをとめることは我々としては不可能です。集中豪雨をとめることができない以上、この異常気象に有効に対処し、少しでも住民の被害を少なくしなければならないのはもちろんであります。

そこで、今後、発生する内水氾濫に確実に備え、被害を最小限にするために、もう一度原点に立ち戻って、中井手や妙見川において発生する内水氾濫による被害の原因について明らかにし、そして、先ほど町長が対策を言われましたけれども、本当にそれだけでいいのかという、その有効に対策を考えていく必要があると思います。

そこで、第2回目の質問は、もう一度原点に帰って、中井手地区及び妙見川地区の内水氾濫による被害発生の原因をどのよう捉えておられるのか。町長に再度お伺いをします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の2問目、二つ目の御質問、中井手地区及び妙見地区の内水氾濫による被害発生の原因をどのよう捉えているのかについてお答えをします。

まず、第一の直接の原因は、議員御指摘のように、集中豪雨による短時間の間の大量の雨であると認識をしております。そして、この大雨により発生する内水被害を軽減するには、よりスピ

一ディーに内水を河川に排出することが必要となります。

しかしながら、今回の熊本地震による振動と地盤沈下で、秋津川、妙見川に内水を排水する排水路が損傷したり、場所によっては、逆勾配となったことで排水能力が低下しており、このことが第2の原因と認識をしております。さらには、堤内地盤そのものが地盤沈下したことも排水を困難にした要因の一つと認識をしております。

このように、集中豪雨とともに、さまざまな原因により被害が発生していますので、これも議員御指摘のとおり、被害の原因を明らかにし、それに有効な対策を考えておくことが重要ですので、今後もそのような観点から内水対策を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 2回目の町長の答弁をいただきました。これから検討していくと、こういうお話でございますが、私も、中井手地区及び妙見川地区の内水氾濫による被害発生の原因は、まず一つはですね、先ほどから言いますように、異常天候気象の発生でございます。これは対応は不可能ではありますけれども、早期の情報収集、これは可能だというふうに思います。

それから2番目に、熊本地震による地盤沈下で、この地盤沈下の容量がですね、中井手及び妙見川流域が地盤沈下したこと、それから、秋津川堤防は地盤沈下をしましたがけれども、水が流れる河床、この地盤沈下は非常に少ない。ですから、そこで、本来、中井手や妙見川から流れる水がですね、秋津川に流れ込まなくなった。こういう状況があります。

続いて3番目に、熊本地震により、中井手及び妙見川の堤防、河床等が損傷したこと。それから、河床に砂が堆積し、その関係で藻が発生しております。この藻が大量に発生して、流量、これを非常に制限をしている。

それから、そのほか、中井手及び妙見川流域の宅地や農地が熊本地震で被害を受けて、土地の吸水力、これが非常に低下をしておりますので、集中豪雨になりますと、一挙に中井手なり妙見川に流れ込んでしまう。

それから、中井手については、中井手へ流れ込む配水管のですね、位置。これが本来でありますと、こういう井手の上のほうに土管に流れてくるんですが、あそこは昔つくった関係かどうか分かりませんが、中井手を断面しますと、その下のほうに土管が来ているんですね。ですから、水が30センチも上がると、その土管のほうから逆流して、むしろ住宅地のほうに水が流れてしまう。こういう特色というか、欠点がございます。

それから、地域住民の内水氾濫への防災意識が非常に低かったこと。これ等が非常に原因として考えられます。これらの原因についてですね、やっぱりこれは行政だけでやる話じゃなくて、行政と住民がいかにして連携して対処して、被害を少なくしていくか。これが非常に重要だろうと思います。

そこで、私はですね、まず地域住民は、一つは、できる範囲で平素から氾濫河川の清掃、これをやっていただく。特に藻ですね。これが非常に発生をしますので、やっていただく。今、安永の中井手ではですね、それぞれ1町内、2町内の町内会がね、年に何回か、皆さん集まって、その藻の排除をやっていただいています。中井手に入って藻を取り出してもらおう。その藻の後片づ

けはですね、どうしても量が多いときには町にお願いしておりますけれども、そうやって、住民みずからがですね、自分たちの身を守るために作業をやってもらう。

それから、気象情報に基づく早目の避難。これらあたりをですね、町からの情報とか、こういうのに基づいて、なるべく住民に早く避難させる。こういうのも必要なと。

そして、町としてはですね、まず、崩れた堤防や擁壁の補修、そして、秋津川からの逆流防止策、先ほど町長がお話しになりました、そういうのをなるべく早くやっていただいて、あとはですね、どうしても秋津川とそれぞれの河川がですね、低高差が少なくなっていますので、通常どおり流れません、ちょっと雨が降ったら。ですから、強制排水ポンプをつけていただいて、強制的にですね、秋津川に流れて、くみ上げる。こういう形が必要でないかと思えます。

それから、妙見川についてはですね、妙見川については、土木のほうの計算上はですね、降った雨に対して、今の河川で何とかもつと。こういう計算結果が出てるそうですけども、私から言わせると、益城台地に降った非常に、戸島に近いところの水まで全部妙見川に流れ込んでいきます。ですから、とても妙見川はですね、あの堤防だけじゃもたないんじゃないかと。やっぱり妙見川の上流、広安西小学校の東付近にですね、多少の遊水池をつくつとかなないと、多分、下の住民は安心できないんじゃないかな。こういうふうな感じは持ちます。

それから、早期の気象情報及び必要に応じて避難指示等を町のほうが早く出していただく。それから、国や県にお願いするのは、秋津川の流量の増大、なるべく秋津川をですね、掘り下げることができないそうなんです、雑草ですね、草、これを刈って、なるべく水が流れやすい状態にしていただく。水の量が多くなるようにですね、整備をしていただく。

それから、町の内水氾濫対策のための予算処置を少しでもですね、お願いをしたいというのが国や県に対するお願いでございまして、これらがですね、町、地元、国や県、これが一体となって対策を講じていかないと、なかなか安心したですね、住民の安心は勝ち取れないんじゃないかと、こういうふうに思います。

そこで、第2問目の最後の町長への質問なんですが、町長は、中井手及び妙見川流域の住民の不安を取り除くために、何が最も有効な手段だと思われませんか。繰り返します。町長は、中井手及び妙見川流域の住民の不安を取り除くために、何が最も有効な手段だと、こういうふうにお考えになられますか。これを最後の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の2問目の三つ目の御質問にお答えをします。

何が一番有効な手段かということで、28年6月の大雨についてはですね、時間最大で104ミリということで、30年確率の77ミリを超える雨量ということで、先ほど申しましたように、高低差がなくなったということで、浸水被害が生じております。

そのとき早速現場に出向いてですね、入道地区とかですね、本村地区あたりも行って、どういった状況かというのを見て、水の流れの状況も見たんですが、その中でシミュレーションをやったところ、やっぱりフラップゲートとポンプですね、大型排水ポンプの設置が一番有効であるということで、調整池についてもですね、検討しておりますが、こちらのほうもですね、今後、検

討かなということで、ただ、調整池まではちょっと要らないんじゃないかということで、今やっているところでは。

ただ、これからですね、地区計画だったりとかですね、高森線の4車線化とかもありますので、そこあたりもしっかり踏まえて、調整池をつくったりとかですね、そういったことも必要かなということで思っております。

その中で、根本的なところということで、まず、宮崎議員が言われたように、秋津川を掘り下げることはできないということで、やはり水の流れをよくするにはどうするかということで、嘉島に中ノ瀬橋があるんですが、その下あたりの下流域の改修もまた必要じゃないかということで、これは県のほうにですね、しっかりとまた要望をして、こういった状況というのをまたやっていきたいということで、根本的な改修をやっていきたいと。

それと、やはり妙見、安永地区における安心・安全のためにということで、まず、やっぱり情報あたりをエリアメールとかを提供すること。それと、今も備えておりますが、国交省の大型ポンプですね、いつでも借りれるような準備をしております。今、大雨災害が起きたときは、そういったこと。それと、発電機も現地に今保管しておまして、消防団がいつでも使えるような状況ということで、今起きたときに、まず安心安全を確保するというのが一番かなということで、そこもやっているところでは。

それと、もう一つはですね、非常に設置をするに当たりまして非常にお金も要るということで、これは予算ですね、これは予算がかなり必要となります。フラップゲート、大型ポンプ、これは予算が多くつくのをですね、見計らって、これは補正予算とかですね、ついた場合には、すぐでも取りに行くような形で、これはスピード感を持ってやっていくという形で考えております。来年度とか考えておりますが、そこあたりが予算がついたらすぐ行けるような状況をやってきたいと。

それと、もう一つですね、やっぱり異常気象、自然災害が多発するというので、今回の地震もそうなんですが、やっぱりハード面の限界というのを感じております。やはり真備町あたりも見ていると分かるように、やっぱり地域住民の方たちがやはりやられておりますので、お互いの自助、共助の力も必要かなということで、安永地区のほうにもですね、自主防災組織のやはり形成とか、その有効な手段を地域と行政が一緒になって構築してまいりたいと考えておりますので、そして、安心・安全を守っていきたいということで考えております。以上でございます。

○9番（宮崎金次君） 終わります。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。2時30分から再開いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時30分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下田利久雄議員の質問を許します。2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） こんにちは、2番下田です。

今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。また、傍聴席には、町政に関心を持っていただき、まことにありがとうございます。

本日の質問は2点です。木山橋南側の住宅移転問題についてと東海大学農学部移転についてです。簡単明瞭に質問しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、1点目の質問ですが、木山橋南側住宅移転問題については、私が平成27年12月の定例議会で一般質問しました。移転代金が支払われているのに、なかなか住宅移転ができていないという問題です。そのとき、町長は粘り強い交渉と説得、訴訟も視野に入れるという旨の答弁をされていますが、現在、当該現場は熊本地震により公費解体され、更地となっています。今までの交渉の経過と今後の方針をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の1点目の木山橋南側住宅移転問題についての御質問にお答えをさせていただきます。

平成27年第4回定例会においても御質問いただいておりますが、その後の経過と今後の対応についての御質問にお答えをいたします。

御質問いただいた箇所は、通行上、危険な交差点として、本町で長年の懸案となっていた箇所でございます。平成21年度に事業着手をいたしました。平成23年2月には、町道広崎田原線交差点改良事業の用地として、木山橋南側敷地を事業用地として売買契約の締結を行いました。しかし、地権者の方は買収後の敷地に残る家屋の解体に応じていただけないことから、町より解体の依頼のため自宅訪問をした回数は40回以上を超えており、粘り強く交渉しておりました。

町としましては、再三の交渉に応じていただけないことから、町としまして法的処置を行う前に、町から訴訟を開始する通知書を内容証明で発送しました。通知書を郵送した後に、地権者の意見要望があるなら再度交渉に応じると伝えましたが、何の返答もありませんでした。解体が見込めないため、弁護士と相談の上に、建物収去明け渡し事件として議会の承認をいただく準備を行いました。法的措置は見送られております。

その後、私が町長として就任をいたしました。本件につきましては、引き続き法的措置を視野に入れながら、再度、家屋解体の依頼を行いました。解体に応じていただけない状態が続いておりました。その矢先に熊本地震に見舞われました。解体の依頼を行っておりました家屋は地震で全壊と判断され、家屋が倒壊すれば通行に支障を来すことから、公費解体により、現場は更地となりました。

今後は、平成28年12月に作成された益城町復興計画にあります幹線道路ネットワークの整備を進めるため、現地一帯は、木山橋を含め横町線の整備予定区域となっております。早期の事業着手を目指し、現在、事業認可取得の準備を行っております。事業認可の手続が完了次第、実施設計を行い、事業着手となる予定でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。非常に危険な道路でございますので、早急に改修をお願いしたいと思っております。

それでは、2点目の質問ですが、東海大学農学部移転問題が、新聞で益城町に移転すると報道されておりますので、東海大学に伺いましたところ、現在、宇宙センターの面積が9ヘクタールほどあり、ここに講義棟、研究棟を建設し、農学部の学生約1,000名を移転したいとのことでした。

しかし、農学部ですので、放牧地と研究用農地が必要とのこと、幸いにも、堂園小森線より北側から空港までの間は農振農用地の除外地と、いわゆる白地の状態ですので、農学部ということもあり、割と求めやすい土地だと思っております。

町としては、今後どのような誘致活動をされるのかお伺いいたしたいと思っております。申請、認可等で、2022年末までには移転を終わりたいという考えがあるとのことですので、よろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の二つ目の質問にお答えをします。

東海大学農学部の一部移転につきましては、今年の3月に新聞報道等がなされたところです。また、キャンパス長からは、本町に再整備する新キャンパスにおいて、農業分野へのICTの活用などの先端研究、観光ビジネス学科を持つ経営学部との協力によるグリーンツーリズムなどの研究について述べられており、また、周辺市町村の農業振興に貢献したいとの発言もあっております。

東海大学と本町との連携につきましては、本町が現在、協定を締結しています他大学との協定内容等を参考に、まずは各分野で連携ができるように、包括的連携という形での協定締結に向けて検討を進めております。

本町としましても、農を中心とした連携のあり方について調査・研究を行い、ICTの最新技術を農業分野に導入し、生産の低コスト化や農業者の負担軽減に向けたスマート農業につなげたいと考えています。また、周辺の上下水道等のインフラ整備が不十分な部分がありますので、町内でその対応について協議をしている状況です。

いずれにしましても、熊本県や阿蘇キャンパスがあります南阿蘇村と連携を図りながら、東海大学農学部の新キャンパス移転に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） ありがとうございました。2回目の質問ですが、益城町も人口減少中ですが、学生1,000名も移転してきますので、全員が寮やアパートに入るとは思いませんが、500名ほどはアパートとか借家に入ると思っております。

幸いにも、益城町復興計画に新住宅エリアを木山地区に計画してありますので、ここにアパートや借家を誘致し、学生街を形成してはいかがでしょうか。この前、西原村の議員と話しましたら、同じような考えを西原村の議員も持っておりました。地理的には西原村が有利だと思ってお

りますので、早目に対応してほしいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員の二つ目の質問にお答えをいたします。

まず、寮とかアパートですね、ここあたりをとというお話ですね、南阿蘇村も見ておりますと分かるように、若い人たちがいると、非常に地域が活性化するというので、そういったことができればということで。ただ、土地の問題とかですね、そこあたりがまだ東海大学、こういった形にされるか。

それと、もう一つは、大空港構想N e x t S t a g eもありますので、そこあたりも絡めて、この周辺のこういった活性化につなげるかあたりもですね、しっかりとまた協議をして進めたいということだと思っております。これも熊本県とかですね、一緒になって、またこの辺の周辺の地域の開発あたりも検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○2番（下田利久雄君） ありがとうございます。ぜひ、誘致を進めてもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

次に、坂本貢議員の質問を許します。10番坂本貢議員。

○10番（坂本 貢君） 皆様こんにちは。

きょうは一般質問をさせていただきます、ありがとうございます。私も何か月ぶり、何年ぶりの質問になりますが、質問をします、よろしくお願ひいたします。

畜産団地について、現状と今後について。それと、赤井川の復旧状況について質問させていただきます。

質問席に移ります。よろしくお願ひします。

私は飯野小学校を中心に活動をいたしております。飯野小学校は、数十年前までは70名という廃校も心配される状況にありましたが、当時の町の政策が功を奏し、本年4月には140名を超えるうれしい復興が続いております。過疎化の進む飯野校区に、さらなる発展のため政策が必要だと考えます。

では、質問に入ります。数十年前、国の政策、町の政策として、赤井地区に畜産団地が建設されました。畜産団地の山の裾野に位置する中尾・木崎地区にはいろいろな苦勞がありました。

しかし、本年に入り、畜産団地の経営者と円満に撤退交渉が進み、閉鎖の最終状況にあると思ひます。同じ益城町民といたしまして、円満解決、円満閉鎖は地元にとりましては一安心の状況にありますが、現在の経過状況を伺ひます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員の畜産団地の現状と、今後についての御質問にお答えをさせていただきます。

畜産団地は、益城町同和畜産団地設置条例及び益城町同和畜産団地設置条例施行規則に基づき、昭和56年6月25日から平成28年6月24日までの35年間、畜産団地施設の管理運営及び保管につい

て委託契約を締結しております。その後、益城町畜産団地設置条例及び益城町畜産団地設置条例施行規則に基づき、平成28年6月25日から平成30年12月31日まで、約2年6カ月間、行政財産使用許可をしております。現在は使用者からの申し出により、平成30年7月31日をもって養豚業を終了し、10月31日まで後片づけ等の作業をする予定でございます。

また、施設は漏電による火災等の災害を防ぐため、電気を切断しております。今後はまず施設を解体し、跡地利用につきましては、地元の皆様などと検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員。

○10番（坂本 貢君） ありがとうございます。2回目の質問をいたします。

今、町長のほうから、跡地のほうはまだ考えてないような答えでございましたけれども、地元といたしましてはですね、地元の活性化のため、楽しく、明るく生活できる場所として活用できる施設を望みますけれども、そのような考えはございませんか。町長のお考えをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

文字どおりですね、心の復興とか、先ほど言いましたが、やっぱり楽しく、明るく過ごせるような場所というのが一番大事かなということで思っております。先ほど申しましたようにですね、この利用については、今、坂本議員がおっしゃられたように、いろんな提案をしていただいて、みんなでどういったまちづくり、どういった公園づくり、どういった使用を考えるかということで、みんなで考えていってきたいということで思っております。

当然、そこには予算も絡んできますので、また一緒に地域の皆さん方と行政と、まちづくり協議会もありますので、そちらのほうもですね、一緒になって、またやっていきたいということで考えておりますので、どうぞまた、今後ともお力添えをよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員。

○10番（坂本 貢君） 次に、町内河川堤防の復旧状況について伺います。

最近の気象状況は異常です。50年、100年、200年に一度という自然災害が次々と発生しています。一昨年発生しました熊本地震も、誰もが予想しなかった出来事だと思います。災害の中心地となりました益城町の河川も、大変な災害となりました。特に、赤井川上流が崩壊すれば、赤井地区は単なる浸水ではなく、地域全戸が流失してしまう状況が考えられます。

堤防の復旧状況、県に要望は相当進んでいると思いますが、町内各堤防の復旧状況について、町はどのように把握しているか説明を求めます。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員の2番目の御質問、赤井川、木山川の河川の復旧、補強状況についてにお答えします。

まず、1点目の赤井川、木山川の益城町域における熊本地震後の復旧状況について申し上げます。

河川管理者である熊本県によりますと、平成28年の熊本地震により、赤井川は約1キロメートル、木山川は約6キロメートルにわたり、堤防の沈下や亀裂、また、樋門、橋梁の破損など大きな被害が発生しました。熊本県では、沈下した堤防のかさ上げや堤防の亀裂が入った箇所を掘削し、新たに盛土して堤防を築く工事、また、コンクリートブロック積み等による復旧工事が行われております。

現在の進捗状況ですが、赤井川は9月末には工事完了予定、木山川は橋梁や樋門の復旧工事の影響となる区間を除いて、年内に復旧予定とのことです。

なお、橋梁や樋門の影響区間の堤防につきましては、橋梁工事等と一体的に復旧していく予定で、復旧完了までの間は、これまで同様に大型土のうを積むなどの応急対策を実施していくと聞いております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員。

○10番（坂本 貢君） 着々と工事が進んでいることは分かりましたけれども、家が崩壊し、農地を奪われた、いまだ仮設住まいの町民の皆様は大変な苦労が続いていると思います。

50年先、100年先を見越しました町民の安心・安全な暮らしのために、町の計画、県への要望はいかがでございましょうか。よろしく願いいたします。町長の見解をよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員、2回目の御質問にお答えします。

県への要望はということで、当然ですね、いろんな事業におきまして、県と一緒に進んでいくことがあります。この河川におきましても、県の工事ということでなされておりますが、こちらにつきましてもですね、やはり地元の住民の皆さん方の思い、考え、今までの苦労、そこあたりもしっかりとこちらのほうからつないでいきたいと。

それと、今回の事業に限らずですね、やっぱりいろんなさまざまな事業を県が今頑張ってくれております。区画整理事業についても、高森線につきましても、県と一緒に進んでいくということがかなり今多くなってきておりますので、これまで以上にですね、県と密に連携をとって、また、町民の皆さん方の安心・安全、幸せのためにまた取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員。

○10番（坂本 貢君） どうもお世話になりました。一日も早い町の復旧と復興のため、さらなる町の発展を祈念しまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。3時05分から再開いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様方に申し上げます。石田議員におかれましては、質問席より質問をしていただきありがとうございますので、よろしくお願いいたします。

次に、石田秀敏議員の質問を許します。13番石田秀敏議員。

○13番（石田秀敏君） 13番石田です。

私はさきに通告してありました教育問題、飯野小学校児童数増加に伴う今後の対応。二つ目、仮設住宅入居者対策についてお尋ねをいたします。

では、1点目の飯野小学校、児童数増加に伴う今後の対応についてでございますが、この件については、きのうの総括質疑で尋ねる予定だったんですが、出席できませんでしたので質問をさせていただきます。

過疎地域であります飯野校区の飯野小学校児童数は、一時期78名まで減少したと記憶しております。しかし、町の子育て支援策であります子ども医療費助成をいち早く中学3年生まで拡大したり、定住促進補助金制度の創設の影響もあり、子育て世代の若い夫婦の方々の校区外からの転入が相次ぎ、現在の児童数は163名に増加しております。それにより、クラスの教室は満杯となり、近々教室が不足すると聞いていたところです。

また、平成30年8月末現在の飯野校区の就学前の子どもの数、0歳から5歳までの年齢別人口は、0歳13人、1歳34人、2歳25人、3歳40人、4歳34人、5歳28人となっております。この子ども人口の推移と、さらに、土山地区に新たな住宅団地11区画と砥川地区団地の拡張、13戸から14区画が進行中ということで、今後もしばらくは児童が増え続け、年号は変わりますが、平成32年度、33年度、35年度あたりに、再度、教室不足が生じると推測されます。ちょうどその時期が、さきに町が示した益城町中期財政見通しによる財政調整用基金27億円が0となり、35年度までの間に、毎年6億から10億円、合計24億円もの財源不足が生じると見込まれております。

しかし、午前中の町長お話で、幾らか改善の兆しがあるということでございまして、財政調整用基金20億の0の見通しは1年先になるということでございました。そして、35年度までの間に、毎年6億から10億円が4億円から7億円、合計24億円が22億円、財源不足が生じるということでございましたが、いずれにしましても、厳しい時期と重なりますので気になるところであります。

しかし、義務教育の環境整備は待ったなしであります。幸い、今議会の議案第68号補正予算で、飯野小学校増築工事設計委託料が計上されております。この委託の内容について、プレハブ造りかRC造りか、どの部分に増築、または接続するのか。増築教室の数、何年度着工予定で、何年度完成予定見込みか。何年度の入学生から対応し、何年度までを見通した増築設計になるのかお尋ねをいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 13番石田議員の1番目の質問、飯野小学校の児童数増加に伴う今後の対応についてお答えいたします。

現在、議員おっしゃるとおり、飯野小学校では毎年、児童数が増加傾向にあります。今年度の飯野小の児童数は、特別支援学級の児童も含めまして、1年生と2年生が33名、3年生が26名、

4年生が29名、5年生が21名、6年生が21名で、先ほどおっしゃいましたように、163名の児童数であります。特別支援学級を除き、全ての学年が1学級で今推移しておるところでございます。

また、平成31年度以降の入学予定者数を住民登録されている数から推定しますと、平成31年度が23名、32年度が37名、33年度が34名、34年度が35名となります。この児童数の増加に伴う今後の対応で一番問題となります点は、おっしゃるとおり、教室数が足りなくなるということであります。

この点につきまして、説明をさせていただきます。まず、小学校の学級数の算定方法について、御説明いたします。

小学校は1、2年生につきましては、35名までが1学級です。1、2年生につきましては、35名までが1学級。36名から70名までが2学級になります。また、3年生から6年生につきましては、40名までが1学級、41名から80名までが2学級との決まりがございます。

この決まりに従いますと、平成32年度の1年生は先ほど申しました37名ですので、35名を超えるということになりますと、2教室が必要となります。しかし、現在の飯野小には空き教室がなく、教室が不足する事態となりかねません。加えて、先ほど議員もおっしゃられたとおり、飯野小校区には、現在も合計30戸以上の築計画や集落内開発が進行中でありまして、今後さらなる児童数の増加が確実な状況でございます。

そのような状況の中で、教室数の不足を解消するために、現在使用しておりますパソコン教室と図書室を改造し、普通教室として使用します。増築部分には、特別教室棟としまして、パソコン教室、図書室、家庭科室の3教室並びに普通教室を1教室、新たに整備したいと考えております。なお、増築の位置でございますけれども、現在の低学年教室の南側を計画しており、接続は児童昇降口との接続を予定しているところでございます。

また、今回増築をいたします教室は、耐用年数30年の軽量鉄骨造を計画しておるところでございます。

今回、先ほどありましたように、補正予算に飯野小学校増築工事設計委託料を計上させていただいているところでありまして、御承認をいただきましたら、早急に設計を行い、平成31年度中に増築工事を完成させたいと計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 今の説明で詳しく分かりました。31年度に着工予定ということでございますね。ということは、32年度から対応できるようということですね。今の説明を聞きまして安心したところであります。今後、早目の計画的な対応を要望しておきます。

そして、同時にですね、既設の今の校舎ですね。これは塗装自体がかなり古くなっていると思います。そういうことで、かなり暗いイメージがするわけでございますので、これも要望でございますが、既設の校舎、それに体育館も合わせまして、もう少し明るい色で塗装のお色直しもひとつ検討していただけないものかと思っております。一度、調査でもしていただければいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 今おっしゃいましたように、今後とも、各小中学校の環境整備につきましては、それぞれの実態等々を把握しながら、早目早目の計画的な対応をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） どうもありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

次に、仮設住宅入居者対策でございますが、1番目の入居期限についてでございます。新たに住居を確保し、仮設住宅を退去された人たちが増えてきました。自宅再建途中の人や、いまだ方針が決まっていない人もたくさんおられます。一方、原則2年間の入居期限は切れ、1年の延長に入った団地もありますが、今後、再延長、再々延長はあり得るのか、お尋ねいたします。あるとすれば、いつごろから、再延長は何年ぐらいの見込みになるのか。なかなか難しい問題だとは思いますが。

○議長（稲田忠則君） 石田議員、二つ目も言ってください。

○13番（石田秀敏君） 二つ目がですね、仮設住宅の統廃合についてでございますが、今後、統廃合はあるのか。あれば、当然これは考えなければいけない問題と思いますが、あれば、時期はいつごろから統廃合に入るのか。そして、また、その候補はいかがなものか。

入居者の方は心づもりもあるだろうと思いますし、いつまでもこのまま仮設住宅で暮らせるのか、不安がっておられる方も多くございます。早くこの町の方針を示すべきではないかと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 13番石田議員の、まず、仮設住宅の入居期限についての御質問にお答えをいたします。

応急仮設住宅の共用期間は、災害救助法によりまして原則2年となっておりますが、公共事業や災害公営住宅整備の工期の関係など、やむを得ない理由があり共用期間内に退去できない場合に限って、1年間の延長が認められております。現在も、公共事業などで住まい再建ができず、困っている方々がいらっしゃいますので、町としても、次回延長について、国及び県に要望をしているところございます。

この協議において延長が認められる要件が厳しくなることも予想されておりますので、あらかじめ町におきまして、仮設住宅の入居者の方々に対しまして、住まい再建状況の聞き取り調査を行っているところであります。この調査を通して明らかになった課題につきましては、早期に関係する相談窓口や支援員につなぎ、住まい再建のサポートをしてみたいと思います。

これからも、入居者の住まいの確保に向けて、一人一人に寄り添いながら支援を行ってみたいと考えております。

次の仮設の統廃合につきましては、吉村議員の質問にもありましたが、仮設団地入居者の退去が進むことに伴い、対応しなければならない問題としまして、残された方々が取り残され感を覚えられること。団地内のコミュニティーの脆弱化、防犯能力の低下などが考えられます。

そこで、町としては、入居者が安全・安心に暮らせる環境を保てるよう、集約する必要がある

と考えております。集約に当たりましては、入居者の家族構成や身体的な事情などに配慮しながら、集約方針を設定した上で、入居者の思いを十分にお聞きし、時期や順位を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 石田議員。

○13番（石田秀敏君） 入居期間につきましては、理由次第では、再延長もあるだろうというようなところがございますかね。それと、統廃合についてはですね、これは一番難しい問題といたしますので、しかしながら、入居者の心構え、心づもりもあると思いますので、できるだけ早く、早目に、早い時期に方針を示していただきたいと要望して、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 石田秀敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時25分

平成30年第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年9月11日午前10時00分招集
2. 平成30年9月19日午前10時00分開議
3. 平成30年9月19日午前11時36分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 議案第86号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第88号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第89号 公有財産の取得について
- 日程第6 議案第90号 公有財産の取得について
- 日程第7 議案第91号 公有財産の取得について
- 日程第8 議案第92号 公有財産の取得について
- 日程第9 議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第10 益福第2623号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 益福第2624号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 柴正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 石田秀敏君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文
-

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	塘田仁君	総務課審議員	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君
代表監査委員	濱田義紀君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。それでは、総務常任委員会報告を始めさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成30年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第74号、平成29年度益城町一般会計決算認定について中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年9月12日。②審査状況。平成30年9月14日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月18日午前10時から、全委員出席のもと、木山中学校及び津森小学校を

視察した。

3、審査の内容と結果。議案第68号ほか1件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第68号については、第2表債務負担行為補正の中の益城中央被災市街地復興土地地区画整理用地先行買収事業で、土地開発公社を使う理由、時期、今後の流れ及び土地開発公社のリスクについて質疑があり、担当課長から詳しい説明を受けるとともに、今後は災害復興特別委員会や全員協議会において、定期的に報告していくことを確認した。

次に、町民表彰等審査委員会報酬及び謝礼についての質疑があり、担当課長から、当委員会を4名の委員で組織する予定であることと、表彰の時期は来年の3月ごろを予定していることなどの説明を受けた。

また、復興将来像イメージ図作成等業務についての質疑があり、担当課長から、イメージ図は復興計画の都市構造図に記載をしている拠点について作成するとの説明を受けた。

また、小中学校の要・準要保護援助費について質疑があり、担当課長から、小学校については前年比約60%、中学校については前年比約80%となっているとの説明を受けた。

また、成人式会場設置委託料についての質疑があり、担当課長から、成人式は再春館製菓所の体育館で行うため、当初予算にも150万円の予算を計上していたが、打ち合わせを進めていく中で、体育館の床に養生シートを敷く必要があることが判明し、予算が不足することとなったため、今回計上したとの説明を受けた。なお、体育館の使用料は無料であるとの説明も受けた。

最後に、四賢婦人記念館についての質疑があり、担当課長から、今回の補正についての説明と四賢婦人記念館移設に関して、今までにかかった費用についての説明を受けた。

議案第74号については、町税の不納欠損についての質疑があり、担当課長から、不納欠損は時効で処理する場合と、不動産や口座などの財産調査をしても差し押さえできる財産がなければ、収入などを調査し、執行停止をした後、不納欠損する場合があるとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した木山中学校テニスコート壁打ちブロック塀については、現地において担当課長から説明を受け、撤去が完了していることを確認した。

木山中学校渡り廊下については、現地において担当課長から説明を受け、西側の渡り廊下の工事が完了していることを確認した。また、現在、工事中の東側の渡り廊下については、できるだけ早く完了するよう要望した。

津森小学校石積み及びブロック塀については、現地において現状を確認するとともに、担当課長から、今後これらを撤去し、新たにフェンスを設置する予定であるとの説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年9月19日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

これで総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成30年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第69号、平成30年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。議案第70号、平成30年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。議案第71号、平成30年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。議案第73号、平成30年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。議案第74号、平成29年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第75号、平成29年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第76号、平成29年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第77号、平成29年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第80号、平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第81号、益城町健康管理センター設置条例を廃止する条例の制定について。議案第85号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年9月12日。②審査状況。平成30年9月14日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月18日午前10時から、全委員出席のもと、テクノ仮設団地内の地域支え合いセンターを視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第68号ほか11件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第68号については、第五保育所震災復旧移転新築工事の工期等について質疑があり、担当課長より、当初平成30年11月までの完成を予定し、プレハブリース契約を締結したが、平成30年6月の入札結果で、平成31年1月末までの工期となり、平成31年3月までに供用開始できるとの説明を受けた。

また、3款民生費の児童福祉総務費の修繕料について質疑があり、担当課長より、広安西小学校放課後児童クラブとつどいの広場とんとんのプレハブの基礎杭の撤去費用との説明を受けた。

議案第69号については、10款繰入金について質疑があり、担当課長より、法定内繰入であるとの説明を受けた。

議案第71号については、償還金について質疑があり、担当課長より、平成28年度が熊本地震による影響により介護保険料の減免分等が増加し、現金不足になった経緯があったため、平成29年度は予算を増額計上したとの説明を受けた。

議案第74号については、敬老祝金の不用額について質疑があり、担当課長より、敬老祝金は実績としての支払額のため、不用額については、転出や死亡によるものとの説明を受けた。

議案第75号については、国民健康保険税の収納状況について質疑があり、担当課長より、現年度分の収納率94.9%で、平成29年度より収納対策チームを編成し、収納に対して力を入れているとの説明を受けた。

議案第76号については、後期高齢者の保険証の交付について質疑があり、担当課長より、新たに後期高齢者医療制度に加入される方に交付説明会を開催し、制度等の周知をしているとの説明を受けた。

議案第77号については、歳入が昨年より増加した理由についての質疑があり、担当課長より、震災後、給付の申請が増え、交付額が増加したとの説明を受けた。

議案第80号については、水道料金の見直し等について質疑があり、担当課長より、今後予定される復興事業の区画整理・県道熊本高森線の4車線化・新住宅エリアに水道管の新設に、概算で十数億と既設水道老朽管の更新等にかなりの事業費が予定されるため、水道料金の根本的な見直し等が必要になるとの説明を受けた。

議案第85号については、広域連合議会議員の選出方法等について質疑があり、担当課長より、現在32名の広域連合議会議員を構成市町村数の45名に改正するものとの説明を受けた。

議案第70号、議案第73号、議案第81号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。現地視察については、テクノ仮設団地内の地域支え合いセンターにおいて、キャンパス熊本代表から、現在の入居率が65%まで下がった状況及び今後、自治会長等、役員のなり手がなくことや、仮設住宅の集約の課題が考えられるとの説明を受けた。委員からは、新たな課題に対しても、被災者に寄り添った支援をお願いしたいという意見があった。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年9月19日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 皆さん、おはようございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済委員会報告書。平成30年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第68号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（建設経済委員会関係）。議案第72号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。議案第74号、平成29年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済委員会関係）。議案第78号、平成29年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。議案第79号、平成29年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。議案第82号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第83号、益城町地域活性化住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第84号、町道の路線認定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年9月12日。②審査状況。平成30年9月14日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月18日午前10時から、委員5名中4名出席のもと、木山・宮園地内の町道の路線認定箇所、飯田地内の上小池地区揚水機復旧現場、馬水地内の馬水地区災害公営住

宅建設予定地を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第68号ほか7件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決及び認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第68号では、7款商工費の19節負担金補助及び交付金の商店街にぎわい復興支援事業について質疑があり、安永地区の飲食店復旧に伴う催し物について説明があった。また、8款5項の17節公有財産購入費について質疑があり、全ての災害公営住宅整備事業費を見込み、今回の補正予算について計上したとの説明があった。さらに、11款災害復旧費2目河川災害復旧費の15節工事請負費について質疑があり、施工箇所についての説明があった。

議案第72号では、1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費8節報償費の報奨金について質疑があり、報奨金の予定件数等について説明があった。また、22節補償補填及び賠償金の下水道工事に伴う上水補償費についても質疑があり、補償対象区域及び補償概要について説明があった。また、2款災害復旧費の13節委託料について質疑があり、委託箇所及び設計延長について説明があった。

議案第74号では、8款土木費の4項1目19節負担金補助及び交付金について質疑があり、今後の各協議会への運営補助金の支払い期限及びまちづくり協議会の継続について説明があった。

議案第78号では、歳出の2款災害復旧費の13節委託料繰越明許について質疑があり、下水道処理場災害復旧の進捗状況について説明があった。

議案第79号については、特段の意見はなかった。

議案第82号の益城町営住宅条例の一部改正について質疑があり、砥川第1団地の完了について予定どおり年内完成するよう要望があった。また、災害公営住宅入居に際し、連帯保証人を立てられない方の対処方法について質疑があった。

議案第83号については、特段の意見はなかった。

議案第84号については、町道認定する当該道路は現在も車両とあわせ、歩行者の利用も多く、今後、災害公営住宅を建設することにより、さらに交通量が増える見込みである。将来、道路改良の予定があるのであれば、通行に余裕のある道路を設計してほしいとの要望があった。なお、災害公営住宅の整備については、道路幅員6メートルを計画しているとの説明があった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、木山・宮園地内の町道認定予定箇所については、現地を確認し、担当課より、災害公営住宅建設に伴う道路拡張計画について説明を受けた。

飯田地内の上小池地区揚水機復旧現場については、担当課より、地震前の揚水ポンプの使用状況と管理方法について説明を受けた。また、委員より、復旧については、稲刈り後、早急に調査を行うよう意見があった。

馬水地内の馬水地区災害公営住宅建設予定地については、現地を確認し、担当課より、建設計画の概要及び埋蔵文化財の発掘の進捗状況について説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年9月19日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員長の報告を終わります。

質疑に入ります前に、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限られます。また、発言は簡明にお願いいたします。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。各常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

総務委員長にお伺いしたいと思います。どうも報告書の中からは読み取ることができませんでしたので。報告書の中からですね、内容が読み取ることがちょっと難しかったのでお伺いしたいと思います。

議案第68号の益城町一般会計補正予算中の中で、ページがですね、29ページ、10款教育費1目社会教育総務費、その中で13節の委託料、成人式会場設置委託料。よろしいですか。大丈夫ですか。その中でお伺いしたいと思います。補正予算の30万の審議の中で、30万についてはですね、よく分かりました。しかしながら、体育館の使用料は無料であるということで質問したいと思います。当初予算の150万の中でですね、その体育館の使用料は組んであったのかどうかというような意見はなかったかどうか。当初より、体育館は再春館の体育館をただで貸してあげるということであれば組んでなかったんじゃないかと思うんですけど、今回の委員長報告の中で、使用料がただということだったものですから、当初の予算は150万の中に組んであったのかどうかについて、準備委託料ですね、そういうお話があったかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 15番竹上議員の質問にお答えいたします。

再春館製薬所での成人式会場設置につきまして、当初予算の150万の中には体育館の使用料の組み込みはなく、今回は150万の中には無料でもともと入っておりませんでした。今回、30万の計上してある分が養生シート、話し合いの中で増えていったので、30万増えて180万になりましたという、そこまでの御説明でございました。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員、いいですか。

○15番（竹上公也君） はい、結構です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

総務委員長にお伺いいたします。総務委員長の報告の中で、議案第68号、第2表債務負担行為補正の中の益城中央被災市街地復興土地区画整理用地先行買収事業で、土地開発公社を使う理由、

時期、今後の流れ及び土地開発公社のリスクについて質疑があり、担当課長から詳しい説明を受けたとの報告がありましたが、公社を使う理由と時期、なぜ今使うかという、土地、それと土地開発公社の特にリスクについてどのような説明がありましたか、教えてもらいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 2番下田議員の御質問にお答えいたします。

土地開発公社を使う、なぜ公社を利用するのかということでの御質問がございました。今回は、土地開発公社で先行買収をしようとするのは、にぎわいや公共用地の機能確保のための土地を調整用地として取得することにより、換地をよりスムーズに行うため、また、公社で先行買収するものとなっております。

それから、購入する時期についての御質問がございました。これにつきましては、木山の土地区画整理事業の仮換地が始まるのが早くて32年度からということになりますので、町として用地取得する時期は、土地区画整理の計画がある程度固まり、そして換地がまとまれば一般会計予算に計上させていただくということになります。また、にぎわいのための用地もまとまれば、国庫補助などの歳入関係も一緒に予算計上をするということになるかと思われましてという執行部からの御説明でした。

それと、土地開発公社のリスクについての御質問でした。今回の先行買収は、区画整理協議会の中で関係機関、また、団体、これは木山まちづくり協議会親会など商工会なども議論をされて必要となったものであり、町もその意見を取り入れて9月定例会にも提案されているものです。また、土地開発公社は、町が必ず購入するという事で債務負担行為を設定しているので、公社のリスクはないと考えているということでの説明をいただいておりますので、リスクはないという説明をいただきました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。

建設経済委員長にお伺いいたします。議案第82号、益城町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてということの報告の中で、入居に際し、連帯保証人を立てれない方の対処方法についての質疑があったとのことだったんですけど、その内容とはどういったものだったのか。例えば、実際に身寄りのない高齢者、連帯保証人は立てれない、そういった方についてはどのように対処するか、そういった対処方法も示されたのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 1番上村議員の質問にお答えいたします。

連帯保証人について質疑があったがということなんですけども、連帯保証についてはですね、個別に相談をしていただき、代わりに身元引受人とか、入居後に、連帯保証人をつけていただくという形で説明があっております。また、内容についてはですね、最終的には、委員会の中では、個別に相談をしていきたいと。そうすると、身寄りがなくてもですね、それなりに、今回は災害復旧の形で出しますので、身寄りがなくても入居は可能という形で説明を受けております。以上

です。

○1番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○1番（上村幸輝君） ええ。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。

私は、福祉常任委員長に1点と、それから建設経済常任委員長に1点質問をさせていただきます。

まず、福祉常任委員長に対する質問ですが、議案第80号、平成29年度益城町水道事業会計決算書の中で、水道料金の値上げについての話が出ておりますけれども、どういう質問があつて、どういう答弁があつたのか、このあたりを教えていただければと思います。できるだけ具体的に教えていただければ助かります。

次に、建設経済常任委員長に対する質問ですが、議案第68号の審議の中で、7款商工費19節負担金補助及び交付金の安永地区での商店街にぎわい復興支援事業、これについてお話が出ています。これもどのような質問があつて、どのような答弁がなされたのか、この点について教えていただきたいと思つています。以上、2点よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9番宮崎議員の1回目の質問にお答えいたします。

80号、平成29年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての質問でございます。どういう質問があつて、どういう執行部からの答弁があつたかということでございます。報告書の中に、さらなるコスト削減に努め、今後は水道料金使用料の根本的な見直しも検討とあるが、やはり水道使用料を上げる時期に来ているのではないかという質問がありました。今後、予定されている事業といたしまして、区画整理、4車線化、新住宅エリア等に伴う水道管の布設があり、水道管布設には補助がなく、全部で13億円程度を見込んでいます。そうすると、水道料金を上げざるを得ない。ただ、公共料金の値上げということで、住民への説明を十分に行った上で検討していかなければならないということでございます。また、当然、40年以上の老朽した管の布設がえも入っております。その布設がえができないようになってくる、区画整理等の新設管布設が待たなしの状態となっております。それと、古い水道管の更新ができなくなるという説明をいただいております。北海道地震もあつたので、計画的にやっけていかないといけないということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 宮崎議員の1回目の質問にお答えします。

商店街の復興事業という形の中で説明がありまして、どういうことがあつたかということで説明がありまして、平成28年熊本地震を機に、安永地区に商工業者で安興会ですかね、これが立ち上げられ、昨年度は葬祭公社の再開にあわせて開催されました。今回は、やまもとやの再開をメ

ーンに開催とするもので、その事業の補助です。露店とその内容についてはですね、露店等を開いて自分たちで販売し、その販売価格も原価を切るような価格に設定している、そういう形で実施をするということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 両委員長から1回目の答弁をいただきました。

福祉常任委員長に重ねてちょっとお尋ねしますが、水道料金の値上げの検討は、将来いろんな事業が予想されるので、当然、経費がかかる、こういう話の中で値上げを検討しなければいけない、こういう話が出てますが、いつごろから検討し始めて、大体、町民に対する値上げは何年度ごろからという話が出たんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから、建設経済常任委員長に2回目の質問なんですが、要は復興支援事業の一環として行われますので、商店街にぎわい復興支援事業ですね、これについて、今、特に安永地区はいろいろあるんですが、それ以外のところで、どこかこういう催し物をおやりになっているとか計画をされているとか、こういう話題はなかったんでしょうか。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 9番宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

値上げはいつごろかという、そういう質問はありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

復興支援事業で安永地区みたいな形でほかにあれはなかったかということでございますけれども、委員会の中ではそういう説明はあっておりません。質疑もあっておりませんので。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございますが、2回目の質問への答弁ありがとうございました。

福祉常任委員会で検討されました水道料金の値上げ問題についてはですね、非常にやっぱ住民も関心を持つと思うんですよ。これは、よくよく、我々も福祉常任委員会が主担任で検討されますけれども、我々も一緒になってですね、これ考えなきゃいかん事項かなと、こういうふうに思いましたので質問をさせていただきました。

それから、建設常任委員会に御質問させていただいたですね、商店街のにぎわい復興支援事業、これについては少し私の受ける感じではですね、商工会を中心にこれをおやりになっているんですけども、町でありますまちづくり協議会、これも一緒になってですね、町のにぎわいづくりを進めていったほうがより効果が上がるのかなという感じがしますので、我々もそういう観点から、今後、努力していきたいなと思います。以上、私の2点の質問に対して真摯に答えいただきましてありがとうございました。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

福祉常任委員長に2点ほどお尋ねいたします。

まず、議案第71号、8ページの償還金について質疑があつておりましたが、非常にこの償還金が増えたということで、介護保険が少なくなったという質疑があつたかと思ひます。それについて、できましたら詳細な説明をお伺ひいたします。

それから、テクノ団地内において、自治会長等に役員のみ手がないということは、非常に今後、支障を来すのではないかと思ひますが、その点について何か方法がありましたら教えていただきたいと思ひます。

それから、議案第75号、国民健康保険税の収納状況、95%ですかね、収納対策チームをつくつたということですが、その前の収納等について、収納対策をつくつたから95%によくなつたということであるかと思ひますが、それ以前の状況についてのお話があつたら御説明をいただきたいと思ひます。以上、よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 16番渡辺議員の1回目の質問にお答えします。

議案第71号ですね、償還金がかなり増えているということの質問でございます。これは、平成28年度が熊本地震による影響で、減免分等が大幅に増えて、償還期限の3月末ぎりぎりになって現金がなくなっている経緯があり、お金は後から入ってくるため、減免分を特別調整交付金で賄うが、3月31日にならないと現金が入ってこないため、予算はあつても現金がなく、当時、基金から繰り入れた、今回は2月に29年度の半年の延長の通知があり、前回のことを踏まえ、多目に予算の計上を行ったということでございます。

それと、平成29年が94.9%でございます。平成22年度が89.98%、平成23年度が88.91%、平成24年が92.47%、平成25年が92.52%、平成26年が94.26%、平成27年が93.98%、平成28年が93.25%となっております。

それと、視察ですね、地域支え合いセンターで、自治会活動が今、縮小化しているということで、リーダーシップのある方が12月に退去予定、次のリーダーが育っていないということで、なかなか次の自治会を受けられる方がいらっしゃらないということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員。

○16番（渡辺誠男君） どうも答弁ありがとうございました。71号については大体分かりましたが、75号についても収納対策チームをつくつたからよくなつたということはよく分かります。ありがとうございました。

それから、仮設団地の自治会長さん、この自治会長さんは、非常に後をつくるのに困っているということでしたが、やはり早急にそういうところは、また、執行部とも団地の自治会に行つて、やっぱり後もつくらないと、今後、非常に支障を来すのではないかと思ひますので、その点もよろしくお願ひしときます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論ないようですので、これで議論に対する討論を終わります。

これより議案第68号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第85号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの提出18議案について採決いたします。

議案第68号について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第68号については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号から議案第73号までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 全員起立です。よって、議案第69号から議案第73号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号から議案第79号までの6議案について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第74号から議案第79号までの6議案については、委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第80号について、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第80号については、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第81号から議案第85号までの5議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第81号から議案第85号までの5議案については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 議案第86号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第86号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第86号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町益城福富地区他污水管災害復旧（21-14他D）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、益城町大字福富の第一保育所南側の被災しました下水道管渠261.2メートルの復旧を行うものです。工事の主な内容としましては、推進工と開削工により下水道管渠復旧となります。

工期につきましては、平成31年3月31日までを予定しております。

契約金額は6,696万円で、契約の相手方は、益城町大字福富719番地、有限会社富田産業でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第86号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第86号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第86号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第87号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第87号「工事請負契約の締結について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第87号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

大規模滑動防止事業（上小谷地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、上小谷地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事を行うものです。工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、抑止杭工、安定処理工となります。

契約金額は4億5,684万円で、契約の相手方は、熊本市中央区水前寺6丁目46番21号、村本建設株式会社熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第87号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第87号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第87号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第88号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第88号「工事請負契約の締結について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第88号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

大規模滑動防止事業（下小谷地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、下小谷地区におきまして、熊本地震により被災しました擁壁等の復旧工事を行うものです。工事の主な内容としましては、擁壁工、鉄筋挿入工、抑止杭工、安定処理工となります。

契約金額は5億5,317万6,000円で、契約の相手方は、熊本市北区植木町伊知坊886番地2、東興ジオテック株式会社熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第88号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第88号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第88号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第89号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第89号「公有財産の取得について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第89号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、災害公営住宅建設用地の整備に係る財産取得で、馬水地区の整備宅地面積は約1万1,900平米です。別紙参考図のとおり、建物本体工事に先駆けて宅地整備工事を施工するもので、道路埋め込み式調整池、擁壁等を整備していく計画です。

現在、都市再生機構におきまして施工業者の公募中であり、11月上旬から整備工事に着手予定で、取得予定価格は2億4,242万2,200円です。

取得の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目2番4号、独立行政法人都市再生機構九州支社です。なお、今後、建物本体の整備内容の詳細、費用等が明確になり次第、本譲渡契約の変更をお諮りしていく予定です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第89号「公有財産の取得について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第89号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第89号「公有財産の取得について」

は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第90号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第90号「公有財産の取得について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第90号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

先ほどの議案第89号と同様に、災害公営住宅建設用地の整備に係る財産取得で、安永地区です。整備宅地面積は約1万2,900平米です。別紙参考図のとおり、建物本体工事に先駆けて宅地整備工事を施工するもので、道路埋め込み式調整池、污水管等を整備していく計画です。

現在、都市再生機構において施工業者の公募中であり、11月上旬から整備工事に着手予定で、取得予定価格は2億4,879万9,080円です。

取得の相手方は、福岡市中央区長浜2丁目2番4号、独立行政法人都市再生機構九州支社です。

なお、今後、建物本体の整備内容の詳細、費用等が明確になり次第、本譲渡契約の変更をお諮りしていく予定です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第90号「公有財産の取得について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第90号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第90号「公有財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第91号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第91号「公有財産の取得について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第91号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、島田地区の災害公営住宅整備計画に伴い、用地を取得しようとするものであります。

場所につきましては、東無田集落の南部に位置する農地で、別添詳細図のとおりでございます。当該地に18戸の建設計画です。なお、島田地区においては、このほか、東無田の集落内に2カ所、12戸の建設予定であり、全部で3カ所の30戸の建設計画となっております。

取得予定地は、益城町大字島田字蕨野地内8筆の6,913平米、取得予定価格4,355万1,900円となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第91号「公有財産の取得について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第91号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第91号「公有財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第92号 公有財産の取得について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第92号「公有財産の取得について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第92号、公有財産の取得について御説明申し上げます。

この議案は、田中地区の災害公営住宅整備計画に伴い、用地を取得しようとするものであります。

場所につきましては、旧第五保育所の西部に位置する農地で、別添詳細図のとおりでございます。当該地に21戸の建設計画です。

取得予定地は、益城町大字福原字園田地内10筆の6,201平米、取得予定価格3,906万6,300円となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第92号「公有財産の取得について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第92号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第92号「公有財産の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第93号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、議案第93号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第93号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

平成30年9月26日に現行委員の任期が満了することに伴い、新たに後任の委員を選任するもので、地方税法第423条第3項の規定によりまして議会の同意を得る必要があるため今回提案を行うものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第93号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第93号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」の件については、同意することに決定しました。

日程第10 益福第2623号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 日程第10、益福第2623号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第2623号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、その職務として自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等、適切な処置を講ずること、その他人権擁護に努めることが主な職務となっております。

そのようなことで、現委員の坂本隆憲さんが平成30年9月30日の任期満了をもって退任される見込みですので、今回、福原3641番地の牧村俊一さんを新たな委員として提案するものです。

牧村さんの履歴につきましては、履歴書を添付いたしております。最適任だと思います。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等がありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

益福2623号「人権擁護委員の推薦について」の件は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思います。御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては適任ということで答申することに決定しました。

日程第11 益福第2624号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲田忠則君） 次に、日程第11、益福第2624号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件を議題とします。

本件の審議につきましては、中川公則議員から議場から退場する旨の申し出がありました。中川議員の退場を許します。

（中川議員退席）

日程第11、益福第2624号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件につきまして、人権擁護委員法の規定に基づき、町長からの諮問です。

町長の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 益福第2624号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、皆様御承知のように、人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委嘱され、その職務を行います。その職務は、自由人権思想に関する啓発及び宣伝、民間における人権擁護運動の助長、また、人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報収集を行い、法務大臣への報告、関係機関への勧告等、適切な処置を講じ、人権擁護に努める活動を行います。

現委員の中川節子さんの任期は平成30年、本年3月31日で任期満了となり、後任者を探していましたが、本人より引き続き職務遂行の意思が確認できました。人権擁護委員法第9条に、人権擁護委員の任期は3年とする、ただし、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うとあり、現在も熊本人権擁護委員会委員協議会の委員として活動をされております。また、益城町男女共同参画委員としての役職にもついておられ、人望も厚く、最適任と思ひ、今回、再任という形で提案するものでございます。

中川さんの履歴につきましては、添付いたしておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 町長の説明が終わりました。

御意見、御質問等はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、本件に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

益福第2624号「人権擁護委員の推薦の件について」は、この諮問のとおり適任ということで答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本件につきましては適任ということで答申することに決定しました。

中川公則議員の入場を認めます。

（中川議員入場）

日程第12 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付し

てありますとおりに派遣することに決定しました。

日程第13 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第13、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

9月11日から本日まで9日間にわたりまして御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

これで平成30年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員